

社会教育における人権学習の手引

は も ん
波 紋



すべての人の人権が尊重される
まちづくり、つながりづくりのために



シリーズ No. 45

滋賀県教育委員会

はじめに

人が人として尊ばれ、幸せな生活を営む上で欠かすことができない権利である基本的人権が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、責務でもあります。

滋賀県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)3月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき、平成15年(2003年)3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。さらに、同方針に基づく人権施策全般を推進するために策定した「滋賀県人権施策推進計画」に関しては、人権をめぐる昨今の様々な課題や社会情勢の変化、また県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、令和6年(2024年)7月に第2次改定版を策定しました。また、令和5年(2023年)3月文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(CO-COLOプラン)について」を受けて、滋賀県でも、不登校対策や夜間中学での学び直しなど、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、引き続き取組を進めております。

県教育委員会においても、「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」に基づいて、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育む取組を進めております。

県生涯学習課としましては、今後も県民一人ひとりが、日常の様々な場面で起こっている人権課題に気づき、正しく理解した上で、自らの生き方に関わる問題として受け止め、自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の充実や学習情報の提供など、学習環境づくりに努めてまいります。

この社会教育における人権学習の手引「波紋」を地区別懇談会や各種の研修会などで広く御活用いただき、様々な人権課題を取り上げていただきながら、学習機会の工夫や改善が推進されるとともに、学習の輪が一層広がり、人権が尊重される社会づくりの実践につながることを願っております。

最後になりましたが、本冊子の発刊にあたり、事例や情報等を御提供いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和8年(2026年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

も く じ

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ	… 1
1 なぜ人権教育か	… 1
2 地域での人権教育を進める推進員の役割	… 2
3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～	… 2～3
II 豊かな学びをつくるために	… 4
本冊子の活用にあたって	… 5
学習の流れ	… 6
【ワークシート編】	
1 女性	(解説編 … 29) … 7～8
2 子ども	(解説編 … 30) … 9～10
3 高齢者	(解説編 … 31) … 11～12
4 障害者	(解説編 … 32) … 13～14
5 部落差別(同和問題)	(解説編 … 33) … 15～16
6 外国人	(解説編 … 34) … 17～18
7 患者	(解説編 … 35) … 19～20
8 犯罪被害者等	(解説編 … 36) … 21～22
9 性的指向・ジェンダーアイデンティティ	(解説編 … 37) … 23～24
10 インターネット上の人権侵害	(解説編 … 38) … 25～26
11 その他	… 27～28
【解説編】	各人権問題別ワークシート活用例・解説 … 29～38
【参考資料】	知っていますか？LGBTのこと … 39～42
	アイスブレイキングの手法 … 43
III 社会教育関係団体等における実践事例	… 44
● 事例1 学区で行われる行事で人権意識を高めよう！	… 45～46
● 事例2 誰一人取り残さない家庭教育支援	… 47～48
● 事例3 ジェンダー平等プログラムのとりくみについて	… 49～50
IV 資料等	… 51
● 2026 年度各種研修会等の案内	… 52～53
● 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋	… 54～57
● 同和施策・人権施策の法整備流れ図	… 58～59
● 100 年前の人々が願ったこと ～全国水平社宣言に込められた思い～	… 60～61
● じんけん通信 戦争と平和～戦後 80 年 誰もが尊重される未来を目指して～	… 62～66
● 滋賀県人権尊重の社会づくり条例	… 67～68
● 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	… 69～76
● さわる読書 きく読書 よむ読書 みんなで広げる読書バリアフリー	… 77～82
● 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」	… 83～90
● ヤングケアラーパンフレット、滋賀県子ども基本条例パンフレット、淡海子ども・若者プラン	… 91～107
● 人権の視点から子どもへの関わりを振り返る、子どもへの関わりを振り返るための人権チェックシート	… 108～111
● 「教育機会確保法」って何？～不登校・夜間中学～(文部科学省ホームページより)	… 112～117
● 【参考】令和8年度 夜間学級 学校案内	… 118～120
● 人権について考える(DVD・ビデオ教材を借りる方法) 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課	… 121
● 人権関係DVD・ビデオ教材リスト「しが生涯学習スクエア」保有	… 122～130
● 人権啓発資材貸し出します！滋賀県 総合企画部 人権施策推進課	… 131～132
● 人権に関する相談窓口一覧	… 133～136
● 活用報告書様式	… 137

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ

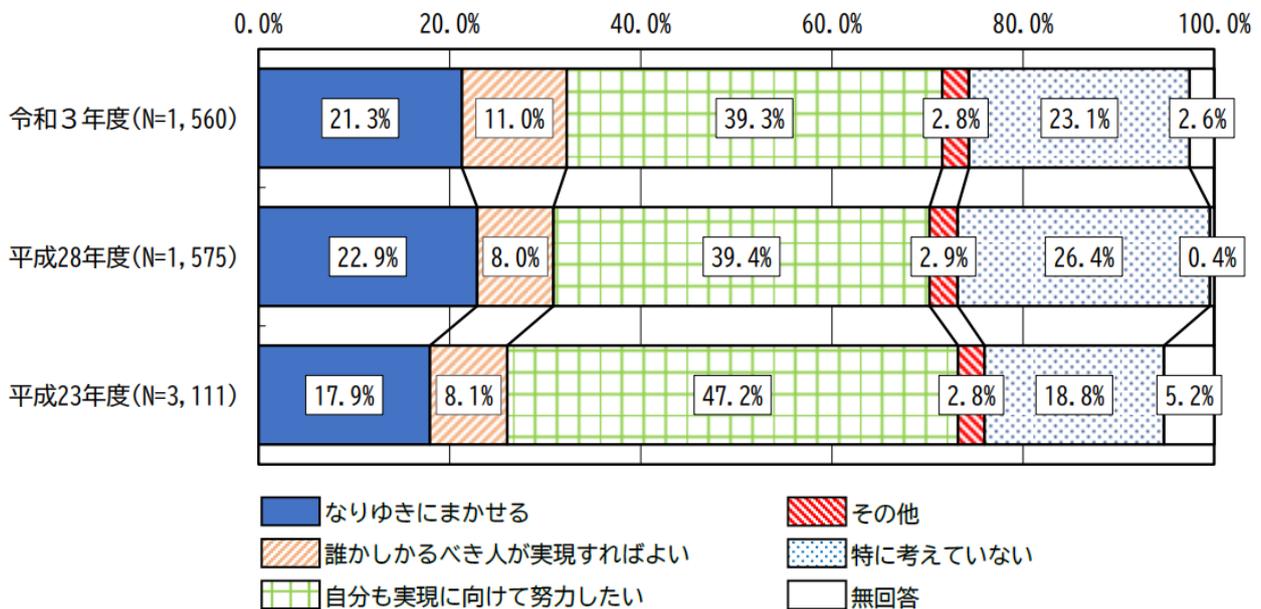
1 なぜ人権教育か

「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたはどのような考え方をお持ちでしょうか。

Q 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方に近いものを選んでください。

- 1 なりゆきにまかせる
- 2 誰かしかるべき人が実現すればよい
- 3 自分も実現に向けて努力したい
- 4 その他
- 5 特に考えていない

「人権に関する県民意識調査」(滋賀県)より



滋賀県では「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施しています。この調査結果において、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」という人は、平成23年度では47.2%と半数近くでしたが、平成28年度には39.4%と約4割に減少し、令和3年度もほぼ同じ割合でした。その一方「なりゆきにまかせる」と「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人を合わせた割合は、平成28年度は30.9%、令和3年度も32.3%と3割を超えており、依然として消極的な考え方の人が一定数いるものと考えられます。

こうしたことから、地域においては人権教育や啓発活動の内容や取組方法の工夫、改善が求められています。そして、参加者が生涯の各時期において、各人の自発的学習意志に基づき、自分自身の問題として実感できるよう、魅力ある学習の場とすることか大切です。

誰もが幸せに生きていくためには、自分だけではなく、みんなの人権が尊重されなければなりません。人権は、私たち一人ひとりの日常生活の中に深く関わっています。

しかし、私たちはそれに気づかずに見過ごしていることがないでしょうか。人権を大切にするためには、まず生活の中で起こっている人権課題に気づくことが必要です。

2 地域での人権教育を進める推進員の役割

滋賀県では、19市町全てに人権教育推進協議会等が組織され、自主的な学習団体として地域ごとの学習会（以下「地区別懇談会」といいます）を実施し、人権教育を進めています。その中心として活動しているのが人権教育推進員等（以下「推進員」）です。推進員は、その居住地を中心に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決のため、様々な取組を進め、差別を許さない明るく住みよい地域社会をつくるための重要な役割を担っています。具体的には、地域での学習の場である地区別懇談会や研修会を企画・運営するなど、人権が尊重される住みよいまちづくりにつなげることが推進員の大きな役割です。

また、地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取組とするためには、推進員は複数年（2年以上）を任期として活動することが望まれます。

（1）期待される推進員の姿とは

- ① 地区別懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。
- ② 常に実態や事実に学び、知識だけに終わらず、差別をなくすための行動につなげる。
- ③ 自ら研修に努め、普段から人権に関する情報を集め、人権意識を高めていく。

（2）推進員の具体的活動

- | | |
|--------|--|
| ① 地域活動 | 地区別懇談会の企画・運営、学区別懇談会等の共同企画
市町・学区など人権教育推進協議会等への参画 |
| ② 啓発活動 | 住民・団体への啓発、集会・つどいへの参加呼びかけ
資料提供、広報紙作成 |
| ③ 研修 | 自己研修、学習会・研修会などへの積極的参加 |
| ④ 推進活動 | 自治会、団体との連絡調整、相談活動 |

3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～

（1）基本方針

- ① 「聞く」懇談会から「話し、考え、参加する」懇談会に
人権問題は、私たち一人ひとりの問題です。そのためには、話を聞くことも大事ですが、自分の言葉で人権問題を語り、考えることが重要です。そうすることによって参加したという充実感も出てきます。全員が参加できるよう工夫をしましょう。また、自由な雰囲気での懇談会を進めましょう。
- ② 草の根の懇談会、地域の実態に合った懇談会を
集まる範囲が狭くなるほど人の集まりもよくなり、懇談会も活発化し、内容も深まります。地域の課題も取り入れながら懇談会を進めましょう。

（2）具体的な手だて

- ① 市町主催の推進員等を対象にした研修会への積極的参加
ア 人権問題の学習を行い、正しい知識や現状を学びます。
イ 懇談会の具体的な進め方について学習します。

② 地区別懇談会の計画（開催日時、会場、テーマ、進め方等の決定）

- ア 開催日時や会場などを決めます。
- イ 自治会長（区長）、地区人推協会長、公民館職員等との協議をし、ねらい、目的の設定、内容、方法について話し合います。（事前のアンケート等も有効です。）
- ウ 開催通知の作成、配布をします。
- エ 当日の進行役等、役割の決定をします。

③ 住民に対する参加の呼びかけ

- ア 自治会長（区長）の協力を得て、呼びかけをします。
- イ 自治体職員、教職員、各種団体責任者等への呼びかけをし、協力を求めます。

④ 事前打合せ

- ア 推進員、自治会長（区長）、助言者等で打合せをします。
- イ 事前アンケートを行った場合、結果の集約と問題点の整理を行い、テーマ設定をします。
- ウ 当日の懇談会の進め方、方法を決定します。
- エ 当時の役割分担をします。

（３）ファシリテーター（進行役）の役割

ファシリテーターは、参加型体験学習会の進行役のことです。地区別懇談会では、地域の実情にあった学習内容・方法を工夫して、学習会を進めます。そのために次の点に気をつけましょう。

- ① 参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促しましょう。
- ② 一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かしましょう。
- ③ 全ての人に参加できるように配慮しましょう。発言を強要したり、批判をしてはいけません。
- ④ プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題が起きた場合は、助言者などに相談しましょう。進行役は回答役ではありません。

（４）助言者の役割

助言者は、その場に出てくる疑問や問題について専門的な立場から相談に乗ったり、問題の深め方について方法を示したりするなど、学習を深める役割を担っています。

人権問題の学習については、早急に決まりきった答えを出したり、自分の考えを示したりするよりも、むしろ進行助言や問題のポイントを示すような、学習全体の深まりについて助言することが望ましいでしょう。そのために次の点について気をつけましょう。

- ① 課題やテーマが参加者に正しく受けとめられているか注意します。
- ② 発言が一部の人に偏ったり、主題から離れ間違った理解の方向に進んだりしたときは軌道修正をします。
また誤りを含む発言については、整理・解決が図られるよう必要に応じて適切な助言を行います。
- ③ 説明的になったり、否定したりする態度はとらないようにしましょう。
- ④ 行政用語、専門用語はできるだけ避け、平易な言葉で話すようにしましょう。
- ⑤ できるだけまとめて最後に、実践に結びつくように助言しましょう。

II 豊かな学びをつくるために

本章は、平成26年(2014年)3月に発行した社会教育における人権学習の手引「語り合い、学び合い、つながり合い」(滋賀県教育委員会)に収録している「ワークシート編・解説編」を改訂し、掲載しています。

それぞれの「ワークシート」を参考にいただきながら、地域や団体等の実情に合わせて、地区別懇談会や研修会等に本冊子をご活用ください。

本冊子「波紋」は、滋賀県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)または、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<https://www.nionet.jp/>)からダウンロードすることができます。

インターネットを通じて、必要なページのみを取り出して閲覧することや、印刷または配布していただくことも可能です。

また、関係機関が作成するリーフレットや関連のあるホームページ、学習動画などへのリンク先なども紹介していますので、それぞれのテーマに沿った学びを広げてください。

☆ アクセス方法は次の通り ☆

1. 滋賀県教育委員会

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習・社会教育・家庭教育
- 生涯学習
- 生涯学習課のページへようこそ!
- 社会教育における人権学習の手引「波紋」

2. 滋賀県学習情報提供システムにおねっと

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習課の取組
- 社会教育の推進
- 人権教育の推進
- 社会教育における人権学習の手引「波紋」

本冊子の活用にあたって

本冊子は社会教育分野における人権教育を行う指導者のための資料として作成しました。以下を参考にし、御活用ください。

● 内容

この冊子は、話を聞くだけではなく参加者同士が「ワーク」を通して語り合い、人権問題を主体的に学ぶ参加型の学習プログラムとなっています。それぞれの「ワーク」は、身近な生活に見られるエピソードを人権の視点で捉え直し、「気づき」「深め」「行動」へつなげるものとなっています。

それぞれの「ワーク」を活用していただくとともに、学習者の状況や地域の学習課題を踏まえ、工夫を凝らしてお互いの学びを深めてください。

● 構成

この冊子は、I 地域で人権教育を進めるみなさんへ、II 豊かな学びをつくるために、III 社会教育関係団体等における実践事例、IV 資料等の4部から構成されています。

特にIIには、各人権問題別のワークシート活用および活用例・解説が記載されておりますので、印刷、もしくは滋賀県学習情報提供システム「におねっと」よりダウンロードして御活用ください。

● 進め方 ～ファシリテーターの方へ（「ファシリテーターの役割」は本冊子P.3をご覧ください）～

① 目的

参加者とともに何を考え、何を学ぶのか、学習の目標やねらいを確認しましょう。

② 参加者の把握

参加者のニーズ（要望）を把握することが大切です。事前にアンケートなどを実施してもよいでしょう。

③ 会場

参加者の倍程度の人数が収容できる広さが必要です。できれば、床が平面で机と椅子が移動できる会場にしましょう。

④ 時間配分

「気づき」から「行動」につながる流れと組立てを考慮して、余裕を持った時間配分を決めましょう。

⑤ 学習プログラムの確認

プログラムの流れと組立て、手法や教材、時間配分、配布物や準備物などできるだけ詳細に学習プログラムを確認しましょう。具体的な流れについては、「学習会の流れ」「解説編」を参考にしてください。

⑥ 全体の流れのシミュレーション

学習プログラムに基づいて、頭の中で全体の流れをイメージして確認しましょう。

⑦ テキストの提示方法

見開きにワークシート書き込み欄、資料、データなどを掲載しています。そのまま印刷して使うことが可能です。内容によっては部分ごとに提示することが効果的な場合もありますので、学習の場面に応じて工夫して使用しましょう。

⑧ 学習の形態

話し合いやワーク等の活動が効果的に行えるグループの人数のめやすは4～6人です。あらかじめグループ分けをしておいてもよいですし、アイスブレイキング（P.37）を行う中で、グループを編成することも可能です。参加者の状況や学習のねらい等に応じて編成しましょう。

⑨ 準備物

参加者人数、使用する用具の確認を行い、準備物は少し多めに用意しましょう。日頃から人権に関する情報を集めておくことがプログラムの組立てに有効です。

● 約束事（学習を始める前に全員参加で確認しましょう）

参加：活動に積極的に参加しましょう

- 参加者の話し合いで作っていく学習会です。一人ひとりが積極的に参加するよう心がけましょう。

尊重：互いの考えや感じ方を尊重しましょう

- 相手の意見をしっかり聴きましょう。また、一人で長く話し過ぎないようにしましょう。
- 発言は強制ではありません。聴いているだけの参加も認めましょう。

守秘：話し合い活動で知った参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう

- 活動の中で知った参加者の個人に関わる話の内容は、他の場所で他人に話したりしないようにしましょう。

社会教育分野における 人権教育で取り組みたい 3つの柱

（「人権教育推進プラン」より）

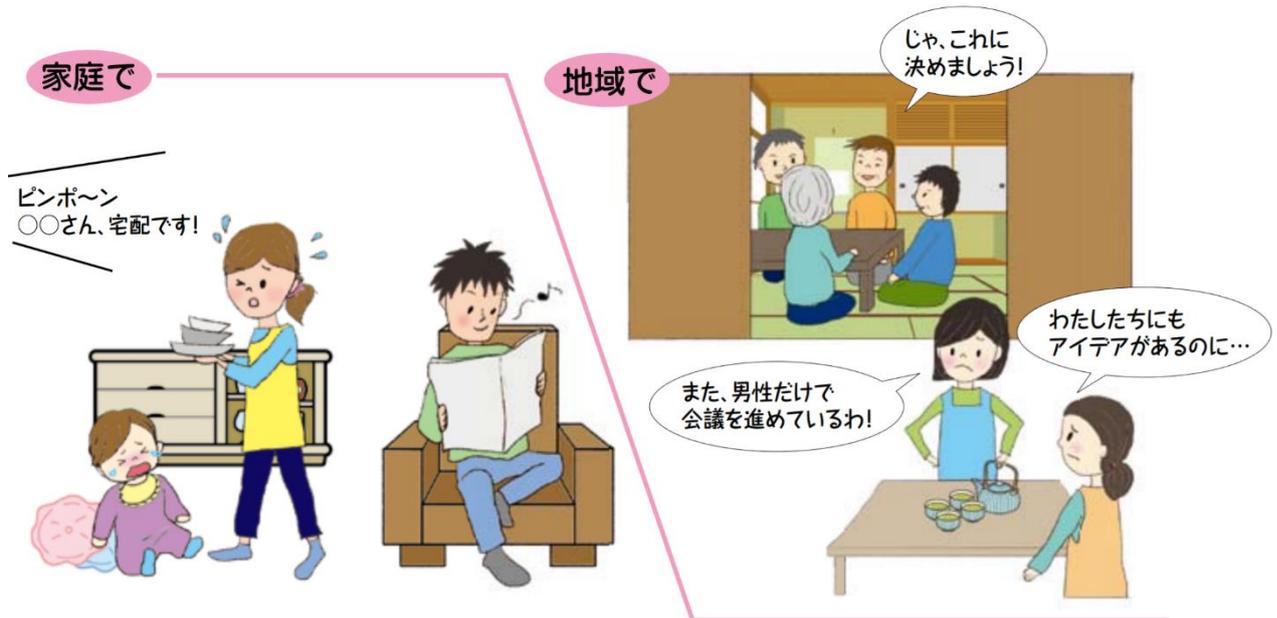
身近な生活の中にある問題に気づくこと

自分の問題としてとらえ行動につなげること

能力や可能性を發揮できる社会をつくること

学習の流れ(60分)		支援のポイント
I 15分	1 趣旨説明 アイスブレイキング グループ分け 2 約束事の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ・学習会の目的を確認します。 →P.29～「各人権問題別ワークシート活用例」参照 ○ 参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気をややかにします。 →P.43「アイスブレイキングの手法」参照 ○ 話し合い活動が行いやすい人数（4～6人）でグループを作ります。 ○ ワークに入る前に約束事（「参加」「尊重」「守秘」）を確認します。
II 30分	3 ワークシートによる活動 【ワークⅠ】 どう思いますか？（気づく） 【ワークⅡ】 考えてみましょう！（深める） 【ワークⅢ】 話し合いましょう できること！（行動する）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークシートを配布して、【ワークⅠ～Ⅲ】の活動を進めます。 →解説編 P.29～「2 進め方(ワークシート活用例)」を参照 ・ イラスト等を参考にして、日常生活にある人権問題について率直な意見を語り合います。 ・ 資料等を参考にして、各人権問題について語り合い、考えを深めます。 ・ 地域で今まで取り組んできたこと、これから取り組めそうなことを語り合います。
III 15分	4 各グループの発表 5 まとめ・ふりかえり	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループで出てきた内容を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接するようにします。 ○ 参加者の「気づき」や意見を聞き、学習の整理、共有の場とします。最後に、互いにお礼を言って活動を終えます。

家庭や地域でも生き生きと自分らしく！



ワークⅠ
どう思いますか？

- 左上のイラストはある共働き家庭での様子です。右上のイラストはある自治会での様子です。あなたはこれらのイラストを見てどう思いますか？

ワークⅡ
考えてみましょう！

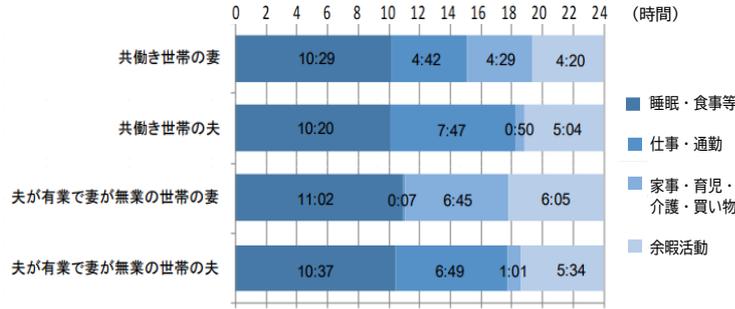
- 家庭や地域で役割分担を考えると、「男だから」「女だから」という理由で決まっているものはありますか？

ワークⅢ
語り合えよう
できること！

- 家庭や地域において男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためにはどうしたらよいでしょうか？これまでできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

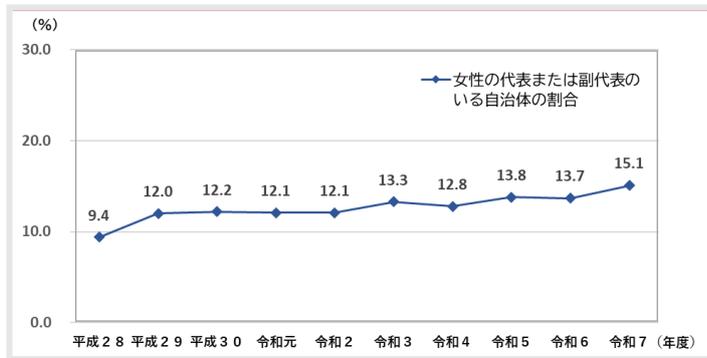
あなたの家庭、地域での役割分担はどうですか？

資料① ● 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）



資料：「令和3年社会生活基本調査」（総務省）をもとに作成
備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

資料② ● 女性の代表者または副代表者のいる自治会比率の推移（滋賀県）



資料：「市町における男女共同参画推進状況」（滋賀県女性活躍推進課）より

◎家事・子育て・介護は協力して行いましょう

掃除や洗濯、食事の準備や片づけ、そして子育てや介護について、女性が担っている時間が男性よりも長い状況です。

自分やパートナーが安らげる楽しい家庭であるためには、家族で協力し合える関係であることが大切です。

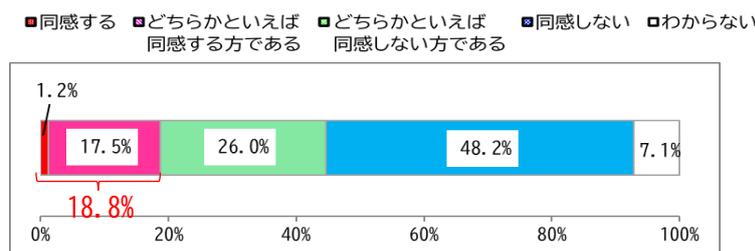
◎男女が協力し責任をもって地域づくりに関わりましょう

これまでの慣習などによって「地域の活動におけるリーダーや決定権は男性に」と考える人が多く、自治会の女性リーダーは15%程度という現状です。しかし、女性も男性も地域を構成する一員です。

それぞれが責任をもって地域の活動に関わりましょう。

「男だから、女だから」と決めつけていませんか？

資料③ ● 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）
備考：四捨五入の関係上、各選択肢の百分率 (%) の合計が100%にならない場合があります。

滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する人（「どちらかといえば同感する方である」を含む。）の割合は、約2割です。

あなたの意識は、どうですか？



固定的な性別役割分担意識ってなんだろ？

語り合いましょ！



うまくいっていることも出し合ってみよう！

一步、行動に移してみませんか？

あなたの家庭は？

あなたの地域は？

なぜ男性の育児参画が進まないの？

家事や育児、介護は誰の役割？

役員などの男女比は？

男だから代表？

災害時の備えは？
避難所の設置などで男女にどんなニーズの違いがあるの？

地域の行事などの役割分担は？

女だから炊き出し？
料理の得意な男性もいるよね

大切なのは、一人ひとりがその個性や能力に応じて力を発揮し、男女が共に生き生きと暮らせる家庭や地域をつくることです。

子どもを守るには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこれをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

ワークⅢ 語り合おう できること！

- 子どもを守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

子どものSOSを見逃さないで!

資料①

いじめへの気づき

※H24.11.20 小森美登里氏(滋賀県いじめ対策研究チーム会議員/
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事) 講演から抜粋

- 「しばらく様子を見る」対応は大変危険
 - ・ いろんな事案を見てみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰るまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
 - ・ ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。
- 子どもの頃を思い出そう
 - ・ なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前にちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
 - ・ 子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。
- 被害者責任論は大人の誤解
 - ・ どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
 - ・ 被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」—この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。
- いじめは、いじめ加害者問題
 - ・ 繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決にはつながりません。
 - ・ その意味で、被害者を守ることで併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

いじめとは…

いじめ防止対策推進法(第2条)では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

他人を大切にする気持ちは、
自分が大切にされていると
感じることから生まれるのだ!



普段から子どもに声をかけましょう!

声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。

そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

見つめてみましょう! 地域の子ども

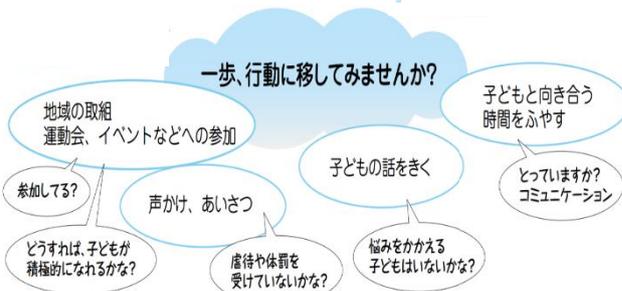
資料②

小さなことも
見逃さないで!

- 仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「ストップ!いじめアクションプラン」 滋賀県教育委員会より

語り合きましょう!



子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

振り返りましょう!

資料③

子どもの権利条約の4つの原則

- 差別の禁止
差別のないこと
- 子どもの最善の利益
子どもにとって最もよいこと
- 生命、生存及び発達に対する権利
命を守られ成長できること
- 子どもの意見の尊重
意見を表明し参加できること

住み慣れた地域で安心して暮らすには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことがなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 年をとってからあなたはどのような暮らしがしたいですか？
- また、高齢者の悩みにはどのようなものがあるでしょうか？

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 高齢者が安心して暮らすために、地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

高齢者に関わる問題

資料①

何か悩みがあるのかしら？

介護が必要になった？

家から出られない

高齢になっても働きやすい職場にしたいけど、何ができるかな。

まさか、虐待!!

まさか、孤独死？

病気がしら？

入院、身体機能低下、ねたきり？

家族はいたっけ？

認知症 老人性うつ？



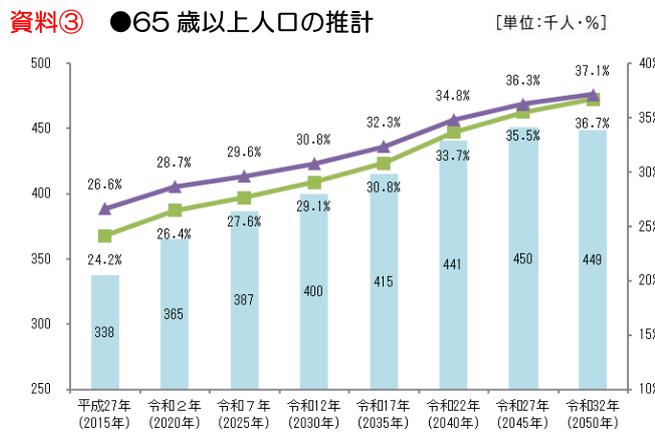
★一歩進んで★

虐待から守るために

虐待には、たたくなどの身体的虐待、食事を与えないといった介護・世話の放棄・放任、言葉などによる心理的虐待、わいせつな行為を強要するといった性的虐待、年金などを取りあげるといった経済的虐待があります。

家族や高齢者が直接相談に来ることができない場合もあります。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町の窓口（地域包括支援センターなど）へ通報してください。



YouTube 法務省チャンネル
人権啓発ビデオ
「虐待防止シリーズ」高齢者虐待

令和2年時点では、約3.8人に1人が高齢者(65歳以上)ですが、令和22年(2040年)には、約3人に1人が高齢者になると見込まれています。

語り合しましょう!

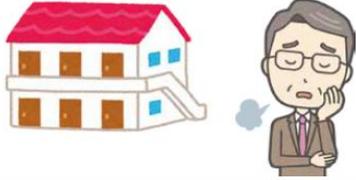
一歩、行動に移してみませんか?

- カフェやサロンの設置
- 配食サービス 外出支援
- 介護者の集い
- 見守り活動 防災マップ作成
- サークル活動 ボランティアセンター設置
- 地域の子どもたちと交流 (掃除、キャンプ、餅つき)
- 介護予防の教室 ラジオ体操の実施
- ゴミ出しの手伝い

地域で、高齢者とその家族が孤立しないよう普段から声を掛け合しましょう。
また、近所の高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談しましょう!

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害がある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないと言われた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



ワークⅠ 考えてみましょう!

- 障害がある人との出会いや関わりについて、振り返ってみましょう。

ワークⅡ どう思いますか?

- 上のイラストのように、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすること等についてどう思いますか?

ワークⅢ 語り合えましょう できること!

- 障害がある人への差別を解消し、障害がある人もない人も共に暮らすために、地域でできることや自分ができるところをあげてみましょう。

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

～滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されました～

1 条例の目的

この条例は、障害がある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人であって、障害および社会の中にあるバリアにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人すべてが対象です。

→これは「[障害の社会モデル](#)」の考え方に基づいています。

障害者手帳

この条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、事業者、障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。詳しくは本冊子 P.69 をご覧ください。

障害を理由とする差別とは？

正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるたりすることです。



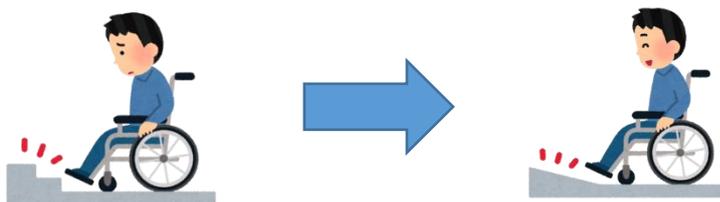
合理的配慮の提供とは？

障害がある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かりあい、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々に見える配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるかを考えることが重要です。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害がある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考え方です。社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

- ・例えば、階段を車イスで上がることはできません。⇒障害がある
- ・しかしスロープが設置されれば車イスでも上がることができます。⇒社会モデルでは障害が解消された



YouTube 法務省チャンネル

人権啓発動画「障害のある人と人権 ～誰もが住みよい社会をつくるために～」

法務省



部落差別（同和問題）を解決するのはだれ？



ワークI
どう思いますか?

- あなたの知らない間に、戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思いますか?
- また、差別につながる身元調査が行われるのは、なぜだと思いますか?

ワークII
考えてみましょう!

- あなたは住宅を選ぶ際、どのような条件を考えますか?
- また、購入する土地の近隣に同和地区があるか気になりますか? それは、なぜですか?

ワークIII
語り合きましょう
できること!

- 部落差別（同和問題）の解決に向けて地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか?

なぜ戸籍等が不正に取得されるの？

身元調査は、誰もがその対象となる可能性があります。

資料①

今でもこんなことが起こっています！

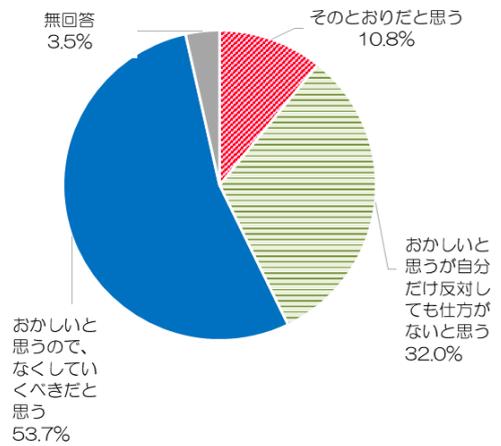
行政書士や司法書士などは、依頼を受けた業務の遂行上、必要な場合は本人の同意を得ることなく職権により、私たちの大切な個人情報に記載されている戸籍や住民票の交付を請求することができます。

県外の行政書士がこのような制度を悪用して戸籍等を不正に取得し、興信所などに売り渡して利益を得ていた事件も発生しており、不正取得であったかは不明ですが、県内の市町にも請求がありました。



資料②

あなたは、結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方についてどう思いますか？



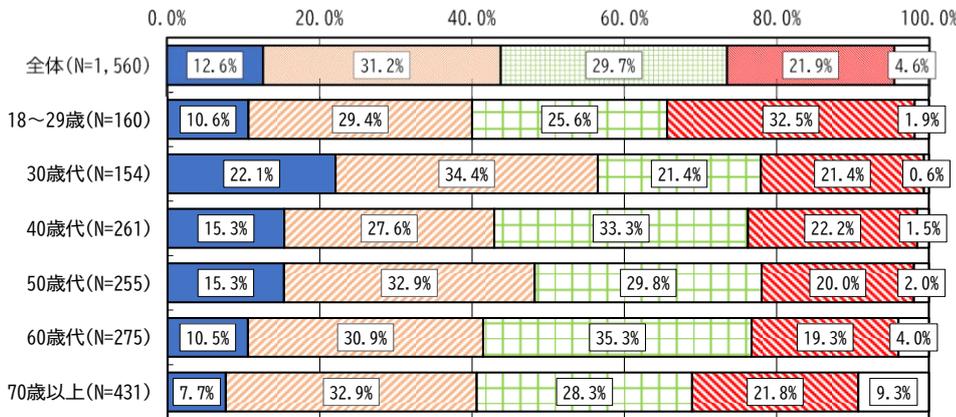
「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より



身元調査を依頼する人がいなければ、戸籍などの情報を売買するような事件は起こりません。

なぜ土地を買うときに気になるの？

資料③ あなたは住宅を選ぶ際に、近隣に同和地区があると避けると思いますか？



「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より

30歳代の人に、「避ける」と答えている人が多いのはなぜなんだろう？



避けると思う
 どちらかといえば避けると思う
 どちらかといえば避けたいと思う
 避けたいと思う
 無回答

語り合きましょう！

一步、行動に移してみませんか？

学習会の企画、参加

部落の歴史を正しく理解する

同和地区の問合せをしないさせない

えせ同和行為に対して毅然と対応し、行政や警察などに相談する

インターネット上で差別書き込みを見つけたら通報や削除要請をする

今もなお、部落差別が存在し、インターネットの普及などにより差別の状況に変化が生じています。こうしたことから、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に施行されました。

法務省



人権啓発ビデオ「同和問題 未来に向けて」

地域に暮らす外国人、一緒に地域をよくしていくには？



ワークⅠ どう思いますか?

- 滋賀県には、どれくらいの外国人が住んでいると思いますか？
どこの国から？ 人数は？ 何をしているの？（留学、就職、国際結婚、研修）
どんな言葉話しているの？

ワークⅡ 考えてみましょう!

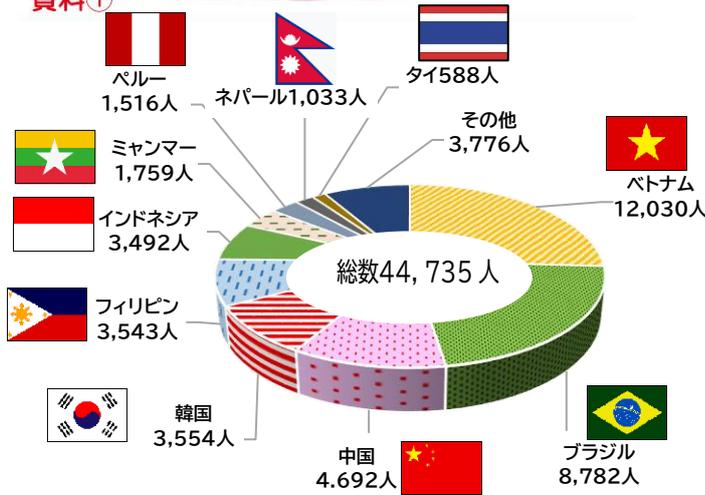
- 外国人との出会いや関わりについて振り返ってみましょう。
- また、あなたの地域は外国人が住みやすいところですか？

ワークⅢ 語り合おう できること!

- 昔に比べて、地域で暮らす外国人は増えてきています。同じ地域で共に暮らしていくために必要なことは何だと思いますか？

滋賀県の外国人はこんなに! こんなところから!

資料①

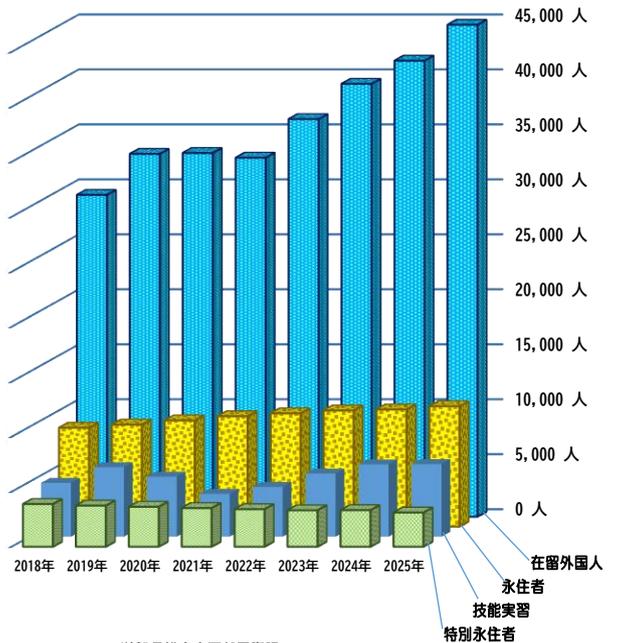


滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口 (2025年12月末) をもとに作成



滋賀県の特徴は?

資料②



滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口 (2025年12月末) をもとに作成

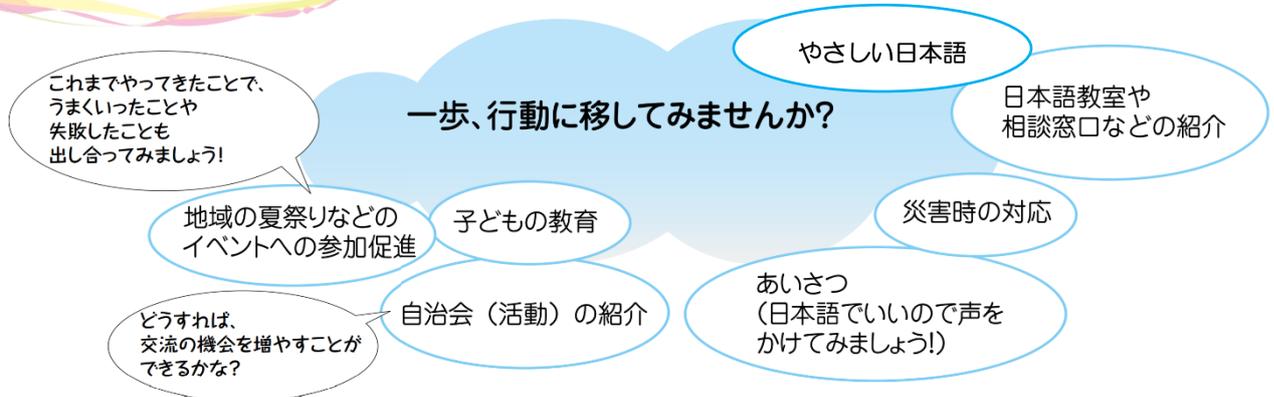
外国人との共生って難しい?

資料③



語り合しましょう!

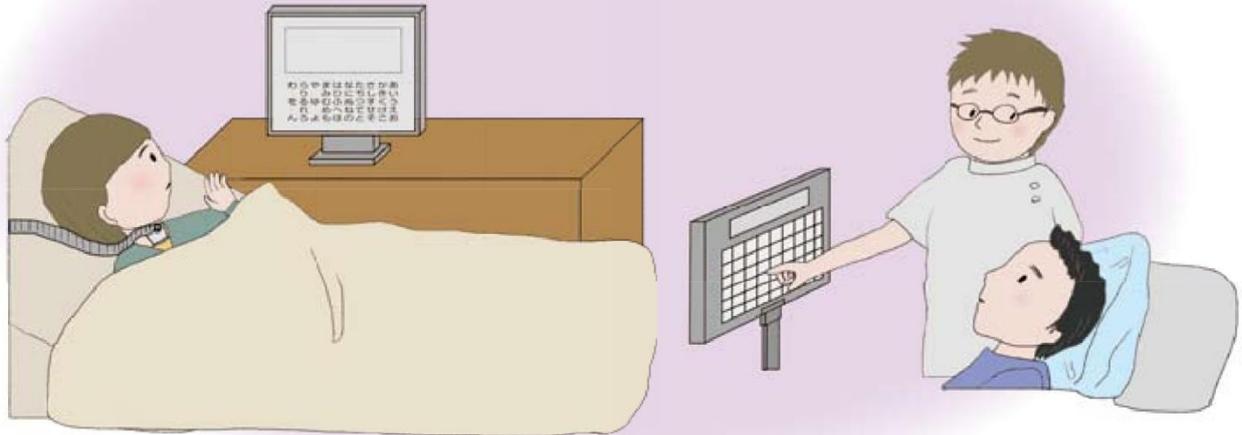
地域で取り組んできたこと、これから取り組めることは?



「ちがい」に気づき、「ちがい」をいかす、そして「ちがい」が創る新しいつながりが大切です。

病気の人の悩みってなんだろう？

Aさんは、全身の筋力が低下するALS(筋萎縮性側索硬化症)という難病にかかっています。



ワークⅠ どう思いますか？

- あなたは、難病と呼ばれる病気について知っていますか？
- また、Aさんの気持ちはどのようなものだと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたが病気になったら、困ることはありますか？
病気になった場合の悩みには、どのようなものがあるか考えてみましょう。

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 病気の人やその家族が地域で孤立しないようにするため、これまでに行っていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

病気を正しく理解しましょう

病気に対する誤解や偏見などにより、人との関係を絶たれたり、人としての尊厳を傷つけられたりすることがあります。

このような誤解や偏見をなくすために、まず病気について正しく知ることが大切です。

病気の人だけでなく
その周りの人も大変なのだな!
何かできることはないかな?



病気の人のお気持ちを考えましょう!

資料②



語り合いましょ!



病気の人とその家族の
プライバシーにも留意する
必要があるのだ!

一歩、行動に移してみませんか?

ボランティアの組織

ちょっとした買い物や、
ゴミ出しの手伝い

防災、見守り
声かけ

行政機関やNPOと協力

病気の人とその家族が孤立しないよう地域全体で支え合うことが大切です。

資料①

ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染症です。

「らい菌」の感染力は弱く、仮に感染したとしても発病することはまれです。現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることはありません。

エイズ

感染した結果、免疫力が低下し様々な病気が引き起こされた状態を言います。

エイズの原因であるウイルスをヒト免疫不全ウイルスといい、HIVと表します。

HIVの感染経路は限られており、予防の知識と適切な行動でエイズは予防可能な病気です。また、HIVに感染しても、きちんと服薬することでエイズの発症を予防することが可能です。

難病

原因が不明で治療方法が確立されていない病気です。その種類は数多くあり、国でも治療研究が進められています。

原因が不明なため、様々な誤解や偏見があり経済的な問題や精神的ケア、家族の負担など患者・家族だけでは解決できない問題もあります。

資料③

病気の人のお生活の質の向上を考えてみましょう

QOLってなんだろう?

(クオリティー・オブ・ライフ)

「クオリティー・オブ・ライフ (QOL)」とは、WHO (世界保健機構) が提唱した概念で、生命・生活・人生の質的内容を重視するという考え方です。患者や家族の人生観や価値観を尊重し、できる限り普通の暮らしに近い療養環境を整備していくことが大切です。

突然、犯罪に巻き込まれたら？



ワークⅠ どう思いますか？

- あなたが窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていました。このような被害にあったら、どのような気持ちになるとおもいますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 被害後に生じる二次的被害（更なる被害）について、どのようなものがあると思いますか？また、あなたが被害者で、上記イラストの会話を聞いたら、どのような気持ちになるとおもいますか？

ワークⅢ 語り合えましょう できること！

- 犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思えますか？

あなたならどんな気持ち?

資料① 被害直後の精神状態の例



犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成



犯罪に巻き込まれたのは、本人の責任ではないのだ!

犯罪被害者を傷つけてしまう言葉

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ あなたは、強い人だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは? など

被害者が受ける二次的被害ってどういうもの?

二次的被害とは、犯罪被害者に被害後生じる様々な問題を言います。

資料②

★二次的被害の状況の例★

- ◆ 精神的ショックをうけた
- ◆ 身体の不調をきたした
- ◆ 治療費などの経済的負担
- ◆ 仕事を休む、またはやめざるを得なかった
- ◆ 生活が苦しくなった
- ◆ マスコミから誤った報道をされた
- ◆ 検察などの事情聴取に対応を求められた
- ◆ 加害者側の弁護士と話した
- ◆ 裁判所の手続きで対応を求められた
- ◆ 家族のまとまりが乱れた
- ◆ 転居した
- ◆ 近所の人に変な目でみられた
- ◆ 友人、同僚等周囲との関係が変化した
- ◆ インターネット上に個人情報が勝手に書き込まれた

犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

語り合いましょう!



一步、行動に移してみませんか?

- 被害者の気持ちの変化に寄りそう
- 時には、ふつうに接することも大事かな?
- 行政機関や民間支援団体など相談窓口の紹介
- その人にあった「関わり方」が大事だね!
- 被害者の立場に立って考えることが大事だね
- こころない噂をたてない

犯罪被害者とその家族が安心して暮らせるよう、寄り添うという気持ちを持って地域づくりを考えましょう。

多様な性とは？

多様な性

- からだの性 : 生物学的な性
 - こころの性 : 性自認
(ジェンダーアイデンティティ)
 - 好きになる性 : 性的指向
 - 見た目の性 : 性表現
- 私たち人間は、だれ一人として同じ人はいません。顔や性格、体つきなどがみんな違うように、「性のあり方」も人それぞれです。そして、だれもが、自分の「性のあり方」を尊重される権利を持っています。

Lesbian 女性の同性愛者 (女性で女性が好きな人)	レズビアン	性的指向
Gay 男性の同性愛者 (男性で男性が好きな人)	ゲイ	
Bisexual 両性愛者 (同性も異性も好きになる人)	バイセクシュアル	
Transgender からだとこころの性が一致しないため、からだの性に違和感を持ったり、こころの性と一致する性別で生きたいと望む人	トランスジェンダー※1	性自認

※LGBT以外にも、男女のどちらにも恋愛感情を持たない人(A:アセクシュアル)、性自認が男女のどちらにも当てはまらない人(X:Xジェンダー)、自分の性を決められない・分からない人(Q:クエスチョニング)など、様々な人がいます。

最近では、「LGBT」という言葉がよく使われるようになってきました。調査方法などによっても異なりますが、LGBTなどに該当する人たちは国立機関の調査^{*1}では3.5%、民間企業の調査^{*2}では9.7%と発表されています。今まで気づいていなかったり、知らなかっただけかもしれません。

性のあり方に対する世間の理解はまだ十分ではないため、周囲の偏見や誤解をおそれて本当の自分を打ち明けられず学校で、職場で、社会でさまざまな生きづらさを抱え、苦しんでいる人がいることを理解することが必要です。

※1 家族と性と多様性にかんする全国アンケート (国立社会保障・人口問題研究所、2023)、※2 電通LGBTQ+調査2023

(「こころ やわらかく」(人権施策推進課)より)

ワークI どう思いますか？

- あなたは、「多様な性」という言葉から、どんなことをイメージしましたか。

ワークII 考えてみましょう！

- LGBT等の当事者の方は、日常生活の中でどのようなことに困っておられると思いますか？
- もしも家族や友人から「性に関する悩み」を打ち明けられたら、どのように対応しますか？

ワークIII 語り合えましょう できること！

- 多様な性を互いに認め、社会において誰もが「自分らしく生きていける」ようにするために、自分たちができることを考えましょう。

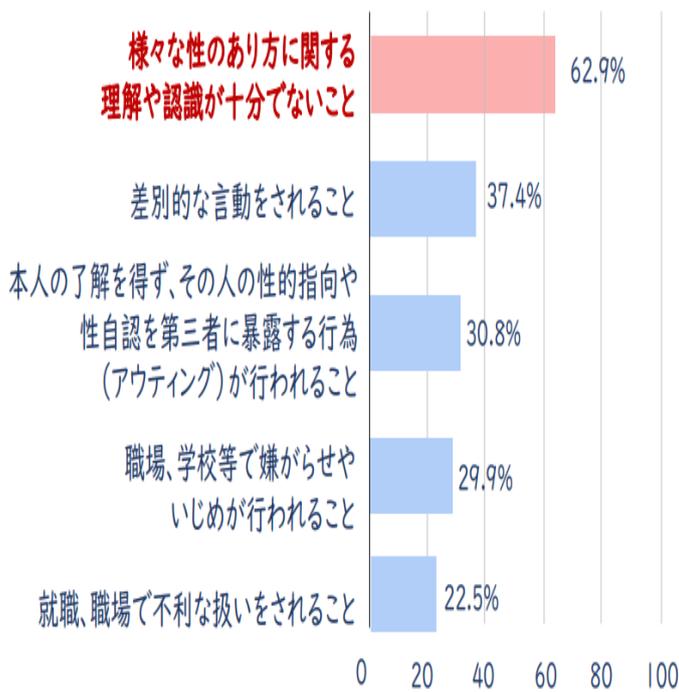
多様な性に関する理解や認識は身近な問題です

性的指向やジェンダーアイデンティティなど多様な性に関する理解や、社会における認識が課題であり、LGBT等の当事者が身近にいることを考えましょう。(世界人口の約8%、学校の教室では約1~2%の児童生徒が該当するとされています)

資料① 令和3年度人権に関する県民意識調査報告書より

資料② 「公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～」

Q LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(3つまで回答)



滋賀県人権施策推進課「令和3年度人権に関する県民意識調査」より

性的指向・性自認・性別表現」より
性同一性障害における種々の問題

性別違和感を自覚し始めた時期

	全体 (n=1,167)	MTF (n=431)	FTM (n=736)		全体 (n=1,167)	MTF (n=431)	FTM (n=736)
小学入学以前	660 (56.6%)	145 (33.6%)	515 (70.0%)	自殺念慮	58.6% (676/1,154)	63.2% (268/424)	55.9% (408/730)
小学低学年	158 (13.5%)	67 (15.5%)	91 (12.4%)	自傷・自殺未遂	28.4% (327/1,153)	31.4% (133/423)	26.6% (194/730)
小学高学年	115 (9.9%)	56 (13.0%)	59 (8.0%)	不登校	29.4% (341/1,158)	30.8% (131/425)	28.6% (210/733)
中学生	113 (9.7%)	74 (17.2%)	39 (5.3%)	精神科合併症	16.5% (189/1,148)	25.1% (106/422)	11.4% (83/726)
高校生以降	92 (7.9%)	77 (17.9%)	15 (2.0%)				
不明	29 (2.5%)	12 (2.8%)	17 (2.3%)				

「学校の中の『性別違和感』を持つ子ども(性同一性障害の生徒にのみ該当)より
中原祥也(岡山大学ジェンダークリニック 岡山大学大学院保健学研究科 GID(性同一性障害)学芸委員長)

トランスウーマン= MTF (Male to Female) …「身体性」が男性で「心の性」が女性の人(女性として生きる/生きたい人)
トランスマン= FTM (Female to Male) ……「身体性」が女性で「心の性」が男性の人(男性として生きる/生きたい人)

岡山大学ジェンダークリニックが2013(平成25)年に行った調査では、受診した1,167人のLGBT等当事者のうち、**小学校入学以前に約60%弱が、中学生までに約90%が性別違和感を自覚して**いました。また、約60%は自殺を考え、約30%が自傷・自殺未遂や不登校の経験がありました。

思春期前の性別違和感は、成人まで持続しない場合もあるため、一人ひとりのニーズをしっかりと把握し、柔軟な支援・対応をしていくことが必要になります。

知ってほしい「カミングアウト」と「アウトティング」

(公益財団法人 人権教育啓発推進センター「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～」 性的指向・性自認・性別表現」より引用)

LGBT等の当事者が、自ら性的指向やジェンダーアイデンティティについて、**他者に開示することを「カミングアウト」と**いいます。カミングアウトは、自分のセクシュアリティを受け入れ、肯定する過程でもあり、**自分らしく生きていくための手段の一つ**です。これに対して、**本人の許可なく、LGBT等であることを他人に暴露することを「アウトティング」と**いい、2015年8月には国立市の一橋大学で痛ましい事件がありました。

アウトティングは、LGBT等の当事者の**大事な居場所を奪うばかりか、重大な人権侵害につながる恐れがあります**。ぜひ性の多様性を認め合い、性に関する人権について、語り合える場をもちましょう。

性の多様性を認め合い、すべての人が
自分らしく生きられる社会を、みんなでつくりましょう。

内閣府



【内閣府ホームページ】

← 【内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進】

【国立市ホームページ】「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」

(2018年、全国の自治体で初めて条例に

「アウトティングの禁止・カミングアウトの自由の保障」を盛り込みました。)



インターネットと上手につきあうには？

事例①



事例②



ワークⅠ どう思いますか？

● あなたは、インターネット上で起こっている問題についてどのようなことを知っていますか。

ワークⅡ 考えてみましょう！

● あなたがインターネットを利用する場合、気をつけていることはありますか？

● お子さんがある場合、インターネットを使うときの約束事などを決めていますか？

ワークⅢ 語り合えましょう できること！

● インターネットをみんなが安心して使うために、気をつけなければならないことは何か考えましょう。

いろんな問題が起こっています

資料①



人権侵害の書き込みに気づいたら？

人権侵害にあたる書き込みなどを見つけたら、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請しましょう。削除できない場合などは、法務局に相談しましょう。

早期発見！
早期削除が大事なのだ！



情報をうまく使いこなそう！

インターネット上にある情報は、全て正しいものとは限りません。根拠のない情報をうのみにせず、信頼できるものか確認しましょう。

語り合しましょう！

一歩、行動に移してみませんか？

発信源に注意

ネット監視
違法な書き込みの通報

不用意に個人情報を
書き込まない

インターネット上の
マナーやルールって
何だろう？

情報を正しく選別できる
力をつける

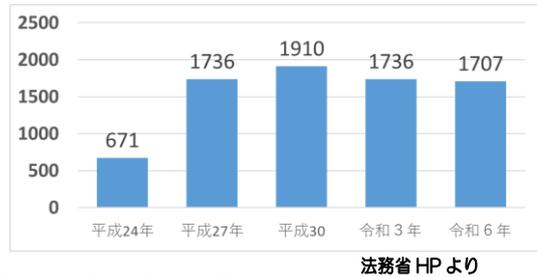
フィルタリングソフトの利用

ネット上でも相手は、
目の前にいる人間と同じ
マナーを守る

相手の顔が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

人権侵害の被害者にも加害者にもならないようインターネットのルールやマナー、使い方について考えましょう。

資料② インターネットを利用した人権侵害事件の推移



【主な相談事案（令和6年）】

- プライバシー侵害 : 635件 (37.2%)
 - 識別情報の摘示(※) : 475件 (27.8%)
 - 名誉棄損 : 329件 (19.3%)
- ※特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘するものです。

軽い気持ちで書き込まないで！

一度書き込まれた情報は、インターネット上で複数の人にコピーされる可能性があるため、完全に消去することは困難な場合があります。

書き込みや、画像などを投稿する際にはデータに個人情報が含まれていないか注意しましょう。また、他人を誹謗中傷することは犯罪になることもあり、内容によっては侮辱罪により拘禁刑に処されます。

インターネットの悪影響から子どもを守ろう

インターネット上には、子どもの成長に悪影響を及ぼすようなサイトも数多くあります。大人が、子どものネット環境に留意し、フィルタリングなどの機能を活用しましょう。

また、インターネットの掲示板や SNS、チャットやゲームのやりとりの中でのいじめが起こっていることがあります。ケータイやスマホ(スマートフォン)、携帯ゲーム機でもインターネットは利用できます。大人が SNS 等に対する正しい知識を身につけ、子どもがどのようにインターネットを使っているか留意しましょう。

法務省



【YouTube 法務省チャンネル】

← 人権啓発動画『誰か』のこと じゃない。』インターネット編

人権啓発ビデオ「インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～」→

【ドラマ 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例】



新たな感染症 (新型コロナウイルス感染症等)

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症等が世界的にまん延し、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者、エッセンシャルワーカー、ワクチン未接種者など、様々な人に対する偏見や差別などの発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

今後、未知の新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症等まん延時と同様の人権侵害が発生しないよう、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及、感染症患者等の人権の尊重についての教育・啓発を継続して行っていくことが必要です。

刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター^{*}において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

^{*}地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。

人身取引(性的サービスや労働の強要等)

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的な人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2022年(令和4年)に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取組が進められています。私たちも人権を尊重するうえで人身取引が許されたものとして理解することが必要です。

こうした
人権課題について
正しい認識と
理解を
深めましょう!



アイヌの人々

アイヌ^{*}の人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

^{*}「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ(神々、自然)に対する「人間」という意味です。令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。

拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

参考:「滋賀県人権施策推進計画」
「こころやわらかく」
(滋賀県人権施策推進課)

個人情報の保護

社会のデジタル化の進展により様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されています。これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用される必要がありますが、企業や行政機関などが保有する個人情報が、不正アクセスなどにより大量に流出する事件が相次いで発生しています。こうした中、令和3年(2021年)の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られています。一方で、生成 AI 技術の発展により、SNS や卒業アルバムから取得した顔写真(個人情報)を生成 AI で加工し、本人の承諾なく性的な画像・動画(ディープフェイク)を作成・拡散が行われ深刻な人権侵害につながる新たな問題が発生しています。

私たち一人ひとりが、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにすることが大切です。



ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

平成28年(2016年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象にしたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチも増加しており、大きな社会問題となっています。

災害発生時の人権問題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

また、令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震では、SNS上で災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られました。

こうした不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりする行為は、人権侵害にあたり得るだけでなく避難や救助、復興の妨げにもなりかねません。災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ」や「いやがらせ」を意味する言葉で、セクハラやパワハラなど相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

令和2年(2020年)には「労働施策推進法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメントは職場で行われるものに止まらず、アカデミックハラスメント(アカハラ)やカスタマーハラスメント(カスハラ)など、様々なハラスメントが問題視されるようになっており、ハラスメントの解消に向けた取組を推進することが必要です。



参考：「滋賀県人権施策推進計画」
「こころやわらかく」
(滋賀県人権施策推進課)

1 女性

1. 目的

滋賀県が実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」といった男女の役割を固定的に捉える意識が依然として残っています。そのことが、男性・女性のそれぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げになっていることがあります。

ここでは固定的な性別役割分担意識※について考え、語り合いを通して男女が共に生き生きと活躍できる地域づくりにつなげましょう。

※「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①、②を参考にして、男女の家庭や地域の様子について考えてみましょう。

《視点1》 家庭においては、男女の家事・育児等の時間の違い（資料①）に注目します。共働きでもそうでなくても、家事・育児などの多くを女性が担っている状況から、「家事や育児は女性がするもの」という考えが根底にないか話し合います。

《視点2》 滋賀県では、自治会の女性の代表者は15%程度です。（資料②）このことから、「代表は男性がするもの」という考えがないかを考えます。

II

- 1 家庭や地域で「男だから」「女だから」という理由で決まっていることはないか、出し合ひましょう。
- 2 資料③を参考にしてその理由について考えてみましょう。

《視点3》 滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する割合が18.8%あります。家庭や地域で、固定的な性別役割分担意識にとらわれている様々な事例を出し合ひ、その理由について考えます。

III

- 男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためには、どのようなことが大切かを話し合ひましょう。

《視点4》 家庭や地域でできることについては、「語り合ひましょう！」を参考に話し合ひます。

《視点5》 地域で防災マップや避難所運営などのマニュアルがある場合は事前に用意し、女性の視点がいかにされているか確認してもよいでしょう。

3. より深く学ぶために（滋賀県女性活躍推進課 資料）

「男女共同参画啓発シート」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/11599.html>

「男女共同参画視点からの避難所運営手引」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/zyokatsu/346223.html>

滋賀県で避難所運営を、男女共同参画の視点から推進するために作成しました。



2 子ども

1. 目的

児童憲章前文では、児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境の中で育てられることが記されています。しかしながら、いじめや虐待、体罰など子どもの人権を侵害する事件が発生しています。

ここでは、子どもの人権問題としていじめ問題について考えます。語り合いを通して、子どもを守り、健全に育てるために、学校と協力して地域や家庭でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 それぞれの子どもの気持ちについて考えてみましょう。</p> <p>＜視点1＞ いじめ問題を考えるとき、いじめられている子どもに責任はありません。いじている子どもも、いついじめを受ける側になるかわかりません。いじめは、軽微なことがきっかけとなってエスカレートし、深刻化します。また、大人や先生が見てないところでほとんどのいじめが発生しています。そこで、イラストのような状況を、ささいなこととして見逃さず、それぞれの子どもの気持ちを考えます。</p> <p>3 資料①を参考にして、地域のどんな場面で「いじめへの気づき」ができるか考えてみましょう。</p> <p>＜視点2＞ 資料①の中にもある「子どもは、大人が思っている以上に切羽詰まるまでいじめられていることを打ち明けない」ということなどもふまえ、地域のどのような場面でかかわることができるか考え、そして話し合います。自身の地域での経験などをもとに話し合います。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、地域での子どもの様子について出し合ってみましょう。その中で気になる様子などがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>＜視点3＞ 資料②は、地域で子どもを見守る場合のチェック項目として使うことができます。</p>
III	<p>● 地域や家庭で子どもを守り、健全に育てるためにできることを話し合みましょう。</p> <p>＜視点4＞ 子どもが地域行事（祭りや運動会など）にどのように参加しているかを出し合います。また、スポーツ少年団などの取組がある場合、指導者にもいじめについて理解を深めてもらうよう働きかけます。</p> <p>＜視点5＞ 子どもの様子について各家庭で気をつけていることを出し合みましょう。いじめは、学校だけではなくケータイやスマホ（スマートフォン）を通じて行われていることもあります。子どもがケータイなどでどのようなサイトにアクセスし、どんなやりとりをしているのか話を聞くことも大切です。</p> <p>＜視点6＞ いじめや虐待、体罰などが疑われる場合は、学校や行政に相談・連絡するように伝えます。また、子育ての中で保護者も悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p> <p>＜視点7＞ 資料③を参考にして、子どもへの関わり方や支援のあり方について振り返ってみましょう。資料③は、あらゆる子どもの権利を守るときに、合わせて考えることが大切な原則です。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

・学校教員向け「いじめ対応リーフレット」（滋賀県教育委員会 R6年4月改定）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5460136.pdf>

・「生徒指導リーフ」シリーズ（国立教育政策研究所）

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/>

・『いじめ』させない見逃さない（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html

・「子どもの権利条約 関連資料」（日本ユニセフ協会）

<https://www.unicef.or.jp/crc/tools/>

滋賀県教育委員会



法務省



日本ユニセフ協会



3 高齢者

1. 目的

高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかしながら、身体的な機能の低下や認知症などになると支援が必要になってくる場合があります。

このような中で、誰もがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために地域でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、高齢者に関わる様々なケースについて考えてみましょう。参加者の関心の高い問題（介護や虐待問題等）を中心に話を進めましょう。</p> <p>＜視点1＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護 介護を必要とする人の病気や身体症状を正しく理解するとともに、プライバシーの保護に配慮し、相手の気持ちを大切に介護をしましょう。また、介護者の人権にも留意しましょう。一人で介護している場合など、介護者が精神的に追い込まれる場合もあります。介護者が相談できる窓口などを紹介（相談窓口一覧へ）するとともに、地域で介護者を支援する取組を考えましょう。 ● 虐待 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第7条1項では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています（通報義務）。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、「速やかに市町村に通報するよう努めなければならない」（法第7条2項）とされています（通報努力義務）。なお、法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、通報者に関する情報が漏れることはありません。このように、虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、虐待が行われていることが確定的でなくても通報すべきとされており、早期発見によって深刻な事態を回避することが大切です。 ● 認知症 認知症は、いろいろな原因で、脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなったために認知機能（物事を覚えたり、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えたりする頭の働き）に障害が起こっている状態をいいます。原因となる病気によって症状の出方に違いがありますが、「新しい情報を記憶できない」等の症状によって日常生活や社会生活に支障が出てきます。まずは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域全体で見守ることができるよう取組が求められています。 ● 就職 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができるよう、企業に対して65歳までの取組を義務に、70歳までの取組を努力義務にしています。高齢者が働きやすい環境をつくるために必要なことを考えてみましょう。
II	<p>1 資料②を参考にして、高齢期に取り組みたい活動について意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 また、高齢者の困りごとにはどのようなものがあるかを考えてみましょう。</p> <p>＜視点2＞ 高齢になっても仕事を持ち、社会活動に参加したいと考えている人は多くいます（資料②）。そのような活動をするのに高齢者にはどのような困りごとがあるのか考え、支援につなげていきます。</p>
III	<p>1 まず資料③を参考にし、高齢化の進行状況を確認しましょう。</p> <p>2 高齢化が進む中、地域でどのような支援が求められているか、地域で取り組んでいること、更にできることについて語り合しましょう。</p> <p>＜視点3＞ 地域によっては既に様々な取組が行われている事例があります。成功例や失敗例、現在の課題などについて話し合います。</p> <p>＜視点4＞ 高齢者虐待などが疑われる場合は、市町の窓口（地域包括支援センターなど）に連絡するように伝えます。また、介護等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「知りたいことがQ&Aでわかるみんなで学ぶ認知症の本」（東京法規出版）
- ・介護予防に関するリーフレット、資料 | 滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/koureisya/15718.html>

滋賀県高齢者福祉・介護



4 障害者

1. 目的

障害がある人の暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいと思います。障害がある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害がある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<ul style="list-style-type: none"> ● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。 《視点1》 <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリアにより、日常生活・社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。 ・障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものも当然あります。人ごとではなく我がこととして考えましょう。
II	<ul style="list-style-type: none"> ● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害がある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。 《視点2》 <ul style="list-style-type: none"> ・条例では、すべての県民、事業者に障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務としています。
III	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害がある人への差別を解消し、障害がある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合みましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害がある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。 《視点3》 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと定められています。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 （内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 「みんなで考えよう！発達障害」 （滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391480.pdf>
- ・ 「障害者への虐待を防ぐために」
 ～障害者虐待防止法について～ （滋賀県障害者権利擁護センター）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5289827.pdf>
- ・ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 （滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/338050.html>

滋賀県障害福祉課



「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」

法務省人権擁護局



5 部落差別（同和問題）

1. 目的

これまでから、滋賀県では身元調査をしない、させない意識を高めるための様々な取組を展開してきました。しかしながら、結婚や就職の際の身元調査につながる戸籍等の不正取得や同和地区の問合せなどが明らかになっています。

ここでは、同和問題の今日的な問題の解決に向けて、地域でどのような行動ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 知らない間に戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思うかについて、率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>《視点1》 戸籍等の不正取得による身元調査は誰もが対象となっています。身元調査をしない、させないことは自分自身の個人情報を守ることであり、全ての人の問題であることを共有します。</p> <p>2 資料①により、戸籍等の個人情報を売買する事件が起こっていることを確認します。</p> <p>《視点2》 八業士（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士）と呼ばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍等を取得することができます。このことを悪用して、戸籍等の個人情報が不正に取得される事件が起こっています。</p> <p>3 資料②をもとに、差別につながる身元調査が行われるのはなぜかを考えます。</p> <p>《視点3》 資料②より身元調査の背景にある意識について話し合います。意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</p> <p>《視点4》 資料②では 10.8%の人が「そのとおりだと思う」と答えており、そのような意識が、身元調査がなくなる原因の一つであることを伝えます。</p> <p>《視点5》 まとめとして、本人の努力や能力とは関係がなく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあってはならないことを確認します。</p>
II	<p>1 住宅や土地を購入する際、どのような条件を考えるか聞いてみましょう。</p> <p>《視点6》 「日当たりが良い」「交通の便が良い」「近くに学校がある」など、様々な考えを出し合います。</p> <p>2 資料③をもとに、同和地区への忌避意識について考えましょう。</p> <p>《視点7》 資料③より、どのような事がわかるか話し合います。また、意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</p> <p>《視点8》 資料③では、30歳代、「避ける」割合が高くなっている理について聞いてみます。</p> <p>《視点9》 まとめとして、同和問題を自分の問題として考え、いかに差別をなくす立場で行動できるかが重要であることを確認します。</p>
III	<p>● 同和問題の解決にむけて、地域や家庭で取り組んでいることやこれから出来ることについて語り合しましょう。</p> <p>《視点10》 地域や家庭でできることについては、「語り合しましょう！」を参考に話し合います。</p> <p>《視点11》 県内の市町でも、事前登録型本人通知制度が始まっています。この制度は、事前登録をしておく本人以外の者が戸籍等を取得した場合に本人に通知するというもので、個人情報の不正取得防止を目的としています。制度導入済みの市町では、制度の利用について様々な案内をしています。事前にパンフレット等を用意し配布します。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

「こころのいずみへ（改訂版）」（滋賀県人権施策推進課）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11912.html>

滋賀県 人権



法務省 YouTube 人権啓発動画



「『誰か』のことじゃない」



「同和問題 未来に向けて」

6 外国人

1. 目的

私たちの暮らしの中で外国人と接する機会は増え、国際化はとても身近なこととなりました。しかし、言葉の問題や文化・生活習慣の違いなど様々な課題を抱えながら生活している外国人も少なくありません。

ここでは、外国人との今までの出会いや経験を通して、共に生きる社会の実現にむけて、地域でできることについて考えてみましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>● 資料①、②を参考にして、滋賀県に住んでいる外国人の人数や特徴について考えましょう。</p> <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年（1990年）、法律改正により日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、南米国籍の日系人を中心に外国人人口が増加しました。 平成20年（2008年）秋以降の経済危機により、製造業の現場で就労していた多くの外国人が失業し、帰国などにより外国人の人口は減少しましたが、平成27年（2015年）以降、再び増加傾向が続きました。令和3年（2021年）は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための入国制限により減少しましたが、令和7年（2025年）は東南アジアからの外国人労働者が増えたこともあり、外国人人口は過去最多となりました。 <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> 終戦前から日本で暮らしている朝鮮半島出身者やその子孫の方々に対する偏見が根強く存在し、様々な差別となって現れています。その人々が日本で暮らす歴史的背景を理解し、多様な文化や習慣を尊重しながら共生していくことが大切です。
II	<p>1 外国人との出会いや日常的な関わりについて聞いてみましょう。</p> <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民との日常的なふれあいや交流、またはトラブルなどの例を出し合い、ワークⅢ「語り合しましょう できること」に話をつなげます。 <p>2 あなたの地域が、外国人にとって住みやすいところになっているか、資料③のような課題があることに留意して、考えてみましょう。</p> <p>《視点4》</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民にとっての課題は、同時に地域の課題でもあります。共に地域で暮らすための課題について出し合ってみましょう。
III	<p>● 地域で共に暮らすために、どのようなことが必要か語り合しましょう。</p> <p>《視点5》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の現状や将来を考えながら、文化の「ちがいを尊重し合い、「ちがいをいかにして、みんなが暮らしやすい地域にするために何ができるか出し合いましょう。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改訂版）」（滋賀県総合企画部国際課）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/kokusai/10889.html>

滋賀県 多文化共生



法務省 YouTube



人権啓発動画
「誰か」のことじゃない
外国人編

7 患者

1. 目的

私たちは、ハンセン病回復者や HIV 感染者の方々が受けた差別から、命の大切さと人としての尊厳の大切さを学びました。しかし、現代の医学をもっても原因が不明で、周囲から理解されにくい難病も数多くあります。

これらのことを踏まえて、患者やその家族を支えるためにどのようなことができるかを、自分や家族が病気になったときの経験などを出し合い考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、難病についての理解を深めましょう。また、ハンセン病回復者や HIV 感染者などへの偏見や差別などから、患者の気持ちについて考えましょう。</p> <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病とは、原因が不明で治療方法も確立されておらず、生活面で長期にわたり支障が出る病気をさします。症状も様々で病気に対する正しい理解が進んでいないことから、様々な誤解や偏見が生じています。一方で患者やその家族は、経済的な負担や、精神的なダメージを受けることもあり、多くの問題を抱えることとなります。難病患者の抱える問題は、全ての病気の人に通じる問題でもあります。 <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病はいつ誰がなるかわからない病気です。他人事ではなく自分自身の問題として考えることが大切です。 <p>※ 難病についての資料を配る場合は、難病情報センターのHPでパンフレットなどをダウンロードできます。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、病気になったときどのようなことに悩むか出し合ってみましょう。</p> <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> もし自分が病気になったらという視点で、病気になった人とその家族にはどのような支援があるとよいか、地域では何ができるかを考えます。
III	<p>● 資料③を参考にして、患者やその家族の人が自分らしく暮らすことができるために地域でできることを語り合しましょう。</p> <p>《視点4》</p> <ul style="list-style-type: none"> クオリティー・オブ・ライフとは生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方です。

3. より深く学ぶために（資料）

・ 難病情報センター	https://www.nanbyou.or.jp/ パンフレット、HP	滋賀県 難病対策に関すること 
・ 滋賀県難病連絡協議会	https://shigananren.org	
・ 滋賀県難病相談支援センター	https://www.pref.shiga.lg.jp/site/nanbyou.center/	
・ 滋賀県難病医療連携協議会	http://www.shiga-med.ac.jp/~nanbyou/	
・ 滋賀県 難病対策に関すること	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/iryo/343740.html	
・ エイズ予防情報ネット	https://api-net.jfap.or.jp/	
・ 滋賀県 HIV/AIDS	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/yakuzi/15267.html	

8 犯罪被害者等

1. 目的

犯罪被害者やその家族は、自分の意思とは無関係に犯罪に巻き込まれ、直接的な被害を受けるだけではなく、被害後に生じる様々な二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしを取り戻すには、地域で何ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。 ≪視点1≫ 誰もが犯罪被害者になってしまう可能性があることから、この問題を自分のこととしてとらえ、理解することが大切です。</p> <p>2 被害直後の精神状態について、資料①を参考にして考えてみましょう。 ≪視点2≫ 犯罪被害者の問題は、防犯の問題とは異なります。犯罪に巻き込まれた人には、責任がないことに留意しましょう。犯罪者が違法な行為を行ったことが問題なのです。「気をつけていないから、犯罪に遭ってしまうのだ」という考えは、被害者を更に傷つけることにもなりかねません。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、二次的被害についての問題点を考えてみましょう。 ≪視点3≫ 犯罪被害者等は、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害だけでなく、自らやその家族が犯罪行為の対象となったという事実からも精神的被害を受けることがあります。さらに再被害に対する不安や恐怖、またいわれのない誹謗中傷等、いわゆる二次的被害を受ける場合もあります。犯罪被害者やその家族の置かれている状況や心情を理解し、自分自身の問題として考えていく必要があります。</p>
III	<p>● 犯罪被害者やその家族が二次的被害などを受けずに、安心した暮らしに戻れるよう地域でできることを語り合ひましょう。 ≪視点4≫ 犯罪被害者等の支援をする際に、以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の場合や他の人と比べないようにします。 → 犯罪被害者にとってはその事件が辛い記憶です。その人の痛みに寄り添います。 ● 強くなることを強要しないようにします。 → 犯罪被害者は、悲しんでよいし、泣いてよいのです。 ● 自分の経験や価値観を押しつけないようにします。 → 犯罪被害者の話をきくことが大切です。 ● 犯罪被害者とその家族の気持ちの変化に留意します。 → 同じ言葉であっても、犯罪直後と時間がたってからでは受け止め方が異なることもあります。犯罪被害者とその家族の気持ちの変化を読み取って、適切な時期に適切な対応をすることを考えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 警察庁 犯罪被害者白書 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/top.html>
- ・ 警察庁 犯罪被害者等施策 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>
- ・ 滋賀県 犯罪被害者等支援 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/11506.html>
- ・ 滋賀県犯罪者等支援条例 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/12315.html>
- ・ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） <https://www.satoco.org>

おうみ犯罪被害者支援センター



9 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

1. 目的

これまで、性別は「女性」「男性」の2つのみという認識がされていました。しかし、性に関する考え方は多様であり、顔や人格と同じように、性は個人によって様々です。「性のあり方は虹のようなグラデーション」と言われています。これまでの当たり前にとらわれず、性の多様性について理解を深め、互いに尊重することの重要性を学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク 進め方とファシリテーターの視点

I

1 「多様な性」という言葉からイメージできることを考えてみましょう。

＜視点1＞ 色や服装、趣味等で男女のイメージを持っていることが多いと考えられます。
 （例：服は赤やピンク系の色を好む→女性、日曜大工や力仕事が得意→男性）
 性に関してこれまでの経験や先入観など「自分の当たり前」が、実はLGBT等の当事者を取り巻く、様々な偏見や差別につながっている、ということに気づきます。

2 資料①を参考にして、多様な性に関する問題について確認してみましょう。

＜視点2＞ 令和3年度に滋賀県民の約63%が「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でない」と回答しています。
 私たちの周囲にいる人々でLGBT等の当事者の方が身近にいるという認識に立つことが、多様な性に関する理解や認識を深める第一歩となります。

II

●資料②、「知ってほしい『カミングアウト』と『アウティング』」を参考にして、LGBT等の当事者の方は、どのようなことに困っているのか話し合ってみましょう。
 また、自分たちの家族や友人など、身近な人から「性に関する悩み」を打ち明けられたら、どのように対応することが望ましいか考えましょう。

＜視点3＞ なぜ若い世代のLGBT等の当事者が自殺を考えることの割合が高いのか、その背景にある困り感や悩みについて考えます。相談したくてもできない、他の人に言いふらされてしまうのではないかなど不安感や孤独感について当事者意識をもてるようにします。

＜視点4＞ LGBT等に関する「カミングアウト」「アウティング」について正しく理解することが必要です。LGBT等の当事者にとって、カミングアウトすることはたいへん勇気が必要な行動です。

打ち明けられたときには「話してくれてありがとう」と、まずはLGBT等の当事者の不安や悩みに寄り添いましょう。そしてカミングアウト後について「どうしたいか」「他に話せる人はいるか」についてしっかり確認することが大切です。

人権教育啓発
センター



参考 「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～ 性的指向・性自認・性別表現」
 （滋賀県公式HP → 県民の方 → くらし → 人権 → 啓発冊子 に記載）

「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～ 性的指向・性自認・性別表現」
 （公益財団法人 人権教育啓発推進センター）

III

●誰もが「自分らしく生きていける」ようにするために、自分たちができることを語り合しましょう。

＜視点5＞ 「女性は（男性は）こうあるべき…」という価値観を押し付けることで、性に関する偏見や差別で生きづらさを感じている人がいます。「マイクロアグレッション（小さな攻撃性：無意識の偏見や差別）」のように、傷つけようとする悪意がなくとも、人を傷つけてしまうことがあることを踏まえ、これからの社会でみんなが「自分らしく生きていける」ように、小さなことからでも今から自分にできることを考えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「ちょっと勉強 人権の友」（公益財団法人 滋賀県人権センター）
- ・「じんけん通信」（滋賀県ホームページ）

滋賀県人権センター



滋賀県 じんけん通信



10 インターネット上の人権侵害

1. 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。

画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク 進め方とファシリテーターの視点

I

1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。

＜視点1＞ 一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。

＜視点2＞ 名誉毀損・侮辱（例：掲示板などで相手をけなす）、脅迫（例：メールなどで相手を脅迫する）、信用毀損・業務上妨害（例：HP に嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告）は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。

※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。

※ インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレーキングなどで用いるのもよいでしょう。

「乙」	→ お疲れ	「thx」	→ thanks	ありがとう
「CKY」	→ 超空気が読めない			
「葛佐保」	→ 1万5,000円サポート			
「JC」	→ 女子中学生			
「UUU」	→ うるさい人			

まだまだあります。ネット上で検索してみましょう。

滋賀県人権センター



参考 (公財) 滋賀県人権センター <https://www.shigajinken.or.jp/writing-enlightenment.html>

II

● インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合いましょう。

＜視点3＞ 子どものインターネットの利用について、いじめ（いじめのページを参照）がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。

III

● インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合いましょう。

＜視点4＞ インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）が必要であることを伝えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「人権ポケットブック11 インターネットと人権」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・DVD「子どもと学ぶネット社会」（滋賀県県民活動生活課）
- ・「ジンケンダーと3つの約束」（滋賀県人権施策推進課）
- ・インターネットTVしが「教えて！！ジンケンダー」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/21814.html>

滋賀県 ジンケンダー



知っていますか？



滋賀県人権啓発キャラクター
シンケンダー

LGBTのこと



「LGBTって言葉は聞くけど、自分の周りにはいないし、会ったことがない」と思っている、それは、気づいていないだけかもしれません。

性的指向

好きになる性
恋愛対象、性的感情の対象となる性

- L** レズビアン（女性の同性愛者）
- G** ゲイ（男性の同性愛者）
- B** バイセクシュアル（両性愛者 同性も異性も好きになる人）

一人ひとり、
性のあり様は
違うんだね！



ジェンダーアイデンティティ（性自認）

心の性
自分の性別をどう認識しているか

- T** トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

LGBT以外にも、例えば以下のような性の人があります。

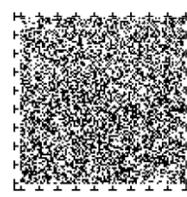
- Q** クエスチョニング（自分の性を決められない、わからない人）
- A** アセクシュアル（男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人）
- X** エックスジェンダー（心の性を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人）

どの性別の人を好きになるのか、自分の性別をどう認識するかは人それぞれなのダー！



令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています

この冊子には、音声コード(Uni-Voice)が各ページ(奇数ページ右下、偶数ページ左下)に印刷されています。Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



当事者はどのくらいいるの？

民間事業者※が実施した調査によると、LGBT等の当事者の割合は9.7%。
全体で見ると、およそ10人に1人でした。
これは、AB型の人や左利きの人と同じくらいの割合です。



※電通グループ「LGBTQ+調査2023」

当事者の困りごと

※ここで紹介しているのは、あくまで一例です。

トランスジェンダーを理由に
職場で不当な扱いを受けて
転職を余儀なくされた

受験票や履歴書等の性別欄
にどのように書くか悩む

「彼女はいるの？」といった
異性愛を前提とした言葉に傷つく

友人に言いふらされて
学校に行けなくなった



「あなたは女の子なんだから
スカートをはくように」と言われた

家族にカミングアウトしたが、
理解が得られず関係が悪く
なった

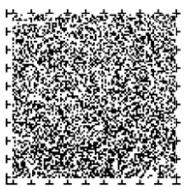
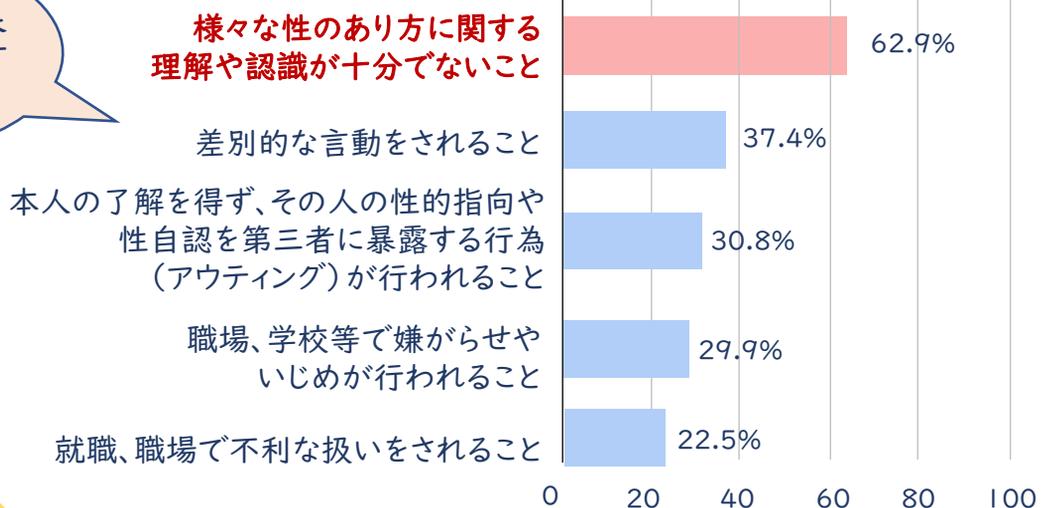
同性カップルで住める家が
なかなか見つからず苦勞した

パートナーと歩いていたら
差別的な言葉をかけられた



県民意識調査 の結果から

Q LGBTなどに関する事柄で、人権上、
特にどのようなことが問題だと思えますか。(3つまで回答)



滋賀県人権施策推進課「令和3年度人権に関する県民意識調査」より

今日から私たちにできること

LGBT等について、「自分には関係のないこと」と切り離さず、身近な存在であることを認識しましょう。

また、何気ない言葉で当事者を傷つけてしまうことがあります。「彼氏/彼女はいるの?」「男の子/女の子らしくしなさい」といった言葉など、相手の性別を決めつけて、「当たり前」を押し付けないようにしましょう。

身近な人から打ち明けられたら(カミングアウト※されたら)

※自らの性的指向やジェンダーアイデンティティを自分の意志で他者に伝えること

家族や友人など、身近な人からLGBT等であることを打ち明けられたら、まずはその人の話を丁寧に聴きましょう。打ち明けられたということは、あなたを信頼しているというメッセージです。

また、自分にできることがあるか尋ねてみましょう。



私に何か
できることはある?

カミングアウトするかどうかは、本人の自由です。
カミングアウトは、強要したり、安易に勧めたりしてはいけません。
また、本人の許可なく、LGBT等であることを他人に暴露(アウティング)してはいけません。アウティングは重大な人権侵害です。

滋賀県庁でのこれまでの取組

●申請書等における性別欄の見直し(平成29年度)

性別欄のある255の申請書等のうち、196の申請書等について性別欄を廃止または自由記述に変更しました。



●職員向けガイドラインの作成(令和5年度)

職員が性の多様性に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また、職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめました。



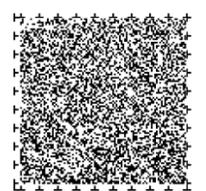
相談窓口

●大津地方法務局 0570-003-110

月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

●人権相談室((公財)滋賀県人権センター) 077-527-3885

月、火、水、金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00, 13:00～17:00



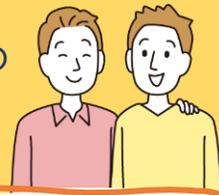
滋賀県

パートナーシップ宣誓制度

令和6年(2024年)9月より開始



滋賀県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。



パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税控除等)が生じるものではありません

手続きの流れ

宣誓の要件や手続きの詳細は、滋賀県のホームページをご確認ください。



一週間前までに

事前受付

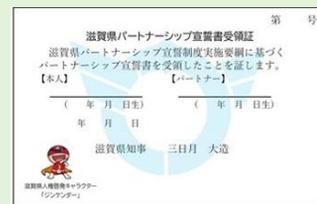
電子申請(しがネット受付サービス)、メールまたは電話により、宣誓を希望する日を予約してください。

宣誓日当日

宣誓手続き

必要書類を持参の上、二人で滋賀県庁にお越しください。
宣誓書に必要事項を記入していただきます。

宣誓書受領証の交付



(表)

県民・事業者等の皆様へのお願い

本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、またすべての人の人権が尊重されるよう、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ】

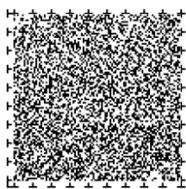
滋賀県総合企画部人権施策推進課

(大津市京町四丁目1番1号 新館2階)

電話: 077-528-3533

メール: cf00@pref.shiga.lg.jp

ゼロゼロ



★ アイスブレイキングの手法 ★

アイスブレイキングとは、氷（アイス）をこわす（ブレイキング）という意味があり、学習会を始める前に、氷のように固まった参加者の緊張をほぐし、参加者が主体的に学習に参加するための手法です。

自分を動物にたとえると ≪ 動物にたとえることで自己紹介を楽しく行うことができます。≫

- ① 二人組をつくります。
- ② 自分を動物にたとえるとどんな動物か、なぜその動物なのか話し合います。(1人1分程度)
- ③ 二人組を組み直して、数回行います。

【振り返り】 全員と話ができたか確認します。どのような動物になったのか、その種類によってグループ分けに使うこともできます。

後出しじゃんけん ≪ 知らず知らずの間にとらわれている固定観念を知ることができます。≫

- ① 全員がファシリテーターの合図で、ファシリテーターを相手にじゃんけんをします。
- ② ファシリテーターは、「じゃんけんほい、ほい」と声をかけます。最初の「ほい」でファシリテーターが先に手をだし、二回目の「ほい」で、参加者が後出します。
- ③ 後出しじゃんけんを「勝つバージョン」→「あいこバージョン」→「負けるバージョン」でやっていきます。失敗しても、テンポよく進めます。

【振り返り】 やってみて、どのバージョンが簡単か、難しかったか聞いてみます。じゃんけんは普段勝つことを意識しているので、逆に難しく感じます。脳が固定観念にとらわれているからです。「頭が柔らかくなりましたか？」など声をかけてみましょう。うまくできた回数を数えてもらい、数の多い人から自己紹介するようにつなげることもできます。

あいこじゃんけん ≪ 揃ったときの喜びや嬉しさを相手と共有することができます。≫

- ① 二人組をつくります。
- ② 握手して自己紹介をし、じゃんけんをします。
- ③ 相手とあいこだった場合はハイタッチをする。(チャンスは1度きりで同じ人とは原則しません。)
- ④ ハイタッチをした回数を覚えておきます。
- ⑤ 終わったらすぐに別の人を見つけて繰り返します。
- ⑥ 時間になったら集まってポイントの確認をします。

【振り返り】 やってみてどんな気持ちだったか、聞いてみます。「相手と揃ったら気持ちが通じ合った気になります。」「嬉しいことや楽しいことをお互いに共有することは大事なことです。」など声をかけてみましょう。

私の短所は長所になる？ ≪ 人の長所と短所は、両面の要素があることに気づくことができます。≫

- ① 白い紙を用意します。(メモ用紙や配ったプリントの裏でもよい)
- ② その紙に自分の短所を3つ書くように指示します。
- ③ 隣の人とペア、または3人くらいにわかれて、短所を長所に置き換えられないか考えます。

(例) 人にあわせられない → 自分に正直
自分にも他人にも甘い → おおらか

【振り返り】 どんなことに気づいたか質問します。短所は見方によって実は自分の長所といえることもあります。短所を長所として捉え直すことで、マイナスと捉えていたことが、プラスになりうることを体感します。

何色ですか？ ≪ 気持ちを色にたとえることによって自分の思いを伝える発表法です。振り返りをする時のひとつの手法です。≫

「今のあなたの気持ちは、どんな色でしょうか？ なぜその色にしましたか？ 理由を教えてください。」と、ファシリテーターが全員に同じ質問をします。

順番は自主性を尊重します。自主的に出ない場合は、ファシリテーターが指定しましょう。

【振り返り】 学習会のはじめと最後に同じ質問をして、色に変化があったかを尋ねることもできます。変化があった場合は、なぜ変化があったのか聞いてみます。

Ⅲ 社会教育関係団体等における実践事例

(第69回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)分科会レポート)

令和7年(2025年)11月15日(土)・16日(日)に開催された第69回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)の分科会レポートとして、社会教育関係団体等から報告のあった事例の中から、報告者の方の了解を得て掲載しています。

地区別懇談会や各団体での研修会等において、是非御活用ください。

【事例1】 学区で行われる行事で人権意識を高めよう！

… P.45 ~ P.46

【事例2】 誰一人取り残さない家庭教育支援

… P.47 ~ P.48

【事例3】 ジェンダー平等プログラムのとりくみについて

… P.49 ~ P.50

第69回滋人教大会レポート

第2分科会（人権尊重のまちづくり）

学区で行われる行事で人権意識を高めよう！

大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会 土方 敦

現在、我学区では、自治会活動、PTA活動等組織として行われてきた活動は参加者が激減し、まちづくりに対して関心の高い人だけでの活動が中心となりつつあります。

自治会活動では自治会員の負担を軽減し、会員数がこれ以上減少しないように取り組む姿が見られます。そんな中で「人権推進委員」を自治会員に依頼し、人権講座への参加を呼びかけても「負担のない程度に」「できる範囲で参加お願いします」と呼びかけることが精一杯の現状です。

そんな中で人権研修や集会に参加される方は「人権意識の高い方が中心」だったり「動員で呼びかけられた方が多い」のが現状です。とすることでいつも研修や集会で出会う方は同じ顔ぶれが多いです。

自治会員が学区でも50%と言う現状でその中でも限られた方しか参加していない現状を考えると「人権意識の高い20～30%の方」はどんどん人権意識は高くなっていきますが残された「70～80%の方」は置き去りにされているわけです。

そんなことを考えると今までの『集まって人権について考える研修や集会』は市のリーダーとして取り組む人への知識を高める場にして、各学区ではもっと広い範囲の住民へ「人権について考えたり気付いたりする」場を作り呼びかけていく必要があると考えました。

その取組の1つとしてはじめに取り組んだのが学区内での『文化祭への参加』でした。真野北学区では地域の文化祭を真野北文化振興会を中心に取り組んでおられます。

私が関わりだしたのが「コロナ禍明け」の2022年からでその回は長年人推協の事務局長をされていた方の企画で「ありがとうの木」のコーナーという取組をしました。

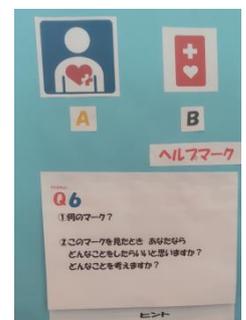
日頃から「ありがとう」という気持ちを花びらカードに書いて木の描かれた模造紙に貼り付けていくという活動です。

そのとき、親子連れでできていた子どもたちも結構参加してくれて「だれにありがとうを言いたい？」「見まもり隊の人かな～？」など色々な会話も聞かれ「良い感じ」と思いました。

2023年は積極的に子どもが参加してくれる企画をコーナーとして作ることにしました。コーナー名は「ピンポンゲームにチャレンジして、クエスチョンに答えよう」という子どもにもちょっと興味のわきそうな名前を付けました。ゲーム感覚で『障害を持つ方に関するマーク』に関するクイズに答えるというコーナーでした。

ピンポンゲームにはスマートボール・カップインボール・ジャンピングボールの3つのピン球を使って挑戦するゲームを用意しました。3つの中から選んだゲームで出た得点によってその番号の「クエスチョン」に答えてもらうという流れです

「クエスチョン」の内容については右図にあるような感じですがマークを提示し「何のためのマークか？」ということと「マークを見たときに自分は何ができるのか？」ということでした。なかなか子どもだけでなく大人も「何ができるか？」という質問は難しいこともありましたが特に大事なところでした。そこで悩んでもらえることが大事なポイントだと思いました。親子でゲームに挑戦して親子でクエスチョンに答えてくれることもありました。「わからん、わからん」と言っている子どもに、お母さんが「例えばこのマークを持っている人が信号で待ってはったらどうする？」と具体的な例を言われて考えだしてくれ



る子どもがいました。

また、中学生が4～5人できてくれたときには「わからんな～」と言いつつお互いに意見を出し合い答えを書いてくれたことも良かったと思いました。

ゲームがあることで何回もゲームにチャレンジしてクエスチョンに答えてくれる小学生も何人かいました。

ほとんど『マーク』とは関係のないゲームでしたが、ゲームで興味を引いて、町の中にある『マーク』に関心を持ってもらったことは、成功だったのではないかと思います。

文化祭以降に『ヘルプマーク』を真野北支所にもらいに来た方が2名おられたという報告も聞きました。

『マーク』が使えることもその『マーク』が示す意味も知っている人が増えるためには一人でもそのことを知って、あちこちでその「あのマーク何のマークか知ってる？」とささやいたりクイズにしたりして広めていけると人に優しいまちになるなと思いました。

2024年の文化祭では「真野北学区土日対策実行委員会」とコラボして「パラリンピック・障スポ」の体験コーナーを考えました。

・ゴールボール ・ポッチャ ・競技用車イス

現在ではネットやテレビで知っていることは色々ありますが、その知っていることを実際にさわったりあつかったりしたことがない人も多いです。私自身もゴールボールについては2時間ほどの体験練習に初めて参加してみて、いっしょに汗をかいたり、ちょっとした一言を聞いたりしているうちに目に障害を持った方の世界を少しですが見る事ができたような気がしました。

『子どもが参加することで一緒に親も参加する、または参加した子どもから話を聞く』ということが一番の目標でしたが、意外にも大人の参加も多く、真剣に体験して色々感想も聞くことができました。

ゴールボールについては最初に実物のボールを触ったり、転がしたりしました。「硬くて重いね～」「そんなに大きい音はならないね～」という感想を持つ人も多かったです。目隠しをして静かな中で耳を澄ませて転がってくる鈴のなるボールを手で止める体験では、どの人もしっかり音を聞いて転がってくるボールを止めることができていました。ただ「このボールが速いスピードで転がってきたら怖いね～」と実際の競技を思い浮かべて感想を持つ人もいました。

学区での人権問題に取り組んでいくにはテーマが色々ありすぎて何から取り組んでいけばよいのか悩んでしまいます。私は町内を走る自動車の後ろに貼られていた『チョウチョマーク』を見たとき『何のマークだろう？』と疑問を持ち調べてみたことから文化祭でのクイズに取り組んでみることにしました。街中や電車、バスなどでよく目にする『マーク』が何を示すのか？『マーク』を目にしたことはあってもその意味を知らない人も多いです。『誰もが気持ちよく生活できる街』を目指すことが学区の人権推進の役割と考えると、まずは身近なことから投げかけていくことが必要ではないかと考えます。

【最後に課題を一つ】

ある地区のサロンでこのマークの話をしていたところ「私はヘルプマークをもらえることを知っていましたが、つけることを躊躇しています。その理由はヘルプマークを見て反対に嫌がらせをする人もいるという話を聞いたからです」という答えが返ってきました。このような行動をゆるさない気持ちを育てていくにはどうすればよいのでしょうか？

第69回 滋人教大会レポート

第2分科会（人権尊重のまちづくり）

誰一人取り残さない家庭教育支援

草津市 生涯学習課 丸山 春菜

《生涯学習とは》

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習のことであり、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

《家庭教育とは》

家庭教育とは、家庭で、保護者がこどもに生活習慣やコミュニケーションなど、生きていく上で必要なスキルを身につける手助けをすることです。

家庭教育は、こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。

《草津市の取組①家庭教育応援ナビ》

草津市では家庭教育を推進する取組のひとつとして、「家庭教育応援ナビ」（以下「ナビ」という）を2か月に1回の頻度で発行しています。これは、家庭教育で必要な情報をA4サイズ1枚にまとめて情報共有アプリ「シグフィー」や市のホームページで発信する取組です。

「ナビ」に先がけて、家庭教育の支援を図るために、生涯学習課が講師依頼や開催周知・参加とりまとめ等の講座運営の大部分を担い、保護者への学習の機会を提供する「家庭教育サポート事業」を平成26年度から実施していますが、「ナビ」は講座に直接参加することが難しい保護者に対しても、必要な情報が届くようにという趣旨で令和6年度から取組を開始しました。

今までの取り扱いテーマとしては、情報モラル・食育・こどもへの言葉かけ・読書・お金との付き合い方・体験活動などがあります。今年度は「こどもの自己肯定感と主体性向上のための働きかけ」というテーマで、家庭で実践できることとして、“こどもの意見を十分に聴く”ことを意識することが自己肯定感と主体性向上の第一歩になり得ることをお伝えしました。

こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」にも、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与

える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるとあり、これから様々なことを経験していく子どもたちが積極的に挑戦し、自分の可能性を高めていけるようになるために、周囲の大人ができる働きかけについて、考えるきっかけを提供したいという思いからこのテーマで発信を行いました。

《草津市の取組②絵本の交換会》

また、家庭教育のうち、読書習慣の形成を推進する取組として、「絵本の交換会」を今年度から新規事業として開始しました。

人生100年時代を迎え、市民誰もが読書に親しみ、生涯にわたり学び心豊かに過ごすことができる「読書のまち」を目指し、全世代・全市域で総合的に読書活動を推進するため、従来からある「草津市子ども読書活動推進計画」と「草津市の図書館運営計画」を内包した「草津市読書のまち推進計画」を令和7年7月に策定し、その新規事業の第1弾として取り組んだのが「絵本の交換会」です。

「絵本の交換会」は、家庭で読まなくなった絵本や児童書を持ち寄り、他の絵本と交換することで、必要とされる家庭に絵本を循環させるための場です。この取組のポイントは、こどもの成長とともに読まれなくなった絵本を“地域資源”として必要とする家庭に循環させて届けることで繰り返し活用できること、絵本の循環によりこどもが読みたいときにいつでも読める読書環境を整えることができることで、家庭での読書習慣形成をサポートできること、またそのことにより読書好きのこどもの育ちにつなげることができることの3点です。

また、持ち込んだ絵本には元の持ち主からメッセージを添えていただくことを推奨しており、大切に読んだ本が次の必要とされる方の元に渡る際に思いが伝わるようにという工夫も凝らしています。交換会の元手になる本として、市役所や各地域街づくりセンター等で寄付を募っており、年に1回は交換でなくてもプレゼントする機会を作る予定です。

《誰一人取り残さない家庭教育支援のために》

家庭教育は、家族との触れ合いを通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点であると言われています。

しかしながら、家庭教育を行うだけの時間的余裕や経済的余裕がない家庭が少なくはないことも実感としてあります。

家庭教育に時間やお金を割くことが難しくなくても、行政の発信をキャッチして家庭で実践していくこと簡単なことではなく、時間やお金を割くことが難しい環境にある家庭であれば尚のこと行政からの発信は届きにくいものだと感じています。

だからこそ、なるべく手軽に、経済的な負担なく生活に取り入れられるような工夫を凝らした家庭教育支援を行い、生涯学び続けることの楽しさ・豊かさをすべての人に感じてもらえるような取組を模索していきたいと考えています。

第 69 回滋人教大会レポート

第 3 分科会（人権問題に関する学習・啓発）

ジェンダー平等プログラムのとりくみについて

1, 私たちの団体『ガールスカウト』について

◆団体の概要

- ・ 1910 年にイギリスで発祥、日本では 1920 年に始まる
- ・ 国籍・人種・宗教の違いを超え、現在 153 の国と地域で、約 1080 万人の会員が活動
- ・ 世界最大の少女と女性のための団体

◆わたしたちが大切にしていること

- ・ ビジョン：【すべての少女と女性が自分らしく生きられる社会】をめざして行動する女性を育てる
- ・ 一人一人の少女が、
【最大限にそれぞれの可能性を最大限に伸ばしていくことができる世界の実現】を目指している
- ・ 周りの人々と社会に対して良い変化を起こしていくことができるような【人格形成】を活動の目的としている。

↓ これらの実現のために

- 料理やハンドクラフト、それぞれの興味を深める活動、募金活動、清掃活動、施設訪問、キャンプなどの野外活動等々、多岐にわたる活動を行っている
- ・ 活動の理念【やくそくとおきて】では、スカウトの精神、心について言及（自分と同じように周りの人を大切にし、その幸福のために尽くす心を持つことの大切さ、ひとの喜びを自分の喜びにする力を養うことは、自分自身の幸福にも繋がる）

↓

スカウト活動は「誰一人取り残さない」SDGs の活動に 100 年以上前から取り組んでいると言える

- ・ 現在は、世界最大の女性の団体として「私たちこそが取り組むべき」と考え【SDGs 5 ジェンダー平等を目指す】活動に特に積極的に取り組んでいる。
- ・ ジェンダーの平等を実現することができれば、性別に関係なく互いを尊重し合う人間関係を推進し一人ひとりが可能性を最大限に発揮できるようになると考え、様々なプログラムを展開。

※何故、ジェンダー平等を謳いながら女子だけで活動するのか？

参照：冊子「女の子はもっと伸びる」（調査結果）

- ・ 女子のみの環境のほうが、異性の目を気にせず、性別による役割分担にも縛られることなく安心して様々なことに挑戦することができ、一人一人の可能性を伸ばすことができる
- ・ 女の子だけの環境を作り出すことにより、挑戦の機会を増やして自己肯定感を高める機会とすることができる。

↓

少女たちが社会に出て活躍できる力を身につけることができる。

2, 【ジェンダー平等バッジプログラム】について

◆【バッジプログラム】とは

- ・ 少女一人一人が活動に目的をもって取り組み、それをやり遂げたことをあかしするしるしとして布製バッジを授与するもの
- ・ 活動の内容と同じく、その種類は多岐にわたる。
- ・ 期間限定のもの（オリンピック）、STEM 教育に関するものなど、常に見直しがされている。
- ・ ジェンダー平等（GE）バッジはその中のひとつ

◆ジェンダー平等バッジプログラムで少女が取り組んだプログラム

- 大切な自分…自分にも他者にもパーソナルスペースがあり、それは尊重されるものであることを自らの身体を触ってみるゲーム、絵本などを使いわかりやすく説明
- イヤだって言ってもいい
 - …イヤな時には「イヤ」と言うことができることを知る、実際に口に出す練習をする
- 秘密のルール
 - …「よい秘密」と、「危ない秘密」の存在を知る
 - 誰かが傷ついたり苦しんでいたりする場合は、誰に話したらよいかを考える
- ジェンダーの思い込み →参加者の方に○×で問いかけをする
 - …思い込みと事実を見分けることを知る
 - 社会の中のジェンダーに関する思い込みを見つけられるようになる

☆どのプログラムでも少女たちの反応は概ね良好。こちらがねらいとすることを、抵抗もなくすんなりと受け入れ、特に強い疑問を感じることはないように見受けられた。

◆リーダー養成研修の実施

- ・これらのプログラムは、研修を受講したリーダーが実施できる、としている。
(心の傷などに触れることもあり、指導者には様々な知識や心の準備が必要であるため)
- ・そもそも、ジェンダー問題とは？というところから始まり、子どもたちが取り組むプログラムについて、どのような内容をどんなねらいを持って取り組むか？など、多岐にわたる内容の研修を受講するとこのプログラムを提供することができる。
- ・これらの研修の際、受講している成人が、今まで当たり前だと思っていた感覚が、実はジェンダーバイアスだったということに気づくという場面が多々見受けられた。
- ・「それはジェンダーバイアスである」と言われても、すぐには受け入れられず、長い期間を経て積み重ねてきた価値観や「これで当然」という感覚を変えていくことの困難さを痛感した。



ジェンダー平等プログラムが必要なのは、大人ではないか（特に年長者）

3, 私たちの気づきと展望

- ・ジェンダー問題は構造的である。
直接的差別や暴力、中には犯罪となるものは、ジェンダー不平等という【構造的差別や暴力】の中の氷山の一角にしかすぎない。
- ・これらの構造を支えてしまっているのが、私たちの生活の中のちょっとした発言や返答など、文化的な差別や暴力であることを、私たちはもっと意識しなければならない。
- ・変わらなければならないのは、わたしたち大人自身である。
- ・私たちガールスカウトは、少女たちが自分たちの社会を良くするため声を上げることの大切さや、社会に向け発信できる力をつける活動にも積極的に取り組んでおり、また、指導者もリーダー資格を更新するためには研修を継続して受ける必要があり、「常に学び続ける」という姿勢を守っている。
- ・これからも、ビジョン【「すべての少女と女性が自分らしく生きられる社会」をめざして行動する女性を育てる】を達成するために、この社会に、さまざまなよい変化をもたらすことができる少女と女性を育てていきたい。



それが**ガールスカウト**です。

IV 資料等

- 2026 年度各種研修会等の案内 … 52～53
- 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋 … 54～57
- 同和施策・人権施策の法整備流れ図 … 58～59
- 100 年前の人々が願ったこと ～全国水平社宣言に込められた思い～ … 60～61
- じんけん通信 戦争と平和～戦後 80 年 誰もが尊重される未来を目指して～ … 62～66
- 滋賀県人権尊重の社会づくり条例 … 67～68
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 … 69～76
- さわる読書 きく読書 よむ読書
みんなで広げる読書バリアフリー … 77～82
- 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 … 83～90
- ヤングケアラーパンフレット … 91～96
- 滋賀県子ども基本条例パンフレット … 97～101
- 淡海子ども・若者プラン … 101～107
- 人権の視点から子どもへの関わりを振り返る、
子どもへの関わりを振り返るための人権チェックシート … 108～111
- 「教育機会確保法」って何？ ～不登校・夜間中学～
(文部科学省ホームページより) … 112～117
- 【参考】令和8年度 夜間学級 学校案内 … 118～120
- 人権について考える(DVD・ビデオ教材を借りる方法)
滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 … 121
- 人権関係DVD・ビデオ教材リスト 「しが生涯学習スクエア」保有 … 122～130
- 人権啓発機材貸し出します！ 滋賀県 総合企画部 人権施策推進課 … 131～132
- 人権に関する相談窓口一覧 … 133～136
- 活用報告書様式 … 137



2026年度各種研修会等の案内

滋賀県内で開催される主な大会や研修会等の予定

じんけんミニフェスタ(予定)	9月 5日(土)	ビバンティ彦根
じんけんミニフェスタ(予定)	10月下旬～ 11月上旬	びわこ文化公園
第51回滋賀県青年集会 滋賀県高校生等交流集会(第25回)	10月17日(土)	米原学びあいステーション
第70回 滋賀県人権教育研究大会 (長浜大会)	10月24日(土) ～25日(日)	長浜文芸会館 ほか
部落解放第63回滋賀県女性の つどい	11月14日(土)	滋賀県立男女共同参画センター (G-NETしが)
県民のつどい じんけんわくわく冬まつり	12月 6日(日)	滋賀県立文化産業交流会館 米原学びあいステーション
第41回全国人権啓発研究集会 部落解放研究第34回滋賀県集会	2月18日(木) ～19日(金)	滋賀県立文化産業交流会館 ひこね市文化プラザ

※「じんけんミニフェスタ」の詳細は県人権施策推進課(TEL:077-528-3533)にご確認ください。

(公財)滋賀県人権センター主催の研修会・講座情報

2026年度 インターネット人権マスター講座

今やインターネットは私たちの生活に欠かすことができないものになっています。自由な利用が進んでいる反面、誰もが知らないうちに人権侵害の被害者にも加害者にもなりうる事例も数多く起こっています。

本講座をとおして、インターネットで起こっていることについて学び、インターネットと人権について考え、安全・安心なインターネット利用のためのポイントを身につけてみませんか？

オープン講座

開催日時	講座タイトル	講師
6月 13:30～15:30	※令和8年3月時点、調整中です。 最新情報は、下記(公財)滋賀県人権センターまで、お問合せください。	
7月 13:30～15:30		

モニタリング養成講座

市町や企業等に出向き、出前講座形式にて開催予定

主催・問合せ : (公財) 滋賀県人権センター (大津市におの浜 4-1-4)

TEL : 077-522-8253 / FAX : 077-522-8289 / URL : <https://www.shigajinken.or.jp>

クローズアップ人権講座【参加費無料】

～趣旨～

人権に関する課題は多岐の分野にわたります。人権課題を解決していくためには、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要になります。まずは「知る」こと、「気づく」ことから始めてみませんか。私たちの気づきを増やすことで差別のない社会の実現に向けての一步を歩み出しましょう。

日時	テーマ	講師	会場
第1回 5月20日 14:00～16:00	部落差別問題① ～(仮)見えづらい部落差別と 私たちの日常～	上川多実さん (BURAKU HERITAGE メンバー)	栗東市立ひだまり の家
第2回 6月24日 14:00～16:00	部落差別問題② ～(仮)マイノリティ女性が直面す る複合差別一部落女性を中心に～	瀬戸徐映里奈さん (近畿大学人権問 題研究所 講師)	守山市地域総合セ ンター
第3回 7月31日 14:00～16:00	子どもと人権 ～(仮)インクルーシブ保育・教 育へ一歩を～	堀 智晴さん (インクルーシブ (共生)教育研究所 代表)	G-NETしが (滋賀県立男女共 同参画センター)
第4回 8月8日 14:00～16:00	夏休み企画 子ども対象ワークショップ ～(仮)自分で作ってみよう万華鏡～	中藤尾まさよさん (崇仁発信実行委 員会代表)	草津市立新田会館
第5回 9月11日 14:00～16:00	多様な性について考える (仮)～当事者の体験談を通して～	橋本竜二さん (特定非営利活動 法人にじいろ Biwako 代表)	解放県民センター 「光荘」
第6回 10月9日 13:30～16:30	部落差別問題③ 講演・フィールドワーク	ツラッティ千本 職員	ツラッティ千本

主催・問い合わせ : (公財) 滋賀県人権センター人権啓発担当 (大津市におの浜 4-1-4)
TEL : 077-522-8253 / FAX : 077-522-8289 / URL : <https://www.shigajinken.or.jp>

各種研修会等は、令和8年3月時の予定です。各公式ホームページにて適宜確認ください。

滋賀県

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>

- ➔ 県民の方
- ➔ 暮らし
- ➔ 人権
- ➔ イベント・講座・募集



滋賀県学習情報提供システムにおねっと

<https://www.nionet.jp/lldivision/jinken/index.html>

- ➔ 生涯学習課の取組
- ➔ 人権教育



公益財団法人 滋賀県人権センター

<https://www.shigajinken.or.jp/guide.html>

- ➔ 事業案内
- ➔ 事業内容

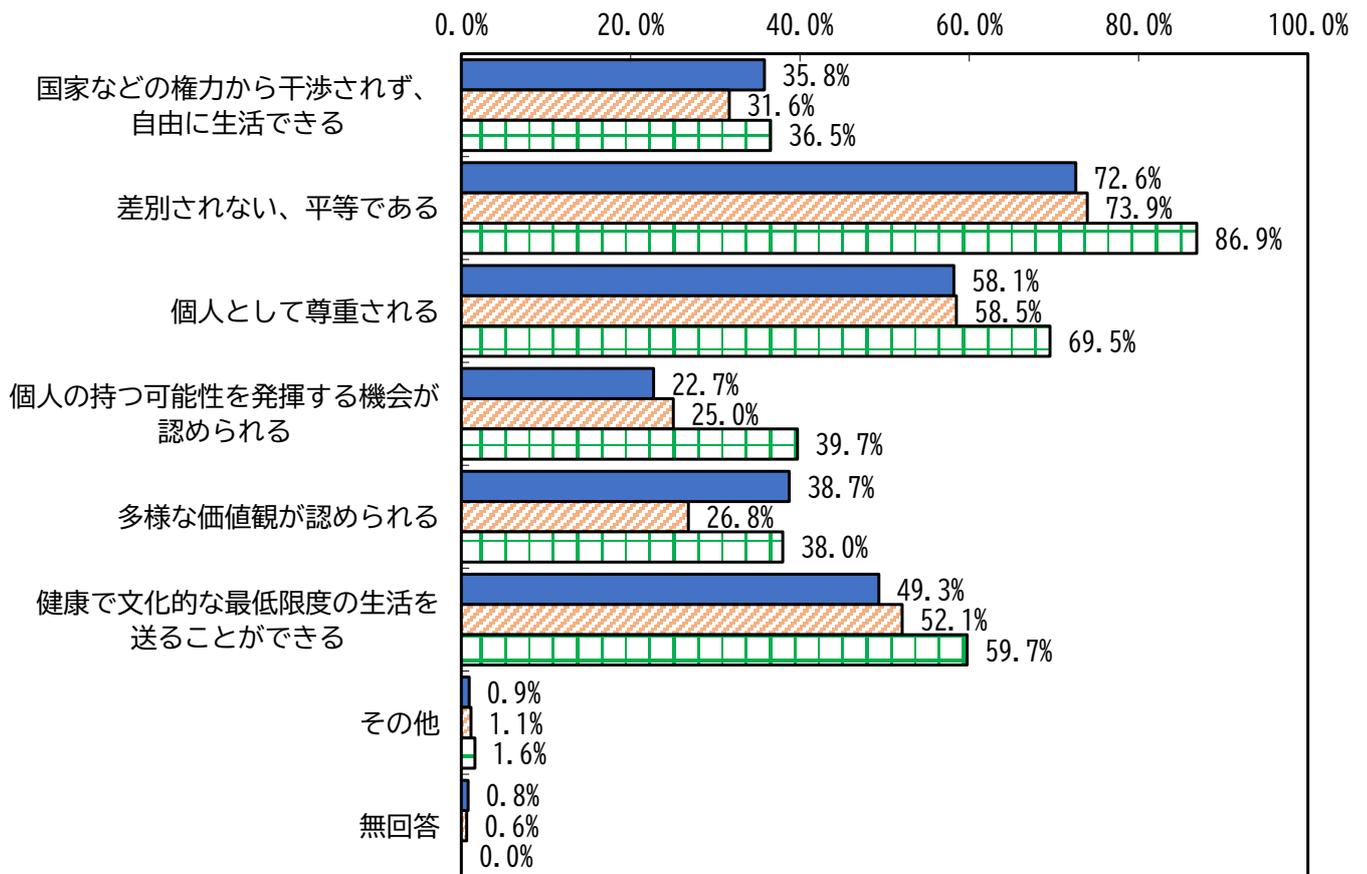


人権についての考え方

●「人権が尊重される」ということについて

問1 「人権が尊重される」ということはどういうことだと思いますか。あなたが特に大切だと思うことを3つまで選んで○をつけてください。

図 「人権が尊重される」ということについて



■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575) ■ 平成23年度(N=3,111)

「人権が尊重される」ということについてたずねたところ、「差別されない、平等である」と答えた人の割合が72.6%で最も高くなっている。次いで「個人として尊重される」（58.1%）、「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる」（49.3%）の順となっている。

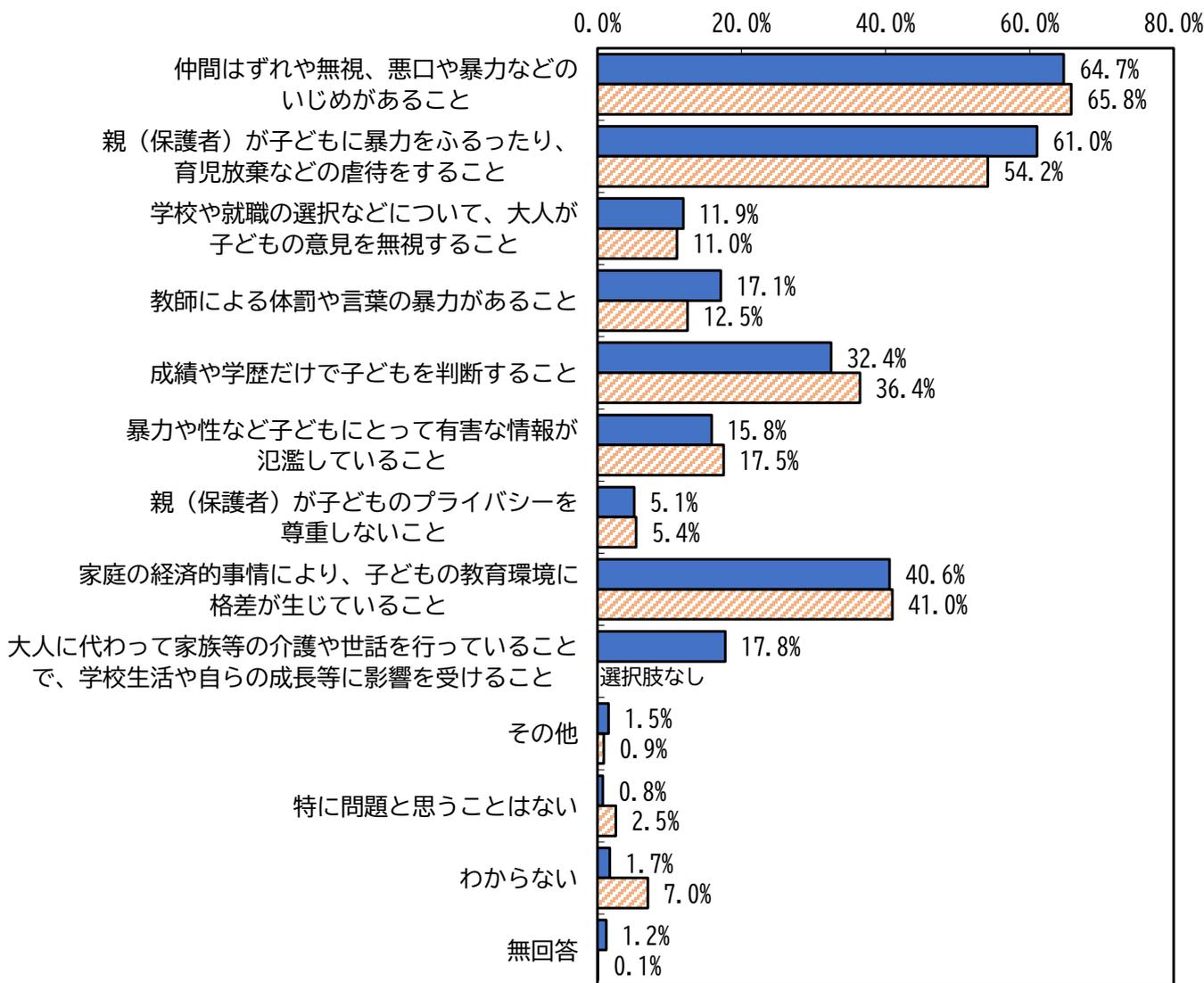
質問形式（今回・前回：3つまで選択、前々回：いくつでも選択可）を変更しているため単純比較はできないが、過去の調査と比較しても同様の傾向を示している。

人権の個別分野ごとの課題

●子どもの人権について

問7 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 子どもの人権について



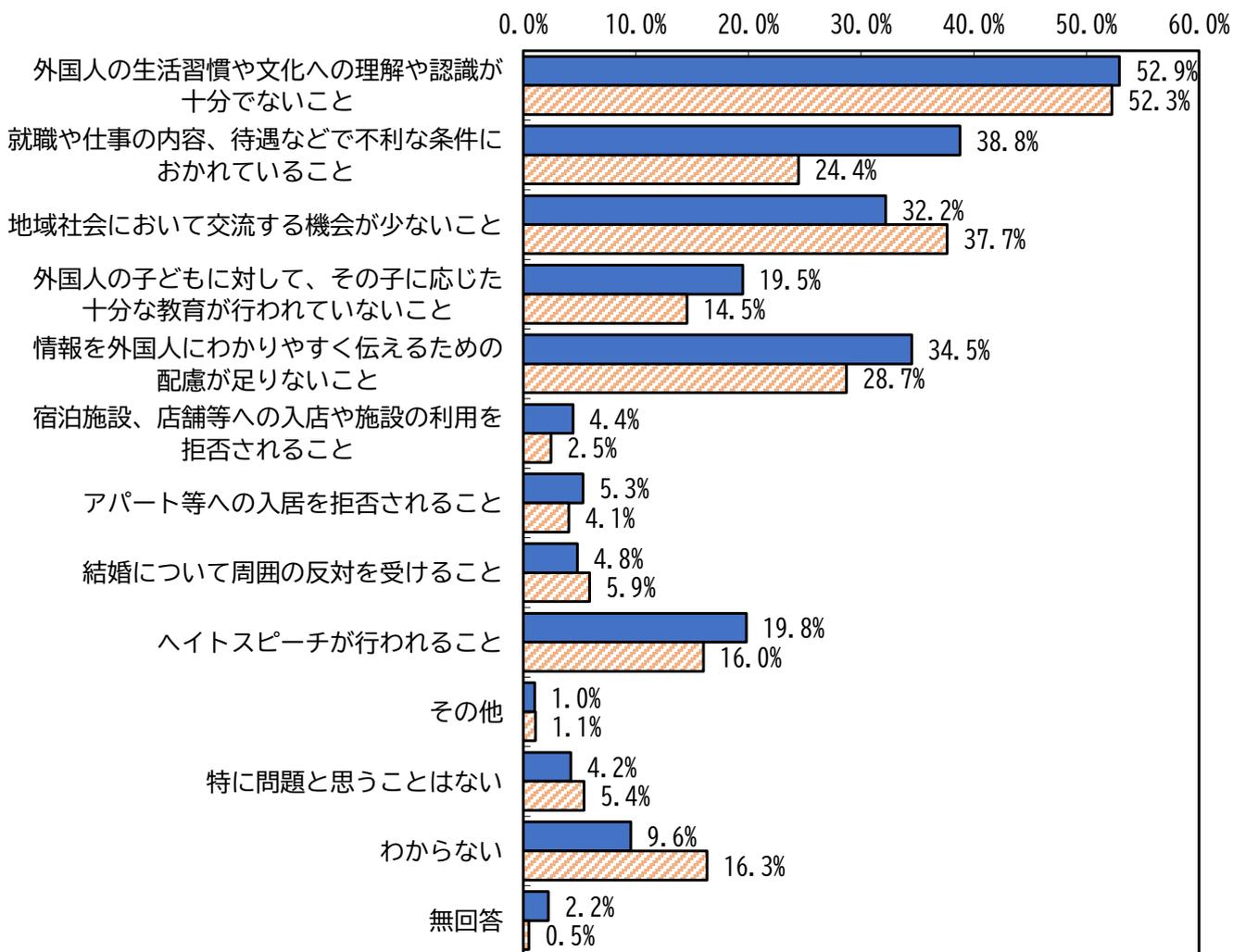
令和3年度(N=1,560)
 平成28年度(N=1,575)

子どもの人権についてたずねたところ、「仲間はずれや無視、悪口や暴力などのいじめがあること」と答えた人の割合が64.7%で最も高く、次いで「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児放棄などの虐待をすること」が61.0%、「家庭の経済的事情により、子どもの教育環境に格差が生じていること」（40.6%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位3項目の順位は同じ結果となっている。

●外国人の人権について

問 10(1) 外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 外国人の人権について



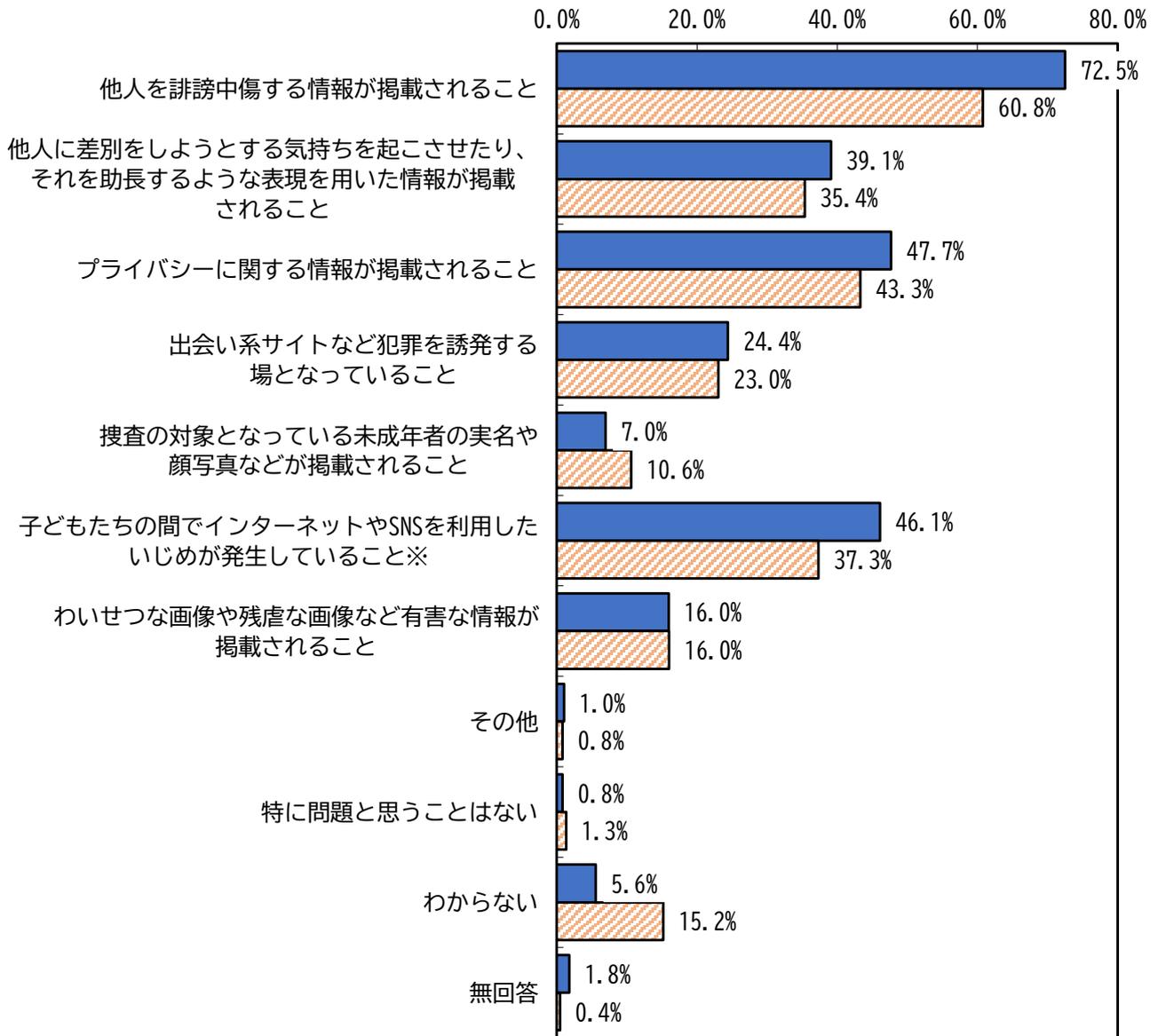
■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575)

外国人の人権についてたずねたところ、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が52.9%で最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」（38.8%）、「情報を外国人にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」（34.5%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」と答えた人の割合が高くなっている。

●インターネット上の人権侵害について

問 16 インターネット上の人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の
の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 インターネット上の人権侵害について

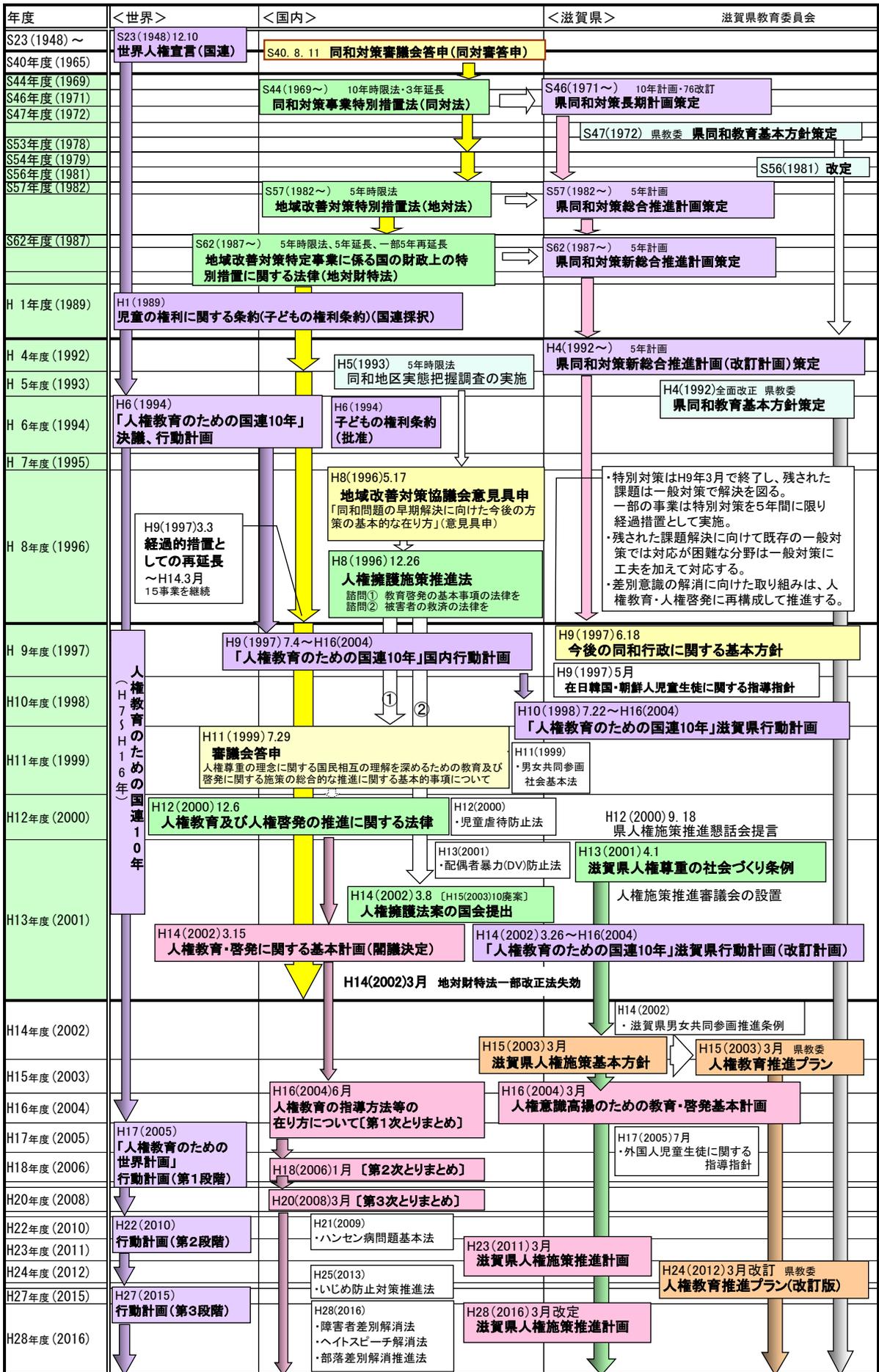


■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575)

※平成28年度は選択肢の文章を「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和3年度は「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」と変更した。

インターネット上の人権侵害についてたずねたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が72.5%で最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」（47.7%）、「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」（46.1%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位3項目の順位は同じ結果となっている。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇



※次のページに続きます。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇

年度	<世界>	<国内>	<滋賀県>	滋賀県教育委員会
R 1年度 (2019)		R1(2019)・アイヌ施策推進法		H31(2019) ・滋賀県障害者差別のない 共生社会づくり条例
R 2年度 (2020)	R2(2020) 行動計画(第4段階)	R3(2021)3月[第3次とりまとめ]策定以降の補足資料		
R 3年度 (2021)		R3(2021)・障害者差別解消法改正		
R 4年度 (2022)		R4(2022)3月[第3次とりまとめ]策定以降の補足資料(改訂)		
R 5年度 (2023)		R5(2023)・こども基本法 R5(2023)・LGBT理解増進法		
R 6年度 (2024)		R6(2024)3月[第3次とりまとめ]策定以降の補足資料(改訂)	R6(2024)7月第2次改定 滋賀県人権施策推進計画	R6(2024)9月 ・滋賀県パートナーシップ 宣誓制度
R 7年度 (2025)	R7(2025) 行動計画(第5段階)	R7(2025)6.6 人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)(閣議決定)		R7(2025)4月 ・滋賀県子ども基本条例

滋賀県教育委員会事務局人権教育課 作成

人権教育関係法令等について

次の関係法令等は、県教育委員会人権教育課のホームページより閲覧できます。

◆宣言・条約等◆

- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

◆法令・条例等◆

- ・日本国憲法
- ・同和对策審議会答申
- ・滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- ・滋賀県男女共同参画推進条例
- ・部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- ・同和对策事業特別措置法
- ・地域改善対策特別措置法
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・人権擁護施策推進法
- ・男女共同参画社会基本法
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法/DV防止法）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）
- ・いじめ防止対策推進法
- ・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）
- ・こども基本法
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）
- ・滋賀県子ども基本条例

◆計画・指針等◆

- ・滋賀県同和教育基本方針
- ・今後の同和行政に関する基本方針
- ・在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県人権施策基本方針
- ・人権意識の高揚のための教育・啓発基本計画
- ・外国人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県人権施策推進計画
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]

100年前の人々が願ったこと

全国水平社宣言に込められた思い

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 皆さんはこの言葉を聞いたことがありますか？中学校の教科書にも載っているこの言葉は、今から約100年前の大正11年（1922年）に発表された「全国水平社宣言（水平社宣言）」の最後の一節です。この言葉に込められた当時の人々の思いや願いから、今を生きる私たちは何を知り、何を学ぶことができるのでしょうか。

水平社宣言って？

大正11年3月3日、被差別部落の人々の解放を目指して設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた宣言文が「水平社宣言」です。

宣言の原文は被差別部落出身

水平社宣言（一部要約）

「全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、自らを解放しようとする運動を起こしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

部落差別（同和問題）とは？

部落差別（同和問題）とは、被差別部落・同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという日本固有の人権問題です。



の一人の若者が考えたもので、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められています。

部落差別の現状

被差別部落に対する差別意識は、基本的な人権の尊重を掲げたに本国憲法の施行後も解消されず、劣悪な生活環境も継続してしま

た。その後、行政による取り組みの結果住宅や道路などの物的な生活環境は大きく改善されましたが、

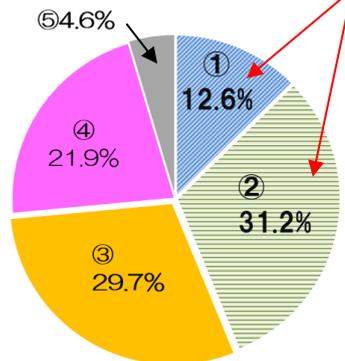


住宅を選ぶ際の意識

あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に価格や理知条件などが希望にあっても、近隣に同和地区がある場合、避けると思いますか？

- ①避けると思う
- ②どちらかといえば避けると思う
- ③どちらかといえば避けないと思う
- ④避けないと思う
- ⑤無回答

避けると思う+どちらかといえば避けると思う=43.8%



令和3年度人権に関する県民意識調査

差別意識は未だに解消されていません。

こうした実態は、令和3年の『人権に関する県民意識調査』（右図参照）の結果にも表れています。

また、誰で見自由に情報を発信できるインターネット上では、今もなお様々な形で部落差別の書き込みなどが行われており、それが平成28年の「部落差別解消推進法」制定のきっかけともなっています。

今、必要なこと

水平社宣言から約100年後の今は、宣言が目指したあらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会になっているでしょうか？

以前は見過ごされていた、様々なハラスメントが人権問題として認識されるようになったことを考えると、社会のあらゆる場面で人権尊重の意識が高まっていることは確かです。

その一方、インターネットやSNS上での誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性のあり方についての差別や偏見、新型コロナウイルスに関する人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。こうした状況を考えると、部落差別に限らず、ある日突然、差別的被害者となる可能性は、誰にとってもあるといえます。

どんなときでも、
お互いを尊重する
気持ちを忘れない
でほしいのだー！



今は、100年前とは違い、多くの人が自由に意見を交わせる時代です。こうした時代だからこそ、水平社宣言に込められた当時の人々の願いに思いをさせ、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくっていくことが必要なのではないでしょうか。

水平社宣言の
全文はこちら



滋賀の水平社運動 差別をなくすために立ち上がった場所「^{ごんじょうじ}嚴浄寺」

全国水平社創立大会から2年後の大正13年（1924年）4月18日、今の甲賀市甲南町にある「嚴浄寺」で滋賀県水平社の創立大会が開催されました。その大会の様子は新聞で大きく報じられました。

県内外から約380名が集まり、嚴浄寺において「滋賀県水平社」が誕生しました。この日の演説会で、大人にまじって少年少女が力と熱を込めて発表しました。15歳の少年の「この世の中に差別があるのは天人の許さぬ不合理である…人間は生まれながらにして一切平等であらねばならぬ。人間よ自然の平等に帰れ」との心の叫びに、嚴浄寺は部落解放の熱気に包まれました。



出典：「ここから～滋賀の人権ゆかりの地をたずねて～」
平成20年（2008年）滋賀県人権施策推進課



じんけん通信

令和7年(2025年)8月(第208号)

今年の8月15日で、終戦80年の節目を迎えます。

二度の世界大戦中には、多くの尊い命が失われるとともに、特定の人種への迫害や虐殺など、重大な人権侵害が横行しました。その後、国際社会では、人権の保障が平和の基礎であり、戦争は最大の人権侵害であるとの考え方が主流になりましたが、今もなお、人びとの生命、健やかな精神、穏やかな生活といったかけがえのないものが戦争によって奪われることが繰り返されています。

このような現状であるからこそ、過去の戦争の記憶を共有、継承し、得られた学びを活かしていくことが重要です。

そこで今回は、滋賀県平和祈念館で、企画展『記憶の中の戦場・中国』を担当されている日高さんと、『平和祈念 week2025』を担当されている村田さんに、平和の大切さ、そして命や人権の大切さを伝えていくための取組や工夫について伺いました。

特集 戦争と平和

～誰もが尊重される未来を目指して～

◎日高さん(企画展『記憶の中の戦場・中国』担当)へのインタビュー

Q. 戦争の記憶を共有・継承するために、どのような取組をされていますか。

私たち調査に携わる者が戦争を経験された方や関係者からお話を伺って記録し、また戦争にまつわる品物の収集を行っています。そして、それらを展示や平和学習で使用し、県民の皆さんへ共有・継承しています。私たち自身も語り継ぎ手という役割を担っていると考えています。

Q. 戦争を経験された方との繋がりは、どのように持たれていますか。

以前までは来館された戦争経験者の方にお話を伺っていました。しかし、近年、高齢化のため、戦争経験者が来館されることが少なくなっています。このため、最近では新聞記事等で紹介された方へお声掛けするほか、来館された方や地域の方から情報を集めて、こちらから戦争経験者の方へアプローチすることが増えており、地域との繋がりがさらに重要となってきています。

Q. 今年は戦後 80 年の節目の年ですが、企画展示のテーマを『記憶の中の戦場・中国』とした理由は何ですか。

日本が近代化していくなかで、中国に進出し衝突しました。特に日中戦争に入ると全面戦争となり、長い期間にわたって戦闘が行われたことから、滋賀県民も非常にたくさんの方が兵士として戦場に派遣されました。このような背景もあり、当館が収集した多くの体験等を通して、広く県民の皆様を知っていただきたいとの思いから今回のテーマとして取り上げました。

また、今回の企画展示の副題を『滋賀県出身の兵士が見た戦場と平和の灯(ともしび)』としていますとおり、戦場での記録だけでなく、滋賀県と湖南省との友好関係を軸に平和への歩みも紹介しています。

戦争当時だけではなく、その後の関係性にも注目して取り上げていることが今回の企画の特徴的な部分ですね。

戦争と平和への歩みを取り上げることで、現代の国際紛争を考えるきっかけになればと考えています。特に平和学習などで多くの子どもたちが来館されるので、子どもたちが戦争と平和について考えるきっかけとなるように、体験談だけではなく、実物、写真、地図など目で見てわかるような資料を多く展示するように工夫しています。

Q. 子どもたちを意識してということですが、今回の展示等を子どもたちにどう活かして欲しいと考えていますか。

展示や体験談について、何でも良いので気になったものや感じたことを家族や友人に伝えて欲しいと考えています。また、歳を重ねるにつれて考え方も変わるのでしょうから、ここに来られた1回ですべてを学ぼうと思わなくてよいです。今後、戦争に関するコンテンツに色々触れていくなかで、ここでの記憶とともに学びを積み重ねていただきたいと思います。



↑戦場に行った兵士がやり取りした手紙など実物の持ち物の展示です。

Q. 戦争を経験された方が少なくなるなか、継承に向けて今後どのようなことを行いたいと考えていますか。

できる限り、戦争体験談の聞き取りを行い、関連資料を集めていきます。資料の収集が今後ますます難しくなりますので、博物館や図書館で公開されているデータを活用するとともに、私たちが収集した資料を改めて整理し、理解をより深める、

例えば、この方とこの方は同じ戦場を経験されていたのだとか、個々の資料を繋げるようなことができると考えています。

◎村田さん(『平和祈念 week2025』担当)へのインタビュー

Q. 今回の企画について、これまでと違う点はどこですか。

今回は『未来へつなぐ』ということ意識した企画としており、これからを担う若い方々による発表会や戦争遺跡/戦争証言動画の上映会などの催しを予定しています。

発表会については、この3月まで大学生だった方が卒業研究で平和祈念館について研究いただいたことから、その成果について発表していただきます。また、県内の中学3年生が、特攻隊の基地があった鹿児島県知覧市に平和学習に行かれことから、その学習成果を発表していただくことも予定しており、若い方が何を学び、考えたのかを知る機会としています。

続いて、戦争遺跡/戦争証言動画の上映会については、戦争遺跡や戦争証言をまとめた新しい動画が今年の3月に完成しましたので、それらの上映を行います。また、今回の動画はNHKエンタープライズの方に制作いただいておりますが、この制作者の方から「映像でつなぐ戦争体験と平和」というテーマで動画上映会の後にお話しいただくことを予定しています。

その他には、戦後80年特別企画として、昨年公開された映画『オッペンハイマー』を上映する予定のほか、普段は学校や団体向けに実施している、焼夷弾などの実物資料に触れながら戦時中の滋賀県を学ぶ平和学習を一般の来館者の方も体験できる企画を予定しています。



↑ 祈念館で展示されている実物の背囊、防空頭巾です。

Q. 今回の企画で来館される方に学んでもらいたいことを教えてください。

若い方が学ばれ、感じたことについての発表をとおして、これから先を担っていく若い方たちと未来の平和をどのように築いていくかを共に考えるきっかけとしてもらえればと考えています。

また、その他「見る・聞く・食べる(※)・感じる」などさまざまな体験をとおして戦争と平和について考え、学んでいただきたいと思います。

今年は戦後80年という節目の年ではありますが、過去のことで終わるのではなく、今がどうなっているのかを知っていただき、この先どうすれば平和な世界になるのかを考えていただけるような、今回の企画が来館された方にとって過去を知って未来へつなぐきっかけになればと考えています。

(※)平和祈念 weekの中で、戦時食を食べる体験行事も行われています。

◎日高さん、村田さんありがとうございました。

戦争を過去の悲惨な出来事とだけ捉えるのではなく、戦争の記憶の共有・継承をと
おして現在と未来がより良くなるにはどうすればよいかを考えていくことが大切だ
ということが大変良く分かりました。

平和祈念館では、企画展示以外にも多くの常設展示があり、滋賀県に生まれ、暮ら
していた人々が、戦争という時代にどのように巻き込まれ、暮らしていたのかがとて
も良く分かります。

ぜひこの機会に平和祈念館を訪れていただき、過去の戦争を知っていただくこと
も、誰の人権も侵害することなく、また侵害されることなく、それぞれが尊重され
る未来を考えるきっかけとしていただければと思います。

～平和・人権の保障は世界の人々の願い(世界人権宣言)～

20 世紀における二度の世界大戦により、多くの人々の尊い命が奪われるとともに、
さまざまな人権侵害も起こりました。その反省に立ち、世界中のすべての人が幸せに暮
らせる社会の実現を願い、昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日、国際連合総会で、「世
界人権宣言」が採択されました。

「世界人権宣言」は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世
界各国の憲法や法律にも取り入れられています。

◆今回お伺いしました、滋賀県平和祈念館の概要はこちら！

所在地 東近江市下中野町 431 番地
開館時間 9時 30 分～17 時 00 分(入館は、16 時 30 分まで)
休館日 月曜日・火曜日(祝日にあたる場合は開館)
(7/16(水)～8/24(日)の間は休館日はありません。)
年未年始(12 月 28 日～1 月 4 日)
その他、業務の都合により休館する場合があります。
入館料 無料
電話番号 0749-46-0300
E-mail heiwa@pref.shiga.lg.jp
アクセス ●名神高速道路「八日市 IC」から車で約 10 分
(無料の駐車場があります。)
●JR 琵琶湖線彦根駅または近江八幡駅乗り換え、近江鉄道八日市
駅からバスで約 20 分「愛東支所・診療所前」下車すぐ
施設HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/heiwamuseum/>





ジンケンダーのちょっと一言



平和について考え、
人権の大切さを
知って欲しいのー！

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

平成13年3月28日

滋賀県条例 第27号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切に
する滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町村との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。

- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

- 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
 - 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

- 第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。
第1条中第19号の10を第19号の11とし、第19号の9を第19号の10とし、第19号の8を第19号の9とし、第19号の7の次に次の1号を加える。
(19)の8滋賀県人権施策推進審議会の委員

しがけんしょうがいしゃさべつ
滋賀県障害者差別のない
きょうせいしゃかい
共生社会づくり条例
じょうれい



ねん がつ にちぜんめん し ころ
2019年10月1日全面施行

この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に
生きる社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を築いていきましょう。



しがけん
滋賀県

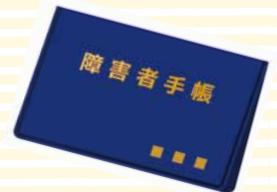
1 条例の目的



この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。



身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の

機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって、継続的

または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



この条例における「障害者」の定義は、「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるものであるという考え方です。



例えば、「障害の社会モデル」の考え方に立つと、左の図のように、車いすを使用している人が段差を上げられないのは、身体に障害があるからではなく、段差があるという建物の状況（社会の中にあるバリア）に原因があると考えます。



この場合、スロープやエレベーターを設置することで段差を上げられないという「障害」はなくなります。こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

4 シャカいてきしょうへき 社会的障壁とは？



しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく
 障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえでバリア
 (社会的障壁) となるようなものをいい、例えば次のようなものが
 あります。

ぶつりてき 物理的なバリア

こうきょうこうつうきかん どうろ たてもの
 公共交通機関、道路、建物などにおいて、
 りようしゃ いどうめん こんなん
 利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア
 のことを言います。

せいどてき 制度的なバリア

しゃかい せいど しょうがい ひと
 社会のルール、制度によって、障害のある人が
 のうりよくいぜん だんかい きんとう うば
 能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア
 のことを言います。

ぶんか じょうほうめん 文化・情報面でのバリア

じょうほう つた かの ふじゅうぶん ひつよう
 情報の伝え方が不十分であるために必要な
 じょうほう びょうどう え
 情報が平等に得られないバリアのことを言
 います。

いしきじょう 意識上のバリア

しゅうい こころな ことば さべつ むかんしん しょうがい
 周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害の
 ある人を受け入れられないバリアのことを言
 います。しょうがい たい あやま にんしき う
 障害に対する誤った認識から生まれます。

5 しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別を解消するために

じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう けんみん
 条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、
 じぎょうしゃ しょうがい ひと たい さべつ きんし ぐうりてきはいりよ
 事業者にも、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮
 ていきょう もと
 の提供を求めています。



	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止	ぐうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせいきかん 行政機関	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)
じぎょうしゃ 事業者	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) () (条例上の義務)
こじん 個人	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (条例上の義務)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (条例上の義務)

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは？

せいとう りゆう なく、しょうがい りゆう として、サービス^{ていきょう きよひ}の提供を拒否したり、
せいげん したり、じょうけん つ 条件を付けたりすることです。

じょうれい では、しょうがい ひと せいかつ かか ぶんや について具体的^{ぐたいてき}に
さべつ ないよう しめ 11の分野^{ぶんや}以外の行為^{いがい こうい}についても「その他」^たとして包括的^{ほうかつてき}に禁止^{きんし}し
ています。



- ①教育分野^{きょういくぶんや} ②労働・雇用分野^{ろうどう こやうぶんや} ③商品の販売またはサービスの提供分野^{しょうひん はんばい ていきょうぶんや} ④福祉分野^{ふくしぶんや}
⑤障害福祉分野^{しょうがいふくしぶんや} ⑥医療分野^{いりょうぶんや} ⑦建物・公共交通分野^{たても の こうきょうこうつうぶんや} ⑧不動産取引分野^{ふどうさんとりひきぶんや}
⑨地域活動分野^{ちいきかつどうぶんや} ⑩情報の提供分野^{じょうほう ていきょうぶんや} ⑪意思表示の受領分野^{いしひょうじ じゅりょうぶんや}

ぐ たい れい 具体例

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害のある人は保護者や介助者が一緒にでない^{まどぐちたいあう}と窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かり合い、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々に見える配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるのかを考えることが重要です。

具体例

窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。



申出に応じて、資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。



駅で視覚障害のある人からの申出に応じて、券売機の操作を手伝った。



「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申出に応じて、別のスペースを確保した。



6 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

条例では、障害のある人の自立および社会参加に向けた取組に関する施策の基本となる事項を定めています。

- 普及啓発等・・・障害や障害の社会モデル等に対する理解促進
- 学校教育における理解の促進等
- 就業の機会の確保等
- 住環境の整備
- 文化芸術活動等の推進
- 災害時における支援
- 選挙等における配慮
- 意思疎通等の手段の利用促進等・・・障害のある人の意思疎通および情報の取得などの機会の確保



7 障害者差別解消相談員の設置

条例では、差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性を持って中立の立場で相談に応じる「障害者差別解消相談員」を設置しています。

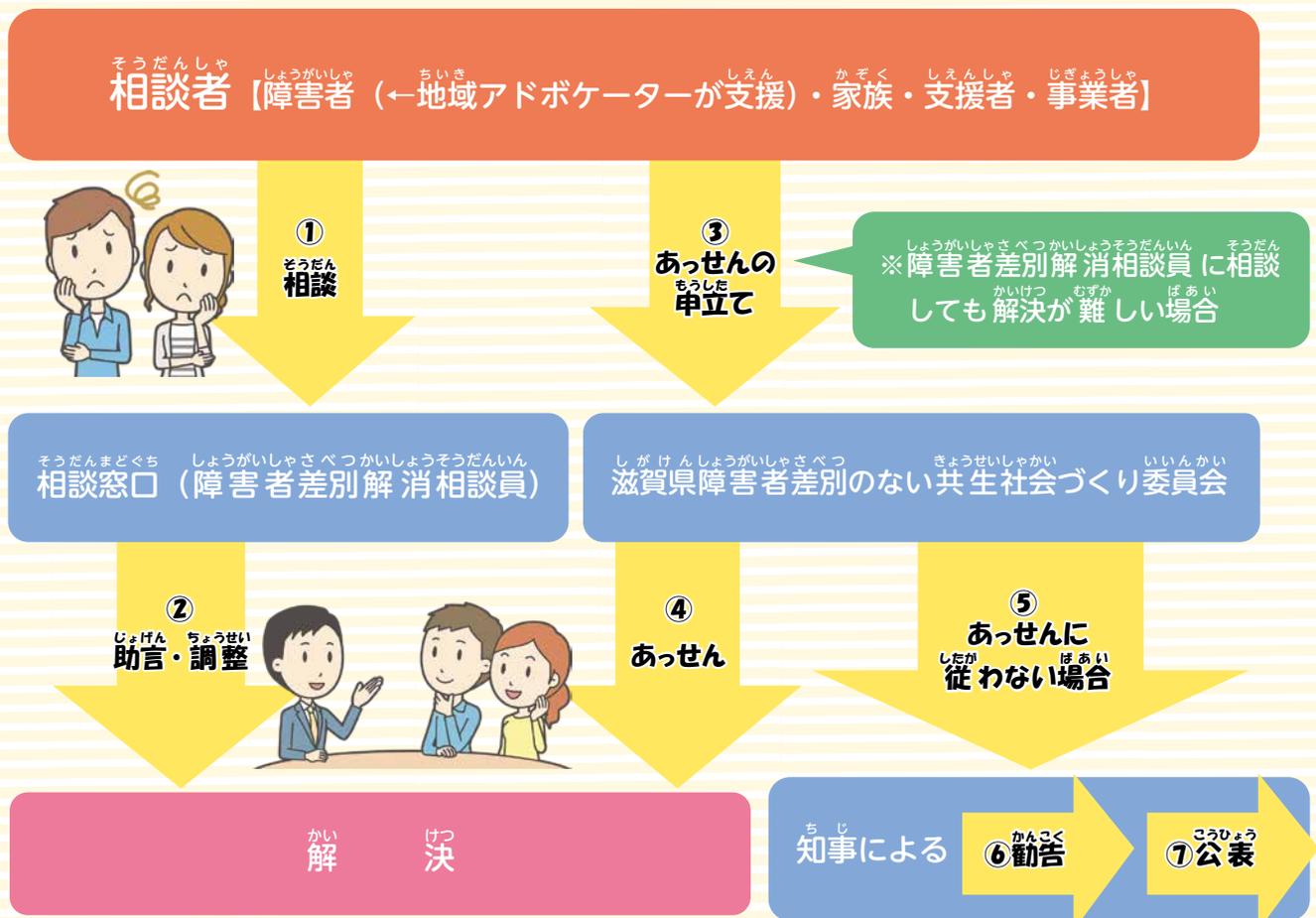


8 地域アドボケートの設置

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケート」を設置しています。



9 相談と解決の流れ



10 障害を理由とする差別や合理的配慮などについての相談窓口

障害を理由に差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったときは、こちらの窓口にご相談してください。また、会社やお店など事業者や県民の方から、合理的な配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

【障害者差別解消相談員】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課内
滋賀県障害者権利擁護センター



時間 / 月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く） 9時～17時
電話 077-521-1175 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【地域アドボケーター】

滋賀県ホームページをご覧ください。

滋賀県 アドボケーター 一覧

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/303112.html>

【条例についてのお問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-3541 FAX 077-528-4853

メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【その他の相談窓口】

お住まいの市町の障害福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

条例に関するQ & A

Q1：障害のない人にも関係がありますか？

A1：障害に対する理解不足などから、障害のある人に対して無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースは少なくありません。障害のある人にとって何がバリア（社会的障壁）になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することで「障害」はなくすることができます。県民の皆さん一人ひとりがこの「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要だと考えます。

平成30年度 障害者週間のポスター さいゆうしゅうしょう さいゆうしょう さいゆうしょう
障害者週間のポスター 最優秀賞 (内閣総理大臣賞)



Q2：差別を受けたとされる障害者しか相談できないのですか？

A2：障害者差別に関してあらゆる相談に応じることであります。例えば「合理的配慮を求められたがどう対応したらよいかわからない…」など、事業者がお悩みの場合にも相談に応じます。

Q3：罰則や罰金はあるのですか？

A3：ありません。県では、お互いの建設的な話し合いを通じて、円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

しがけんりつくさつようごがっこう ちゆがくぶ ねん
滋賀県立草津養護学校中学部3年

ふとう さき さくひん
布藤咲喜さんの作品

わたし
「私のきもち」

どくしよ さわる 読書 きく 読書 よむ 読書 どくしよ

みんな^{ひろ}で^{どくしよ}広げる読書バリアフリー



し が けん ~滋賀県は、だれもが自分^{じぶん}にあった読書^{どくしよ}に出会えるよう^{おうえん}応援します~

かつじ ほん 活字の本がよみづらいなど 読書^{どくしよ}をあきらめていませんか？

どくしよ 読書にはいろいろなかたちがあります。

ほん せかい 本の世界をもっと楽しめるように、

じぶん 自分^{じぶん}にあった読書^{どくしよ}のかたちを探^{さが}してみましよう。

し が けん ぎやうい^きく^いい^んかい
滋賀県教育委員会

問合わせ先

しがけんぎやうい^きく^いい^んかい^じむ^きよ^くしやう^がい^がく^しゆ^うか
滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-4652 FAX: 077-528-4962 MAIL: ma06@pref.shiga.lg.jp



こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある
「読書バリアフリー」のページが表示されます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/>

しがけんどくしょ けいかく どうじしゃ かんけいしゃ がくしきけいけんしゃ
滋賀県読書バリアフリー計画は、当事者や関係者、学識経験者から
 いけん いっしょ
ご意見をいただきながら、一緒につくりあげました。

としょかん がっこう
図書館や学校
 としょかん しょうがい
図書館で、障害の
 とくせい りかい たいおう
特性を理解した対応
 をしてもらえると
 いいな。

どうじしゃ してん
当事者の視点で、
 どうじしゃ ぶく
当事者も含めてつな
がりあえるようになる
 といいな。

しょうがい かつ
障害のある方が、
 どうじしゃ としょかん みちか
もっと読書や図書館を身近
に感じられるように関係者で
 いけんこうかん ば
意見交換できる場があった
 らいいね。

どくしょ
「読書バリア
フリー」をもっと
 ひろく
広く知ってもらい
 たい。

しがけんどくしょ けいかく
滋賀県読書バリアフリー計画



めざ すがた
目指す姿

しょうがい うむ どうじしゃ つう ゆた じんせい おく し が
障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

きほんほうしん
基本方針

どくしょ つう
 ～読書を通じたネットワークでつながりあう～

- I そろえる 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
- II とどける どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
- III ささえる 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します



こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある
 「滋賀県読書バリアフリー計画」のページが表示されます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/321017.html>

どくしょ かん くに とりくみ
読書バリアフリーに関する国の取組

しかくしょうがいしゃとう どうじしゃかんきょう せいび どうじしゃ
視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について



もんぶ かがくしょう
文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm



こうせいろうどうしょう
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/bunka_00003.html



こちらの二次元コードを読み込むと、文部科学省・厚生労働省の
 「読書バリアフリー」のページが表示されます。

さまざまな書籍
(アクセシブルな書籍等)



さわる読書



きく読書

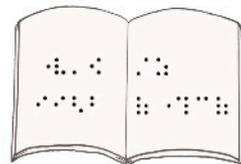


よむ読書

点字図書



活字を点字に、ほん訳（点訳）した本です。点を使って図や絵を表した点図と点字をはりつけた「点字絵本」もあります。



さわる絵本・布絵本



布・革・毛糸などを使って作られた絵本です。さわって絵の形が分かるようになっています。



LLブック



ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って、わかりやすいことばで書かれた本です。「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast（わかりやすく読みやすい）」の略です。



読書をサポートする道具やサービス

拡大読書器



文字を拡大したり、白黒反転させたりして、モニターに写すことができます。

リーディングトラッカー



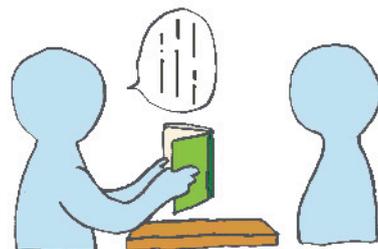
読みたい行のまわりをかくすことで、読んでいる行に集中して読み進めることができます。

対面朗読・対面音訳



図書館の本や利用者が希望する印刷物などを、朗読者・音訳者が直接読み上げます。

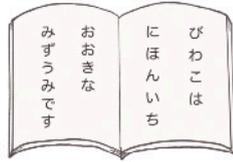
※拡大読書器の利用・対面朗読・郵送貸出ができる市町の図書館もあります。お住まいの市町の図書館にご確認ください。



かくだい としよ 拡大図書



だいかつじ ほん め み
大活字本など、目の見えにく
いと よ
い人にも読みやすいように、
おお もじ か
大きな文字で書
かれたほん
本です。



オーディオブック



ほん ろうどく ひつよう おう こう か おん
本を朗読し、必要に応じて効果音などをつ
けることで、聴くことにより読書ができる
でんし おんせい
電子音声コンテンツです。朗
読CDやダウンロードファイ
ルなどの形があります。

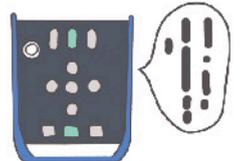


デイジー としよ 図書

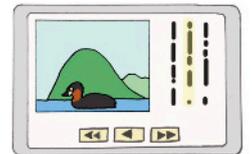
※デイジー (DAISY) は「Digital Accessible Information System」の略です。



ろくおん としよ こくさいひょうじゆんきかく でんし としよ おんせい きろく
デジタル録音図書の国際標準規格にしたがった電子図書です。音声で記録
した「音声デイジー」や、文字や画像を音声と一緒に読める「マルチメディア
デイジー」があります。目次から、読みたいページに移動することができます。



せんよう さいせいき き さいせいよう
専用の再生機器か、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマー
トフォンやタブレットの再生用アプリで使えます。



インターネットによるサービス

サピエ としよかん 図書館



てんじ おんせい ていきよう じょう
点字データや音声データなどを提供するインターネット上の
電子図書館です。

データをダウンロードして、パソコンやスマートフォン、専
用機器などで使えます。点字図書やデイジー図書の貸出を依
頼することも出来ます。



サピエ図書館

<https://www.sapie.or.jp/>

※正式名称は「視覚障害者
情報総合ネットワーク」です。

こくりつこっかいとしよかん 国立国会図書館



こくりつこっかいとしよかん ぜんこく としよかん せいさく としよ てん
国立国会図書館や全国の図書館が製作したデイジー図書や点
字データなどを、インターネットを通じて利用できます。



国立国会図書館

視覚障害者等用

データ送信サービス

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/send.html>

に じげん
二次元コードを読み込むと、それぞれの
施設などのホームページが表示されます。

しがけんりつしかくしょうがいしゃ
滋賀県立視覚障害者センター

けんない しかくとう しょうがい かた てんじ としよ ろくおんとしよ かしだし
県内の視覚等に障害がある方に、点字図書や録音図書の貸出し
ていします。また、かていしゃかいせいかつ やくだ てんじ ほこうくんれん
家庭社会生活に役立つように、点字・歩行訓練、
しょうがいきょうしつ きき りようしえん おこな
生涯教室、パソコンなどのIT機器の利用支援などを行っています。

- 点字・音声情報の提供 ○IT利用の支援
- 点字図書、デージー図書等の貸出・閲覧・製作

じゅうしょ ひこねしまつばらいちちようめ
住所：〒522-0002 彦根市松原一丁目12-17
でんわ
電話：0749-22-7901



滋賀県立視覚
障害者センター
<https://shigashisho.com/>

しがけんりつとしよかん
滋賀県立図書館

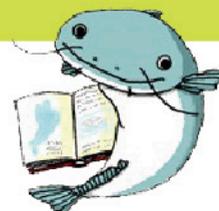
かつじ よ こんなん かた どくしょ しえん
活字を読むことに困難がある方の読書を支援するため、さまざま
な書籍や、読書をサポートする機器を揃えています。

- 大活字本、朗読CD、デージー図書、LSブックなどの貸出
- 拡大読書器などの整備 ○対面朗読 ○郵送貸出

じゅうしょ おおつし せ たみなみおおがやちよう
住所：〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1
でんわ
電話：077-548-9691

けんりつとしよかん ほん しちよう としよかん つう か す しちよう
県立図書館の本は市町の図書館を通じて借りられます。お住まいの市町
の図書館にご相談ください。

けんないしちよう としよかん けんりつとしよかん
※県内市町の図書館は県立図書館のホームページから
かくにん
確認いただけます。こちらから↓
<https://www.shiga-pref-library.jp/public-lib/list/>



滋賀県立図書館
図書館の利用に障害の
ある方へ
<https://www.shiga-pref-library.jp/handicap/>

しがけんふくしやうぐ ふくしやうぐ そうだん
滋賀県福祉用具センター（福祉用具相談プラザ）

ふくしやうぐ しょうがい かた こうれい かた ふくしやうぐ
福祉用具センターでは、障害がある方や高齢の方が、福祉用具
かいごよう ほこうしえんやうぐとう つか く
(介護用ベッドや歩行支援用具等) を使って暮らしやすくなるよ
うに福祉用具の展示や相談等を行っています。障害者手帳や介護
ふくしやうぐ てんじ そうだんとう おこな しょうがいしやてちようかいご
認定の有無は関係なく、誰でも利用できます。

まずは電話などでお問い合わせください。

じゅうしょ くさつしかさやまななちようめ しがけんりつちやうじゅうしゃかいふくし ない でんわ
住所：〒525-0072 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話：077-567-3907



滋賀県福祉用具センター
<https://www.shigashakyo.jp/yogu/>

にちじようせいかつやうぐきゆうふとうじぎやう
日常生活用具給付等事業について

しょうがい かた なんびやうとう かた にちじようせいかつ おく にちじようせいかつやうぐ きゆうふとう
障害のある方や難病等の方が日常生活を送りやすくなるように、日常生活用具の給付等
おこな しちよう じぎやう たいしやう しちよう き くわ
を行う市町の事業です。対象などは市町がそれぞれ決めていますので、詳しいことは、お
す しちよう ふくしたんとうか かくにん
住まいの市町の福祉担当課に確認してください。

中高生のみなさんへ

ヤングケアラーについて知ろう

ヤングケアラーって？一緒に考えてみよう！



すまいるあくしょん

滋賀県

ヤングケアラーって!?

本来大人が担うと想定される
家事や家族の世話などを
日常的に行っている
子ども・若者のこと



身近な存在

クラスに1~2人の
ヤングケアラーがいると
言われています。

子ども若者育成支援推進法という法律上、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども若者」が国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されています。

※ 滋賀県では、「子ども若者ケアラー」と呼ぶこともあります!

例えば



障害や病気のある家族に代わり、家事をしている



家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のある家族の世話や見守りをしている



目の離せない家族の見守りや声掛け、気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



ガン・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



家計を支えるために労働をして、家族を助けている



家事や家族の世話には、気づかいや見守り、声掛けなど、たくさんの内容が考えられます。



お手伝いじゃないの!?

お手伝いは自分の成長にとって、素晴らしい経験になります。

でも・・・ヤングケアラーには、

年齢や成長のスピードに合わない内容の家事や世話をしているなど、その責任や負担の重さから、自分や学校生活に影響が出ることがあります。

こんな時はありませんか？

無理をしているサインかも

体の調子が
悪くなる



悩みや
不安で心が
しんどい



家事・世話
のための
遅刻や早退



宿題や
勉強する
時間が
十分にとれない



部活動や
友達と
遊ぶ時間が
十分に取れない



自分の夢や
したいことを
考える
余裕がない



家事や家族の世話はこれからも続いたり、すぐには解決できない不安もあると思います。だけど、信頼できる大人や場所の手助けを受けながら、無理をせず、自分自身を大切に、自分の好きな時間を過ごしたって大丈夫です。

ヤングケアラーは気づきにくい

ヤングケアラーを
よく知らない

世話をするのは
当たり前

相談するほど
のことじゃない

家族のことを
話したくない

周りに知られたくない
かわいそうと
思われたくない

相談すると家族に
悪いと思う

様々な理由から、助けが必要でも相談しづらい人もいます。

小さい頃から家事や家族の世話が必要な子、突然必要になることもあります。

誰もがヤングケアラーについて理解し、
「頼ってもいいんだ」「一人じゃない」と
思える雰囲気に変えていきましょう。

聞いてみよう ヤングケアラーの声



心の支えは学校の先生と友だち

家族の関係が上手くいかない時は、自分のせいだと感じていた。長女だからしっかりしないとと思っていた。

どんなことをしていたの？

アルコールに依存する父の対応や、病気や学校に行きづらいきょうだいの話し相手などの心のサポート。

支えになったことはある？

■学校の先生と友だち
学校の先生や友だちが「一人の人間なんだから、しんどいと思うのが当たり前だ」と言葉をかけてくれ、ただ話を聞いてもらえることが心の支えになった。

これからのこと

親や病気のきょうだいも心配であり、家の近くで働くことができればいいなど思っている。自分と同じように、いろいろなつらさやしんどさを持つ子どもや若者の役に立ちたい。

信頼できる大人や友だち

話を聞いてもらったり、ぐちをいい合ったり、楽しい時間を一緒に過ごす。そんな時間もとても大切。



居場所とは？

自分にとって安心して居心地のいい場所・時間や人との関係のこと。たくさんの居場所に会ってほしいな！

スマホ
時間

学校

こども
食堂

公園

地域の子どもの居場所との出会い

小さい頃から家庭での居づらさや、学校でも周りにうまくなじめず、行けない日々もあった。地域の子どもの居場所に出会えて良かった。

どんなことをしていたの？

家の事情で、食事の準備や身の回りのことは自分でしている。

支えになったことはある？

■地域の子どもの居場所の存在
僕にとっては「第2の家」。いろいろな人と話したり、自由に過ごせる時間。髪を切ったことにも気付いてくれたり、話を聞いてただ受け止めてもらえることが嬉しかった。



あったらいいな

情報を発信できる機会があるといいな。同じような経験をしている人に気づくきっかけが増えればと思う。



自分の夢のために

進学校に通っており、多くが大学へ行く中、自分の生活の安定と夢である職業につくため、専門学校へ行き、就職を選びました。今は家を離れ、大変だけど、やりがいのある仕事につけています。

どんなことをしていたの？

心の不安定な父の対応や、働きづめの母のため、家族の食事の準備や話し相手をしていました。いつもと同じことをしても、調子が悪い時はきつく当たられたり。常に「助けて...」とっていました。自立を考えるタイミングで、中学生からなりたかった夢と自分の生活の安定を考えるようになりました。

支えになったことはある？

■学校の先生
学校の先生に家のことを相談したことがきっかけで、スクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんなどを紹介してくれました。先生たちは、自分の時間が取れない私に自習室を開放してくれたり、勉強以外に様々な制度や福祉サービスを教えてくれました。その後、奨学金制度を利用しながら専門学校へ進学し、夢だった職に就くことができました。家事やケアは当たり前・自分の時間のうちと受け入れがちであったが、外部に頼れる人がいることを知りました。

スクールカウンセラー

心の悩みの専門家。みなさんの話を聞いて心のケアを行います。保護者や先生にもアドバイスをします。

スクールソーシャルワーカー

家庭と福祉等の関係機関を橋渡しして、自分だけでは解決できない家庭環境の悩みに対して助けてくれる専門家です。



相談できる人や 場所があります

学校で

学校の先生 保健室の先生
スクールカウンセラーさん
スクールソーシャルワーカーさん



家族のケアに関わる
ヘルパーさん
ケアマネージャーさん



お家で

子どもの居場所の
スタッフさんや
学習支援の先生

地域で子どもを
見守る大人



民生委員・児童委員さん

地域で

あなたの気持ちに寄り添う大人や
場所はたくさんあります。
それに、もし周りの友だち・
きょうだい・家族などが
困っていたら、相談できることを
教えてあげてください。

滋賀県の子どもと若者の相談窓口

自分のこと・家族のこと・友だちのことなど、何でも相談できます！

こころんだいやる

0120-0-78310 (無料)

相談時間：毎日午前9時～午後9時まで(12/29～1/3 休み)
午後9時以降は「24時間子供 SOS ダイヤル」につながるよ。

こころのサポートしが LINE 相談

相談時間：毎日午後4時～午後10時まで



友達登録はこちらから→

あなたのひみつは守ります。

アクセスしてみてね！

滋賀県の ヤングケアラーの取組



滋賀県公式
ホームページ

居場所や
相談場所などの
情報をUPして
います！

ヤングケアラーの
全国の相談窓口
を探してみる



ヤングケアラー
について
もっと知りたい



こども家庭庁ヤングケアラー特設サイト



滋賀県内の約3万人の
子ども達の声から生まれた
子どもたちの笑顔をふやす
行動様式です。



詳しくは↑



自分も周りも大切に



頼れる人や場所を
見つけよう

最後に 子どもの権利のお話

みなさんは、子どもの権利という言葉聞いたことはありますか。
それはみなさんが生まれながらに持っているものです。子どもの権利には、
大きく4つの権利があるとされています。

生きる権利

全ての人から大切に
され、しっかり食べ、
安心して眠り、元気
に暮らすことができます。

育つ権利

安心して好きなこと
を勉強したり、友達
と遊んだり、ゆっく
り休んだり、健康に
育つことができます。

参加する権利

自分の考えやしたい
ことが尊重され、自
由に意見を表すこと
ができます。

守られる権利

あらゆる暴力や虐待、
いじめなどから守ら
れます。人の違いな
どを理由に、差別さ
れません。

子どもに関するあらゆる法律や、大人・社会全体が子どもの権利を大事にしています。



だから、みなさんも信頼できる大人や場所に安心して頼り、
なりたい自分へのチャレンジを諦めないでください。

ひそひそばなし

しんどさやつらいことは、誰にだってある。
自分の中で我慢したり、閉じ込めたりすると、
苦しくなったり、ストレスになるよ。
誰かに聞いてもらうことだけでも楽になるよ。
これは実際に『カタルシス効果』とも呼ばれてるんだ～！
『カタルシス・カタルシカ？ 語るしかー！』

shhh...

読んでくれてありがとう。

発行・お問い合わせ

滋賀県子ども若者部

子どもの育ち学び支援課（県庁新館 2F）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3458 FAX : 077-528-4854

E-mail: jb00@pref.shiga.lg.jp

子どもの権利が守られる社会を目指す

滋賀県 子ども基本条例



おとな向け

滋賀県

滋賀県
子ども基本条例

子どもの権利、知っていますか？

すべての子どもには、自分らしく幸せに生き、健やかに成長するための大切な権利があります。

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年に国連総会において採択されました。世界196の国と地域が締約し、日本は1994年に批准しました。

内容

- 子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。
- 成長の過程にある子どもには、特別な保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

条約の4つの原則

- 差別の禁止
- 子どもの最善の利益
- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの意見の尊重

それぞれ、条文に書かれた権利であるとともに、すべての子どもの権利の実現を考えるときに、あわせて考えることが大切な「原則」とされています。これらは、日本で2023年に施行された「こども基本法」にも取り入れられました。

滋賀県子ども基本条例

滋賀県では、「子どもの権利条約」、「こども基本法」を踏まえて、「滋賀県子ども基本条例」を制定し、2025年4月1日に施行しました。

目的

子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指します。

制定までの経過

条例の検討会議には、子ども・子育てに関する仕事をしているおとなだけでなく、高校生や大学生にも参加してもらいました。また、2023年に実施したアンケート結果(回答者:県内1万人超の小学生~大学生)も反映しています。

条例の目的にある、子どもの権利とは？

子どもがもっている大切な権利

生きる権利

命が守られ、健康で安全に暮らすことができます。

- 安全な住まいが確保され、十分な食事をとることができます。
- 必要な医療を受けることができます。

育つ権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりして、自分の力を十分に伸ばしながら成長することができます。

- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

守られる権利

暴力を受けたり、一方的に権利が奪われたりしないよう守られます。

- 人との違いなどを理由に差別されません。
- あらゆる種類の虐待や搾取、有害な労働などから守られます。

参加する権利

自分に関わることについて自由に意見を表したり、仲間と団体をつくって活動したりすることができます。

- 自分の考えや思いが大切にされます。
- 仲間と一緒に社会の一員として活動することができます。

他にもさまざまな権利があります。



子どもの権利をしっかりと理解し、子どもに寄り添いながら、その健やかな成長を支えていきましょう。子どもが自分の権利を大切にし、他者の権利も尊重できるよう、おとながわかりやすく伝えていきましょう。



基本理念

子どもの権利が守られる社会をつくるために、「何を大切にするのか」を定めています。



1 子どもの権利が守られる社会づくりは、次のことを意識して進めていくことが大切です。これらは、「子どもの権利条約」の4つの原則をもとにしています。

● **子どもは差別を受けない権利があること**

すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けない権利をもつ

● **子どもは大切に育てられる権利があること**

すべての子どもは、福祉に関する権利（適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、健やかな成長・発達・自立が図られることなど）や、教育を受ける権利をもつ

● **子どもは自由に意見を表す権利があること**

すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、多様な社会的活動に参画する権利をもつ

● **子どもの最善の利益を考えること**

すべての子どもは、年齢や一人ひとりの発達段階に応じて意見が尊重されるとともに、子どもにとって何が最もよいかを優先して考慮される

2 子どもの権利が守られる社会をつくるために、次のことを進めていくことが大切です。

● **子どもが他者の権利を尊重しながら、共に社会をつくっていけるようにすること**

すべての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会づくりに参画できるようにする

● **すべての子どもへの支援が、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行われること**

● **社会全体で連携・協力すること**

国、県、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民が相互に連携・協力する

みんなの責任と役割

基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割を定めています。



● **子どもの権利が守られる社会を実現するには、一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに協力しながら責任をもって行動していくことが必要です。**

子どもの意見の尊重



社会全体で、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが大切です。

子どもから意見を聴くときの留意事項

- ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を提供すること
- ② 意見の表明を強要しないこと
- ③ 表明された子どもの意見を尊重すること
- ④ 意見を聴く内容が子ども自身に関連する内容であることを説明すること
- ⑤ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること
- ⑥ すべての子どもに意見を表明するための均等な機会を提供すること
- ⑦ 子どもの意見表明を効果的に促進するために必要な措置(コミュニケーション能力やファシリテーションスキルを身に付ける、ファシリテーターを活用するなど)をとること
- ⑧ 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保など必要な措置をとること
- ⑨ 子どもの意見に対して、適切な応答をすること

子どもたちの実際の声

頭ごなしに否定せず、どんな意見も尊重してほしい。

馬鹿にしたり、冷やかしたりしないでほしい。

秘密を守ってくれると、安心して自分の意見を言ってみようと思える。



- おとなは、子どもの意思をくみ取って意見の形成を支援し、必要に応じて子どもの意見を代弁することも大切です。
- 滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価において、子どもの意見を反映させるための措置を講じます。

◎ おとなには、子どもの立場に立ち、子どもの意見にしっかりと耳を傾け、適切に応えていく責任があります。
子どもが安心して意見を言える環境を、共につくっていきましょう。

子どもの権利を守る仕組み



子どもが悩みや不安を抱えて困っているときに、いつでも相談できる体制を整えています。

子どもの権利侵害に関する事案で、相談窓口での解決が難しい場合は、「滋賀県子どもの権利委員会」(子どもの権利侵害を救済するための公平・中立な第三者機関)に申し立てることができます。

お気軽にご相談ください

相談窓口

(相談できる窓口の情報は裏表紙に掲載しています。)

どんな悩みでも、相談員が気持ちに寄り添いながら、お話を丁寧に聴き、一緒に考えます。

滋賀県子どもの権利委員会

学識経験者や弁護士など、専門的な知識をもつ5名の委員が

- ✓ 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討する
- ✓ 解決に向けて、関係者への調査や調整を行う
- ✓ 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝えるなど、事案の解決に向けて活動します。

他にも...

- 子どもの権利侵害に関して、必要に応じて滋賀県に意見を述べます。
- 滋賀県が行う子どもの権利の周知啓発活動に協力します。



滋賀県HP
詳しくはこちら

子どもはかけがえのない存在です。
子どものもつ可能性が限りなく広がるように、社会全体で子どもの権利を守っていきましょう。
子どもにとって何が一番よいかを考え、子どもが健やかに安心して成長できる社会を、
共につくっていきましょう。

子どもの相談窓口

子どもの声に耳を傾け、
寄り添うことが大切です。



子どもが困っていたり、悩んでいたるときに、
安心して相談できる窓口があります。
必要に応じて、子ども本人や、身近なおとなの方に伝えてあげてください。
また、おとなの方からの「子どもに関するご相談」も受け付けていますので、
どうぞお気軽にご利用ください。

● 相談窓口

電話相談

24時間子供SOSダイヤル

毎日・24時間

な や み い お う
☎ 0120-0-78310

9時～21時(12/29～1/3除く)の間に県内から電話をかけると、
「こころんだいやる」につながります。

電話相談

こころんだいやる

毎日(12/29～1/3除く)・9時～21時

☎ 077-524-2030

LINE相談

こころのサポートしが

毎日・16時～24時

右の二次元コードからLINEの
友だち追加をすると、相談できます。



● 「もしや虐待では・・・?」と思ったら

電話相談

児童相談所虐待対応ダイヤル

毎日・24時間

い ち は や く
☎ 189

189番にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

電話相談

虐待ホットライン

毎日・24時間

は ぐ く む
☎ 077-562-8996

発行

令和7年10月発行
滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854

淡海子ども・
若者プラン 概要版

子ども・若者が笑顔で
幸せに暮らせる滋賀



令和7年
滋賀県

淡海子ども・若者プランについて

「淡海子ども・若者プラン」は、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築を行うなど、子ども・若者政策の一層の推進を図っている本県において、より総合的かつ体系的に施策を構築し推進していくため、当事者である子ども・若者の意見を踏まえて作成した、5年間の中期的な計画です。

●計画の位置づけ

本県における子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
滋賀県子ども基本条例に基づくほか、県の各分野の計画との整合性を図ります。

滋賀県基本構想

滋賀県子ども基本条例

淡海子ども・若者プラン

- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
- 「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
- 「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
- 「都道府県子どもの貧困対策計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- 「都道府県こども計画」(こども基本法)
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

滋賀県地域福祉支援計画

滋賀県保健医療計画

滋賀県教育振興基本計画

●計画期間 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

●計画における「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします(個別の規定がある場合は各法令等の規定によることとします)。

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

子どもの意見を聴き、それを反映する仕組みが十分でない

ニート、不登校など子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化している

就労や結婚をはじめとした若者の希望を叶えるための支援が必要

貧困状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境の整備が必要

子育て家庭が孤立することのないよう、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要

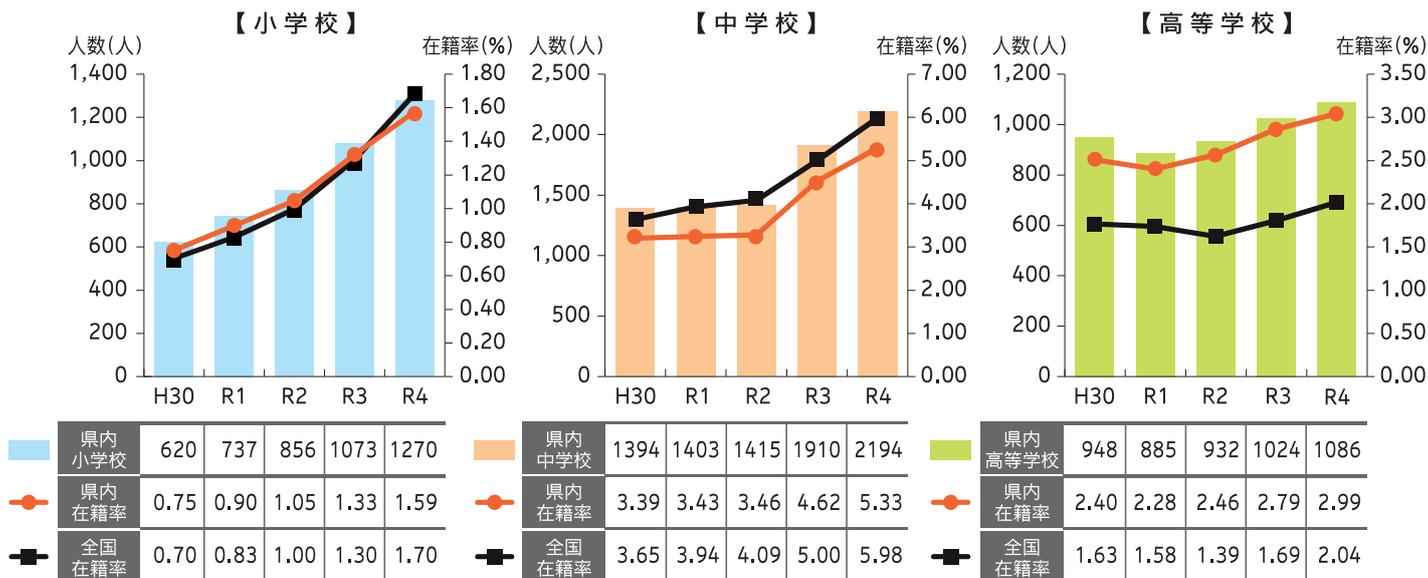
安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくりが必要

ひとり親家庭に対して、生活面や就業面での支援が必要

児童虐待件数の増加

●不登校の状況

不登校の状態にある児童生徒数は、近年増加傾向にあります。

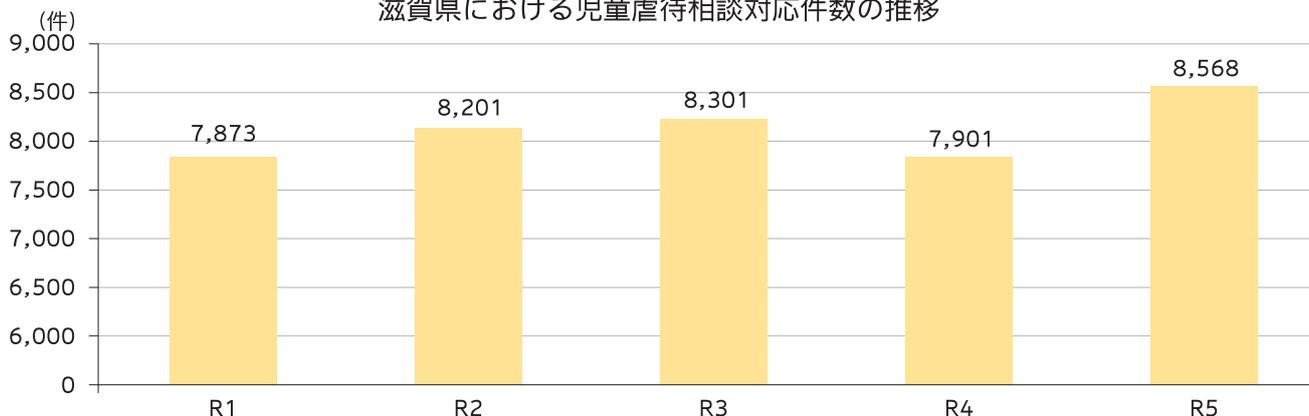


(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

●児童虐待の状況

令和5年度の児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年度に減少したものの、再び増加に転じています。内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

滋賀県における児童虐待相談対応件数の推移



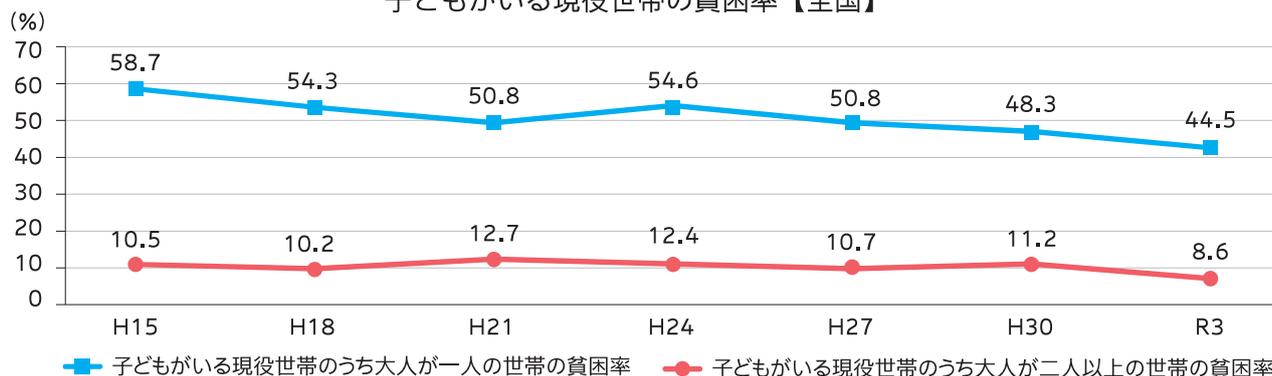
※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
(センター3,093件+市町8,547件-3,072件(連携分) = 8,568件)

(資料) 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

●子どもの貧困

子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもがいる現役世帯の貧困率【全国】

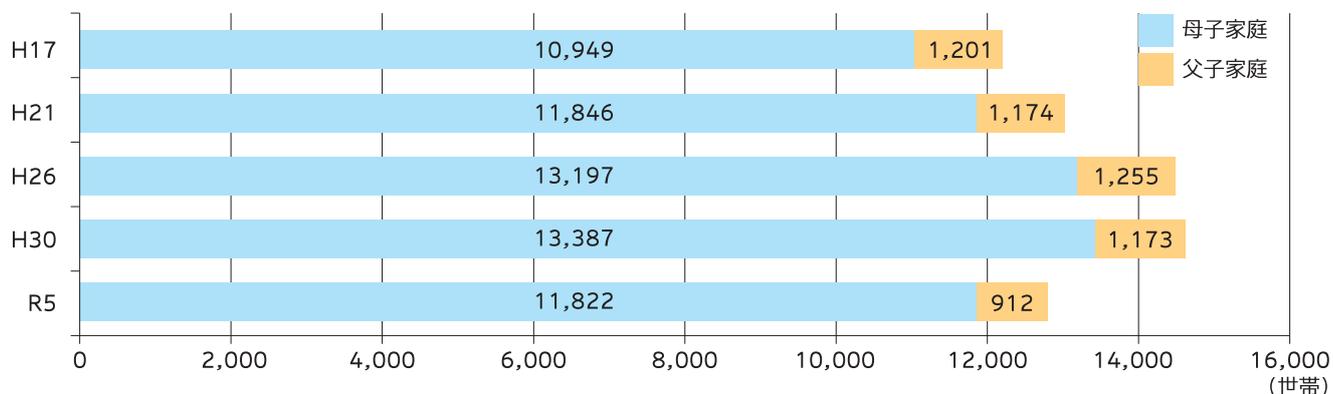


(資料) 国民生活基礎調査の概況 厚生労働省

●ひとり親家庭

県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で12,734世帯です。理由としては、母子家庭においては離婚が最も多く、次いで、未婚、死別となっています。父子家庭においては離婚が最も多く、次いで死別、未婚となっています。

ひとり親家庭の世帯数の推移（滋賀県）

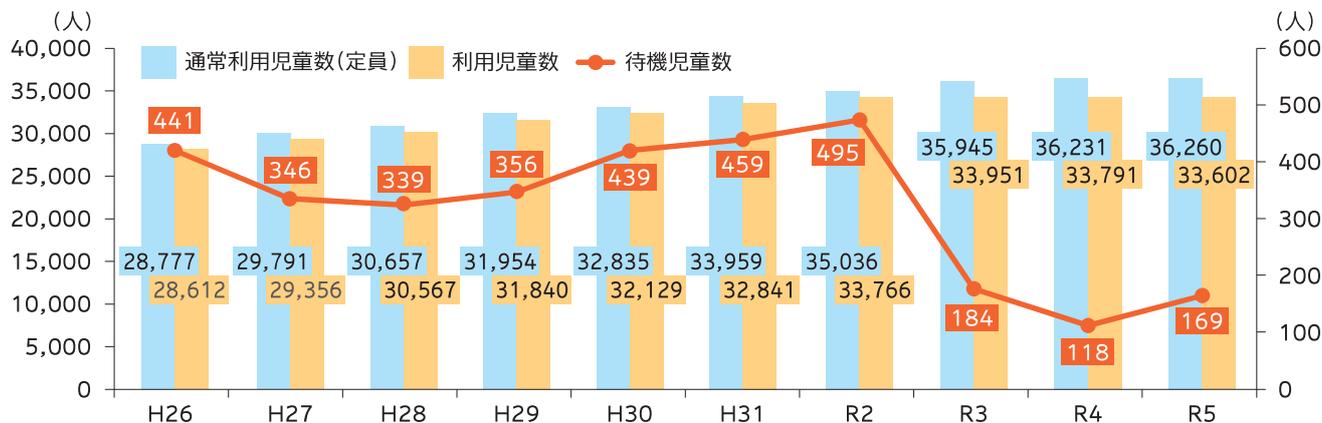


（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

●待機児童の推移

保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在においても、169人の待機児童が生じています。

女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消等により、再び増加しています。



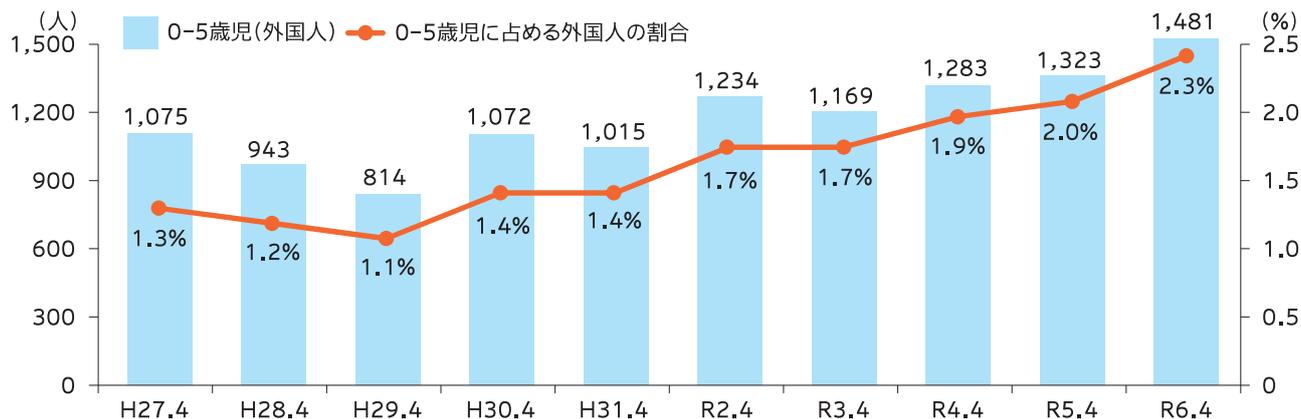
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

●外国人人口の推移

令和5年度末時点の本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で約1.6万人増加しています。近年はベトナム国籍者が急増しています。

滋賀県の0-5歳児に占める外国人の割合



（資料）毎月人口推計調査 滋賀県

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについてプランが「目指す姿」を定めます。



基本理念を
実現する
ためには…

●プランが目指す姿

子ども・若者	子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができるよう支援します。
父母その他の保護者・子どもに関わる大人	父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができるよう支援します。
地域・社会	みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する地域・社会づくりを推進します。

●実現に向けた大切な視点

滋賀県子ども基本条例の基本理念にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、実施するものとします。

- ① 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施します。
- ② 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。

※すまいる・あくしょん・・・子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式

- ③ 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

1
子どもの権利が守られる社会づくり

★ 子どもの権利が守られる社会づくり

2
子ども・若者の
健やかな育ちや
希望を叶えるための取組



★ 多様な遊びや体験の機会の確保、
社会参画活動の活性化

「夢と生きる力」を育む
学校教育等の充実

子ども・若者の居場所づくり

★ 若者の希望を叶えるための取組

子ども・若者の
健全な育成環境の整備等

3
きめ細かな対応が必要な
子ども・若者への支援

★ 社会生活を営む上で困難な状況に
ある子ども・若者に対する支援

非行少年等への対応

4
社会的養育の推進



★ 妊娠前、妊娠期からの
虐待予防・未然防止対策の強化

児童虐待の早期発見・早期対応

子どもの保護・ケア

親子関係の再構築支援、
子どもの自立支援の強化

子ども家庭相談センターの機能強化と
市町の取組支援・関係機関との連携の強化

子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

子ども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動の機会づくりに取り組み、社会的な活動に取り組む子ども・若者を育成します。

一人ひとりの子どもを未来社会を支えていく主体として育み、各学校においては一人ひとりに寄り添った教育活動を展開します。

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、安全に安心して過ごせるよう、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

子ども・若者が社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指し、若者が職業人として自立できるための支援やニーズに応じた施策を推進します。

健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らの持つ力を発揮しながら健やかに成長するための環境を整備します。

困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努め、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。

非行などの課題がある子ども・若者が健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、社会的・経済的自立につながるよう支援します。

関係機関と連携して妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して包括的かつ切れ目のない支援を実施することにより、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

関係機関との緊密な連携等により、子どもへの虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

施設での生活や一時保護については、子どもが安心して生活ができる環境の整備や子どもの権利擁護の取組を推進し、子どもの最善の利益を図ります。

子どもや家族の意見・意向を尊重し、状況を踏まえたうえで、子どもの最善の利益を実現する観点から、親子関係の再構築や子どもの自立を支援します。

児童虐待相談対応件数の増加、かつ複雑化・困難化していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化、市町や関係機関との連携強化に取り組み、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談センターの体制の強化を図ります。

5

子どもの貧困の解消に向けた
対策の推進



子どもの能力および可能性を最大限
伸ばすための育ちと学びの支援

★ 貧困の状況にある子どもが社会的に
孤立しないための生活支援

一定の収入を得て生活の安定を
図るための就労支援

世帯の生活を支えるための経済的支援

6

ひとり親家庭への支援の推進



生活の安定と自立のための経済的支援

自立のための就労支援

★ 安心・安全な子育て・
子育てのための生活支援

きめ細かな相談体制・情報提供および
広報・啓発

7

安心・安全な子育て環境の整備



★ 安心して子どもを育てる
ことができる環境づくり

全ての子育て家庭の多様な
ニーズに対する支援の充実

★ 子どもの育ちを支える
就学前の教育・保育の充実

子どもが安心して暮らせる・
子育てにやさしいまちづくり

仕事と子育ての両立支援

8

子ども・若者を取り巻く
社会環境の整備

★ 社会全体で子育てを支える
環境づくりの推進

共生社会に向けた
多様なニーズへの支援

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障し、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう対策に取り組み、支援が必要な子どもを早期に見つけて行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくります。

貧困状況の世帯が安定した生活を送れるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援や各手当、貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

ひとり親が経済的に自立できるよう、資格の習得、就労支援や就労後のアフターフォローを進めるとともに、働き方に関して企業に対するひとり親への理解促進を図ります。

ひとり親が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する子育て支援策や家事援助等の生活面のサポート等を着実に推進し、経済的支援により教育環境の充実を図ります。

ひとり親が必要としている情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制の充実を図ります。

子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊・不育治療から子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できる取組を進めます。

子育ての不安や負担感の解消を図るため、多様かつ個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、様々な主体が子育てにともに加わり、支える地域づくりを進めます。

就学前の乳幼児期の子どもが確実に適切な教育・保育の提供を受けられるよう、認定こども園等の計画的な整備を進めます。また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

子どもの安全確保に努めるとともに、自身を守る力を育て、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を進めます。

男女が共に子育てに関われるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めます。

県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

障害の有無や国籍等に関係なく、全ての子ども・若者が健やかに成長していける共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行います。

主な数値目標

●淡海子ども・若者プランにおける総合目標

指標	現状	目標（R11）
子ども・若者が感じる幸せの度合い	—	R7と比較して上昇を目指す

●各基本施策における政策目標・事業目標（◎政策目標 ●事業目標）

指標	現状	目標（R11）
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
◎ 子どもの権利が守られていると感じる人の割合	—	R7と比較して上昇を目指す
● 普及啓発に係る出前講座の開催回数	—	延べ60回
● 子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数	—	新規案件累計27件
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
◎ 子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	44.4% (R2～R5の平均)	53.1%を超える
◎ 一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% (R2～R5の平均)	46.9%を超える
● しがこども体験学校参加団体数	184団体 (R5)	220団体
● 遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	223箇所 (R6)	直近の県内市町立小学校数
● しがジョブパークの利用者数	14,608人 (R5)	15,000人
● しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」でのマッチング数	1,237組 (R5)	1,400組
● 携帯電話等フィルタリング設定率	90.9% (R6)	95.0%
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
◎ 困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小学生 70.2% 中学生 68.9% (R6)	R6と比較して上昇を目指す
● スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件 (R5)	44,245件
● スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件 (R5)	5,300件
● ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数	181人 (R5)	180人
● ひきこもり支援施策推進会議の開催回数	2回 (R6)	2回
● 青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	65.6% (R5)	80.0%
4 社会的養育の推進		
◎ 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	67.1% (R5)	100.0%
● 地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18団体 (R5)	25団体
● 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	78.1% (R4)	90.0%
● 養育里親の新規登録者数(世帯)	21世帯 (R5)	各年度21世帯以上の新規登録
● 地域養護推進事業における支援計画策定率	34.2% (R5)	増加
● こども家庭センター設置数	2市 (R5)	全市町

指標	現状	目標 (R11)
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
◎ 生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童生徒の割合	12.0% (R4)	10.0%未満
● スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件 (R5)	44,245件
● スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件 (R5)	5,300件
● 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% (R5)	99.0%
● 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (R5)	1.3%
● 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	35.8% (R5)	41.6%
● こどもの生活・学習支援事業実施市町数	6市 (R5)	全市町
6 ひとり親家庭への支援の推進		
◎ 母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子:67.0% 父子:61.2% (計:66.1%) (R5)	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率(R10) (参考:R5 65.0%)
● 母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121人 (R5)	650人 (R7年度～11年度累計)
● 養育費を受け取っている母子家庭の割合	40.8% (R5)	67.0%
● ひとり親家庭の子どもの進学率(高校等への進学率)	96.7% (R5)	99.0%
● ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	70.5% (R5)	83.8%
● こどもの生活・学習支援事業実施市町数(再掲)	6市 (R5)	全市町
7 安心・安全な子育て環境の整備		
◎ 子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
◎ 保育所待機児童数	169人 (R5)	0人
● プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	2.2% (R5)	20.0%
● 産後ケア事業の利用率	-	全国平均より高い
認定こども園等利用定員数		
● 3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	22,134人 (R5)	16,203人
● 3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	23,289人 (R5)	23,642人
● 3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	15,809人 (R5)	16,560人
● 保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く)	7.7% (R5)	3.8%
● 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数100人以下の企業)	33社 (R5)	50社
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
◎ 子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
◎ 一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% (R2～R5の平均)	39.3%を超える
● 家庭教育支援チームを組織する市町数	10市町 (R5)	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加
● 淡海子育て応援団の協力事業所数	2,335店舗 (R5)	2,700店舗

こなんしりつこうせいちゅうがっこう
湖南省立甲西中学校

や かんがっきゅう
夜間学級に
かよ
通ってみませんか?



れいわねん(2025年)4月に開設

ひとり
一人ひとりの「学びたい」という思いや
おも
夢を応援する学校です!

いちど
もう一度
まな
学びなおしたい

ちゅうがっこう
中学校の
そつぎょうしかくほ
卒業資格が欲しい

こうこう
高校に
しんがく
進学したい



しがけんざいじゅう
滋賀県に在住、または湖南省に在勤の方へ
いっしょまな
あなたも一緒に学びませんか?

まいとしあきふゆかいさい
毎年秋・冬開催の入学希望者説明会に
ぜひお越しください。

くわ
詳しくは湖南省HPへ

こなんし
湖南省HP



こなんしりつこうせいちゅうがっこう
湖南省立甲西中学校
こなんしはりばんち
(湖南省針284番地)

こうせいえきとほふん
JR甲西駅から徒歩5分

くるまかよ
車やバイクで通うこともできます。
がっこうきよか
(学校の許可がいきます)

こうせいちゅう
甲西中HP



とあさき
【お問い合わせ先】

こなんしきょういくいんかいじむきょく
湖南省教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0748-77-7011

じゅうしょ
住所 〒520-3195 湖南省石部中央一丁目1番1号 湖南省役所西庁舎2階

がっ こう きょうい くもくひょう
学校教育目標

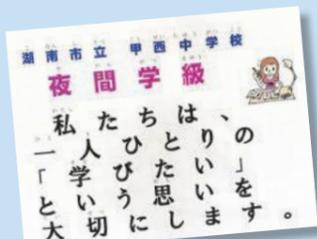
みづか かんが みづか まな みづか こうどう せいと いくせい じそん
自ら考え、自ら学び、自ら行動できる生徒の育成のため、自尊
かんじょう はぐく せいと あんしんかん も がっこうきょうい く すいしん
感情を育み、どの生徒も安心感が持てる学校教育の推進

スローガン

じん けん かお ただよ こう せいちゅう
「人権の薫り漂う甲西中」

や かん がつきゅう
夜間学級ってどんなところ？

さまざま りゆう ぎ せきょうい く しゅうりょう ひと ふ どうこう
様々な理由により、義務教育を修了できなかった人や、不登校
などのためにほとんど学校に通えなかった人、また本国内で義務
きょうい く しゅうりょう がいこくせき ひと まな なお
教育を修了していない外国籍の人などの、「学び直したい!」という
おも こた がっこう
思いに応えるための学校です。



にゅうがく ひと
入学できる人

い か すべ
以下の全てにあてはまる人のうち、
こなん しきょうい く いんかい みと ひと にゅうがく
湖南省教育委員会が認めた人が入学できます。



- し がけん す
滋賀県に住んでいる、あるいは湖南省で働いている人
- ちゅうがっこう しゅうがくぎ むねんれい まん さい す ひと
中学校の就学義務年齢(満15歳)を過ぎた人
- ちゅうがっこう みしゅうりょう ひと
中学校を未修了の人、または
ふ どうこう りゆう
不登校などさまざまな理由により
じゅうぶんまな ひと
十分学ぶことができなかった人



こなんし
湖南省HP



や かんちゅうがく こんんし
夜間中学 湖南省



こうせいちゅう
甲西中HP



https://www.city.shiga-konon.lg.jp/soshiki/kyoiku_iinkai/gakko_kyoiku/yakantyugaku/index.html

アクセス

こなん し りつこうせいちゅうがっこう
湖南省立甲西中学校
(〒520-3231 湖南省針284番地)

くさつ せんこうせいえききたくち やく
※JR草津線甲西駅北口から約200m
きよか え うえ くろま つうがく かのう ちゅうしゃじょう
※許可を得た上で、車での通学も可能です。(駐車場があります。)



こう せい ちゅう が っ こう
甲西中学校

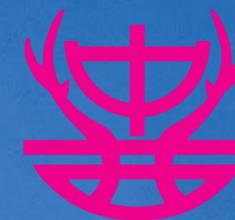
TEL [夜間職員室] 0748(69)6511
たいおう かのう じ かん
対応可能時間 12:45~21:15

TEL [昼間職員室] 0748(72)1138
※夜間につながらない場合のみ使用してください。

FAX [昼夜共通] 0748(72)3484

こなん し きょうい く いんかい がっ こう きょうい く が
湖南省教育委員会 学校教育課

TEL 0748(77)7011
FAX 0748(77)4101



こなん し りつ こう せいちゅうがっこう
湖南省立甲西中学校

や かん がつきゅう
夜間学級

れい わ ねん ねん がつかいせつ
[令和7年(2025年)4月開設]

がっ こう あん ない
学校案内



校歌
阿星山 伸びゆく樹々に
競わばや 若き力を
睦みつつ 互に鍛え
文化の光 かけて
遙かなる 道を照さん
野洲川の 清き流れに
磨かばや 豊けき心
進む世の 職務に結ぶ
知徳の業を 修めて
ゆるぎなき 生涯開かん
甲西の沃野 楽しく
集わばや 幸ある我ら
道義と 眞実の愛に
社会の鏡と 照す
永遠の 理想に生きん

作曲 野口源次郎
作詞 鈴木寛蔵



文化体験のようす(左、右) 昼間の生徒・教職員による歓迎ポスター(右上)

入学までの流れ

10月・12月 入学希望者説明会(甲西中学校)

※毎年秋以降に甲西中学校で開催します。

説明会参加後 入学申し込み

※入学希望届、面接希望調書、住民票、在留カード(外国籍の方のみ)を湖南省教育委員会学校教育課に提出

11月~1月 入学面接(湖南省教育委員会)

2月中旬 入学通知書 送付

※希望されている方全員が入学できるわけではありません。

4月 入学オリエンテーション・入学式

時程

17:25~17:30	はじめの会
17:30~18:10	1時間目
18:15~18:55	2時間目
18:55~19:15	休憩
19:15~19:55	3時間目
20:00~20:40	4時間目
20:40~20:45	終わりの会 下校

●週5日(月曜日から金曜日まで)、1日4時間、授業があります。

●中学校の全ての教科(9教科)を勉強します。

●卒業すると、中学校卒業証書が得られます。

●教科書代と授業料は無料です。(教材代などを徴収する場合があります)

●給食はありません。各自軽食を持ってきて休憩時間に食べることができます。

年間行事予定

(予定は変更になることがあります。)

4月	入学式
7月	文化祭
8月	夏休み(7月末から約40日間)
10月	体育祭
12月	冬休み(12月末から約2週間)
3月	卒業式・修了式 春休み(3月末から約2週間)

●昼間と合同で実施するものです。

これ以外に、夜間独自の行事もあります。

授業時数 (1週間の授業コマ数)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
1年	通常コース																							
	国語				社会			理科		数学			美術		音楽		保健体育		技術家庭		英語		道徳 総合学活	
	日本語コース																							
	日本語					数学			美術		音楽		保健体育		技術家庭		英語		道徳 総合学活					
2年	通常コース																							
	国語				社会			理科		数学			美術		音楽		保健体育		技術家庭		英語		道徳 総合学活	
	日本語コース																							
	日本語					社会			理科		数学			美術		音楽		保健体育		技術家庭		英語		道徳 総合学活
3年	国語				社会			理科		数学			美術		音楽		保健体育		技術家庭		英語		道徳 総合学活	

校舎配置図





DVD ビデオ 教材

貸出無料

を貸出しています

教材を選ぶ・貸出予約する手順

教材を選ぶ

インターネットで検索して選ぶ

ホームページ「におねっと」上で、
教材の検索・貸出予約ができます。

手順

- 1 「におねっと」トップページの、【視聴覚教材を探す】をクリックします。(右図①)
- 2 「検索」ページで、【■分類による検索、■キーワードによる検索】の結果から、教材を選んでください。
- 3 予約期間を指定し、必要事項を記入して予約を完了してください。

窓口で教材を直接見る・視聴・相談して選ぶ

滋賀県生涯学習課までお越しください。

教材の受取・返却方法

受取・返却方法を選ぶ

配達で受取・返却する

着払(1,000円程度)で配達します。
宅急便等で返却してください。

窓口で受取・返却する

滋賀県生涯学習課までお越しください。

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

<https://www.nionet.jp/>



教材貸出条件

貸出無料

- 教材の種類：DVD、ビデオなど
- 貸出本数：3本以内
- 貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)
- 貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

機材の貸出

貸出無料

- 貸出機材：プロジェクター、スクリーンなどの機材
- 貸出方法：事前に電話予約をして、滋賀県生涯学習課まで受取に来てください。

貸出窓口・問合せ

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
(滋賀県庁新館6階)

〒520-8577
滋賀県大津市京町4丁目1-1
電話 077-528-4652 FAX 077-528-4962
メール info@nionet.jp

受付時間

月曜～金曜日 9時～17時
(祝日、夏季集中休暇、年末年始除く)

アクセス

- ・JR大津駅から東へ400m
- ・京阪電車 島ノ関駅から南南西へ400m

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
1	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！デートDV 【令和6年度 新規登録】	DVD	29	パートナーにされた・してしまったことはありませんか？ 身体的な暴力（殴る・たたく・蹴る等）や精神的な暴力（大声で怒鳴る・無視する等）、経済的な暴力（借りたお金を返さない・貯金を勝手に使う等）や私的な暴力（性的行為を強要する・中絶を強要する等）… それ、「デートDV」かもしれません。デートDVを防ぐにはどうしたらいい？一緒に、考えてみましょう。こどもの生命にかかわる重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。このようなこどもを取り巻く深刻な状況を改善するため、児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための動画を製作しました。
2	人権教育	一般	今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応 【令和6年度 新規登録】	DVD	49	今、企業は自社事業に関わる全ての従業員はもちろん、ステークホルダーと呼ばれる取引先の従業員や顧客、消費者、地域住民など、事業に関わる全ての人の人権を尊重することが求められています。 本DVDでは、法務省人権擁護局と公益財団法人人権啓発推進センターが制作した「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書に基づき、企業が「ビジネスと人権」に関する取組を進めるに当たり、参考となる情報をドラマやCG、ナビゲータによる解説などで分かりやすく紹介しています。
3	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！いじめ ～一人で悩まず相談しよう～ 【令和6年度 新規登録】	DVD	28	このDVDは小学生編と中学生編、2つのストーリーがあります。現在では小中学生の多くがスマートフォンを持っていることから、メッセージアプリやSNSを使ったいじめなどのトラブルが多く起きています。 いじめをなくすためにはどうしたらよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例をもとに学んでいきます。
4	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！児童虐待 【令和6年度 新規登録】	DVD	32	近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和4年度には約22万件と過去最多になっています。 こどもの生命にかかわる重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。 このようなこどもを取り巻く深刻な状況を改善するため、児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための動画を製作しました。
5	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	映画「破戒」	DVD	119	島崎藤村の長編小説「破戒」（1905年起稿）を映画化した作品です。 本作品は、原作を尊重しつつ再構成されており、当時の厳しい差別の実態を正確に描写するため、あえて差別用語を使用されている場面があります。舞台は、明治37年（1904年）の信州飯山部。部落出身という出自を隠し小学校の教壇に立つ教師の苦悩と決断を通して、部落差別の不合理を感じ、より良い生き方を考え、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
6	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	言葉があるから… ～無自覚の差別 「マイクロアグレッション」～	DVD	31	建築会社で働く千花は、両親が経営する花屋での接客等を通して広がる出会いの中で、あからさまな差別表現ではないが、無自覚に相手の尊厳を傷つけてしまう言動が、日常の中に多くあることに気づく。親しい関係性という思いから、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまう事例や、職場や家庭内で自覚なく加害者になる事例があること等に基づき、日頃の言動を振り返り、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
7	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	18歳が知るべきこと 成人になる人が知るべき 注意点と心構え	DVD	13	約140年ぶりに成人の定義が見直され、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられたことで、何が変わったのかを端的に紹介しています。誰もが正しく理解しておきたい契約に関する社会的なルールや、消費者トラブルとなりやすい事例等を交え、法に基づく解説を通して学ぶことができます。様々な契約の場で、トラブルにならないための行動を考えるきっかけとして役立つ作品です。
8	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	はじめてのマインドフルネス	DVD	72	こころを健康に保つことにより、心身の健康を保つことを目指すトレーニングを紹介しています。集中力が高まる、ストレスが軽減される、脳疲労が解消されるなどの効果が期待され、初めての方でもすぐに始められる「マインドフルネストレーニング」が学べます。日常生活で、手軽に実行できるエクササイズが収録されているため、生活習慣改善事業、健康教室、介護予防事業等でも活用できる教材です。
9	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	夕焼け	DVD	35	令和3年度の国の調査によると中学2年の5.7%が、高校2年生の4.1%がヤングケアラーに該当するという結果でした。この物語の主人公は「家族のことは家族ですのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。身近な大人と関わりの中で、お互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描いています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
10	人権教育	小・中・高校生・一般	サラーマット ～あなたの言葉で～	DVD	36	主人公の珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダとの日常を通して、自分とは異なる文化や考え方に触れます。様々な対立や交流を重ね、珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。外国人は「受け入れてあげる存在」ではなく、「違い」への気づきで自分自身を成長させ、地域を豊かにするそんな多文化共生社会に向かって、人の心と心がつながっていく様子を描いている作品です。
11	人権教育	小・中・高校生・一般	スマホは情報モラルが大切 1巻 ～ネットいじめをしない！SNSでの出会いに気を付けよう！～	DVD	25	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用えば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまふことが心配されます。本作品では、「ネットいじめ」「SNSでの出会い」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
12	人権教育	小・中・高校生・一般	スマホは情報モラルが大切 2巻 ～もう一度よく考えよう！写真や動画の投稿～	DVD	18	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用えば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまふことが心配されます。本作品では、「個人情報流出」「炎上」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
13	人権教育	一般	お互いを活かし合うための人権シリーズ② ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション	DVD	26	いま、企業にとってハラスメントを防止することは、とても大きな課題になっています。人は、一人一人感じ方や考え方が違います。ハラスメントを防止するためには、双方向のコミュニケーションが大切です。ハラスメントをしないためには、相手の立場を尊重した上で自分の意思をきちんと伝えることが大切ですが、ハラスメントをさせないコミュニケーションの可能性もこの作品では描いています。
14	人権教育	一般	LGBTシリーズ トランスジェンダー ～未悠・彩・歩夢～	DVD	32	ここ10年で急速に可視化したLGBT。しかし、知識だけでは本当の理解に届きません。当事者と出会い、向き合うことが求められています。未悠（アパレル会社）・彩（大学教員）・歩夢（運送会社）3人三様の本音トークとドキュメントで構成した本作品は、我々の隣で普通に暮らすトランスジェンダーたちの真の姿と共に、それぞれの家族や友人たちの思いも描いています。
15	人権教育	一般	気づいて一歩ふみだすための人権シリーズ⑤ お互いの本当が伝わる時-障害者-	DVD	24	「障害のある人をどう手助けすればいいかわからない」という声をよく耳にします。今作「お互いの本当が伝わる時」では、障害のある人が、どんな場面で困っているのか、どんな「バリア」があるのかなどの具体例を挙げ、それをどう取り除いていけばいいのかが、また障害のある人から発信することの重要性も示しています。「障害のあるなしに関わらず皆で共生していくためにはどうすればいいか」を考えることができる作品です。
16	同和問題	一般	そんなの気にしない -同和問題-	DVD	17	この作品は、二人の友だち同士が主人公です。タイトルの「そんなの気にしない」は、親友に自分が同和地区出身だということを告白したときに返ってきた言葉です。告白したほうは、相手にもっと知って欲しかった。告白されたほうは相手が、そのままの相手でも変わらないことを伝えなかった。しかし、その一言がきっかけで二人はすれ違っていきます。プラスのイメージを持っていることに、人は「気にしない」とは言いません。「気にしない」という言葉の底には、そのことをマイナスに見る意識があるのかもしれない。私たちが普段なにげなく使う言葉や態度のなかには、相手を傷つけるものがあるかもしれない。そして、壁を乗り越えるのもまた、相手を信じる力だということ伝えることができる作品です。
17	アニメーション	小学生（高学年向け）	毎日がつらい気持ち わかりますか ゆるせない！ネットいじめ	DVD	18	いじめを苦にした子供の自殺が、後を絶ちません。なかでも最近、インターネットや携帯電話を使った「ネットいじめ」が問題になっています。学校裏サイトで悪口を書かれたり、携帯電話で中傷メールや脅迫メールを送られたりして、傷ついている子供が沢山います。インターネット上にあふれる暴力的な言葉。それは相手の顔が見えない、相手の気持ちや感情をくみ取ることができない、一方的なコミュニケーションなのです。そこで、本作品は、子供たちにもわかりやすいアニメーションで「ネットいじめは、絶対してはいけない」ということを描き、様々ないじめ対策、そして「心が通じるコミュニケーション」とは、どうすれば身につくのかを考えさせる内容になっています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
18	人権教育	一般	多様性入門	DVD	27	企業では、いま、多様性を尊重することへの重要性がますます高まっています。企業内には以前と比べて多様な価値観、多様な属性を持った働き手が増えており、また、均一な商品・サービスではフォローしきれない多様なニーズが社会に生まれています。多様性とは、外国人、障害者、高齢者などの多様な価値を私たちが受け入れることと認識されています。しかし、この教材は、その思い込みに対して一石を投じるものとなっています。この教材では、多様性とは、ある集団が、多様な人を受け入れるという認識ではなく、集団に属するすべての個人がそれぞれに個性を持ち、それぞれの違いをお互い認め、活かし合うことだということをテーマに据えています。このテーマについて、身近で誰もが経験しうる事例を丁寧に解説されています。
19	人権教育	小学生 (中・高学年向け)	いじめ 心の声に気づく力	DVD	19	小学校中・高学年向けの、いじめ防止教材のドラマです。一見ふざけ合いや遊びに見える行為も、相手が苦痛を感じていけば、それはいじめです。本作品では、子供たちがドラマに登場するいじめの被害者・加害者。傍観者の立場に自分を置き換えて視聴することで、いじめ行為を受けたクラスメイトの本当の気持ちに気づく力を養い、いじめの傍観者にならず、解決のために何か行動しようとする意識を持つことをねらいとしています。小学校では平成30年度から「特別の教科道徳」が始まり、「考え、議論する道徳」の授業が求められています。いじめ防止のために、子供たちが考え、議論するための教材としても、活用できる作品です。
20	同和問題	一般	ともに生きる私たちの未来 「部落差別解消推進法」がめざすもの	DVD	38	2016年に部落差別解消推進法が施行されたが、いまだインターネット等において部落差別があります。そこで、部落差別撤廃に向け活動する若者たちの姿をとらえたこの作品は、これからの社会を担う子どもたちにとって、勇気づけられるものであると考えます。
21	人権教育	一般	君が、いるから	DVD	13	「子どもや若者の人権」について考えるだけでなく、児童虐待やいじめ等の発生予防となる、子育て支援への地域の関わりについても考えることができる作品です。母親からの心理的虐待に悩む主人公が、人との出会いを通して成長していく姿を描いています。
22	人権教育	一般	ハラスメントを生まないコミュニケーション ～グレーゾーン事例から考える～	DVD	25	一見、コミュニケーションが良好に見える職場にも、ハラスメントの落とし穴はひそんでいます。ハラスメントを生まないために、どのようなことを意識すれば良いのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていきます。
23	同和問題	一般	部落の心を伝えたいシリーズ 第19巻「差別を許さない自分づくり」	DVD	26	”寝た子を起こすな”の風潮が根強く残る新潟市で、30年にわたり解放運動をリードしてきた長谷川サナエさんの生き方から、「部落差別」を他人事ではなく、自分のこととして考えることのできる作品です。
24	人権教育	一般	わからないから、確かめ合う ーコミュニケーションー	DVD	29	昨今、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられています。本作品では、ハラスメントや差別的取扱いなど、直面する可能性が高いテーマを中心に取り上げ、それらに共通する解決策として、「コミュニケーション」を提示しています。誰もが暮らしやすい社会を目指して、一歩ふみだしましょう。
25	人権教育	一般	ウエルカム！ ー外国人の人権ー	DVD	16	日本で暮らし働く外国人が増えています。外国人と働くには、多様性を尊重し、その文化を受け入れると同時に、私たちに日本の文化や習慣も尊重してもらう必要があります。この作品は、企業の広報担当者を主人公に、異文化の壁をむしろ扉としてとらえ、開いていくことを描いた教材です。
26	人権教育	一般	いのちに寄り添う ～ターミナルケアと人権～	DVD	35	もしも、あなたの身近な人が、重い病になったとしたら。この作品では、2組の「いのちに寄り添う」人々に密着取材しています。2人に1人が、がんになる時代。現在に生きる全ての人が学ぶべき命の教材です。
27	アニメーション	幼児・小学生	やさしいオオカミ	DVD	15	悪の代表、暴力の代名詞にされているオオカミ。実は優しい心を持ち、本当の強さを持っていたのです。「いじめ」られ続けた弱気なオオカミが見せたやさしさ・・・本当の強さは・・・。
28	幼稚園・小学校教材	小学生(低学年向け)	おはよう！ ゴミありませんか？ こころを育てる映像教材集 第1巻	DVD	14	清花さんは、団地に住む小学2年生。ある朝、ゴミ出し途中で疲れて階段に座り込んだ、上の階に住む高齢の原田さんを見つけます。おうちの人の勧めもあって、原田さんに代わってゴミを出してあげることになった清花さん。でも、1ヶ月、2ヶ月と経ち、だんだん面倒くさくなってきて、原田さんの家に寄らなくなってしまう姿をおうちのの人にみられてしまいます。「そっか、原田さん嬉しそうだったけどな・・・。」というおうちの人の言葉を聞いて、清花さんは原田さんの家の呼び鈴を押します。すると・・・。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
29	幼稚園・小学校教材	小学生(高学年向け)	明日への一歩 ～義足がくれたもの～ こころを育てる映像教材集 第3巻	DVD	15	義足装具士の臼井さんが作った、陸上クラブ「ヘルスエンジェルス」には、病气やけがで足を失った人たちが、今日も元気に集まります。足を失ったことで、一度は生きる自信を失った方々が、臼井さんの作った義足によって、再び「生きる喜び」を取り戻していった姿を通じて、視聴者によりよく生きようとする人間の強さや気高さを伝えるドキュメンタリー教材です。
30	人権教育	一般	認知症と向き合う	DVD	30	高齢化の進展に伴い、認知症の人が、今後さらに増加することが予測されています。本作品は、認知症に多くみられる症状、認知症の人の思いと家族の気持ちの変化、介護者の交流の大切さ等を描いたドラマ教材です。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めることを目的に作成されています。認知症の人も、その周囲の人も、よりよく生きていけるように。
31	人権教育	一般	はやわかりハラスメント対策 ～セクハラ・マタハラ防止最前線～	DVD	27	ますます複雑化する職場の人間関係……。ハラスメントはどこでも起こりうる深刻な問題です。本作品では、セクシャルハラスメントやいわゆるマタニティハラスメントの事例をもとに、すぐ分かる、よく分かるハラスメント防止の新常識を提供しています。新入社員から管理職まで、幅広い層を対象とした研修教材としてご活用ください。
32	人権教育	小学生以上	桃色のクレヨン	DVD	28	美奈子は8年ぶりに外国から帰ってくるいとこの雪ちゃんをクラスメートに自慢します。でも「何か変や…。」父から、雪には知的障害があると知らされます。戸惑った美奈子はクラスみんなに嘘をついてしまいました。ピンクのクレヨンを探雪。「ピンクと桃色は違う」といつて受け取らない雪。それは美奈子が忘れてしまった幼い頃の雪との思い出に隠されていました…。「かけがえない命」の大切さを感じ、「思いやりの心」を大事にする、そんな大切なことに気づいていく美奈子。本作品は、あなたに大切なことをいっぱい気づかせてくれるはずです。
33	人権教育	中学生以上	見上げた青い空	DVD	34	本作品は、巧妙かつ残酷ないじめの現実、そして、いじめられる側もいじめる側も苦しんでいる「いじめ」の本質を直視していただき、あらためて「いじめ」について考えていただくきっかけになることを企図して作成されています。ご覧になった方一人一人が、「いじめ」を人ごとではなく、自らの問題としてとらえ、新たな「気付き」があることを願っています。
34	人権教育	一般	風の匂い	DVD	34	スーパーマーケットで働く2人の青年が主人公の作品です。その1人には知的障害がありますが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった2人を隔てる健常者と障害者という壁。2人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある『合理的配慮』についても触れ、見る方々が自分自身の問題として考えるきっかけとなるドラマ教材です。
35	人権教育	一般	人権啓発は企業に どんな力をもたらすのか	DVD	25	いま、企業は利潤追求という価値観だけでなく、社会にとって責任ある存在であるという立場が求められています。そのために、企業内で人権啓発の必要性が高まっています。この作品では、企業に働く人が人権の視点を取り入れて仕事にかかわっていくことが企業にどんな力をもたらすかということ、ドラマ形式で事例をとりあげながら考えていきます。
36	人権教育	一般	誰もがその人らしく -LGBT-	DVD	20	LGBT(性的少数者)の人たちに対する社会の偏見はまだまだ強く、存在していてもなかなか見えない、その存在を見出しにくいのが現状です。しかし、各種の統計からも明らかのように、LGBTの人たちは確かに存在し、偏見や差別に苦しんでいます。この作品では、主人公の周りにいたけれども見えなかったLGBTの人たちが見えてくるストーリーで、見る方々がLGBTについて考えるきっかけとなる教材です。
37	人権教育	一般	LGBTを知ろう 考えよう!ハラスメントvol.2	DVD	20	LGBTを含むセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人たちは、3%~10%存在するといわれています。LGBTをめぐる社会の動きは今、大きく変わりつつあります。まず私たちが多様な性のあり方を正しく理解し、認め合っていく社会にしていく大切さについて考えることができる教材です。
38	人権教育	一般	障害者は困っています! ～合理的配慮へのポイント①～ (肢体不自由、視覚障害、聴覚障害)	DVD	20	様々な障害別(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害)に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。
39	人権教育	一般	障害者は困っています! ～合理的配慮へのポイント②～ (発達障害、知的障害、精神障害)	DVD	20	様々な障害別(発達障害、知的障害、精神障害)に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
40	人権教育	小・中学生 以上	洗染一揆を闘いぬいた人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第5巻	DVD	18	江戸時代、今の岡山県で発生した「洗染一揆」について、地元の方々の協力を得て現地取材し、原典資料を詳細に分析し、一揆の経過を丁寧に追いかけた教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
41	人権教育	小・中学生 以上	日本国憲法と部落差別 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第6巻	DVD	17	第2次世界大戦後、「大日本帝国憲法」が廃止され、新たな憲法が制定されました。どのような経過を経て「日本国憲法」が制定されたのかを検証している教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
42	人権教育	幼児・ 小学生	むしむし村の仲間たち みんないいところなんだよ	DVD	13	外見や能力が異なるむしむし村の昆虫たち。時には、それぞれの違いが原因で相手を傷つけたり、自分なんてダメなんだと悩んだりもします。でも、誰でも苦手なこともあれば得意なこともあります。大切なのはお互いの違いを認め、相手の気持ちを思いやること。そして仲間と助け合っていくこと。そんなことを、子どもたちが楽しく学んでいけるアニメーション作品です。
43	人権教育	小学生以上	プレゼント	DVD	15	この作品は、子どもたちに、身近な問題であるいじめについて考えてもらうことにより、自分の人権の大切さに気づき、さらに自分と同様に他の人の人権も大切であることに気づいてもらうために作られました。お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養うことができるアニメーション教材です。
44	人権教育	小学生以上	新ちゃんがないた！	DVD	15	四肢性マヒという障害がありながらも、上級生・下級生からのさまざまないやがらせにもめげず、強く生きようとする新一と、そんな新一をかばう幼なじみのツヨシ。困難を克服して生きる新一の姿に人間の勇気、人と人との真のつながりとは何かを問うアニメーション教材です。
45	アニメーション	小学生以上	洗染一揆 (30分版 字幕版)	DVD	30	この作品は、江戸時代に今の岡山県で発生した「洗染一揆」をアニメーション化したものです。身分制度の中で、服装などまで加えられようとした差別政策に対して、人々が団結して立ち上がり、犠牲を払いながらも、人間としての誇りをかけて立ち上がった物語です。
46	アニメーション	幼児・ 小学生	みんな友だち	DVD	15	自分のことをペンギンと知らない主人公プウの心の成長を描いたアニメーション作品です。空を飛ばうと懸命に練習をし、悩み疲れたペンギンが気づいた自分の可能性……。イジメ、そして友情。ペンギン、カモメ、カラス、ウミガメ、そして神様が織りなす生きる力の物語です。
47	幼稚園・小学校 教材	小学生（中 学年向け）	同級生は外国人 こころを育てる映像教材集 第 2巻	DVD	12	クラスに転校してきた外国人は、サッカーが上手ですぐに人気者に。しかし、クラスメイトとの関わりの中で徐々に溝ができてしまった。主人公とその外国人とがお互いの文化の違いを知り、誤解を解いていくことを通して、自分と異なる立場や考え方を大切にすることを学ぶことができる教材です。
48	人権教育	一般	出産・育児への理解がない ～職場のマトニティ・ハラスメントを防ぐ～	DVD	26	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されたり、雇用を拒否されたり、妊娠・出産にあたって職場で受ける「マトニティ・ハラスメント（マタハラ）」。「この作品は、ドラマを通じて女性が、安心して妊娠、出産、子育てしながら働き続けられる社会とは何か、考える内容となっています。
49	人権教育	一般	わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～	DVD	35	インターネットによる人権侵害、高齢者の人権、外国人の人権、について「わっかカフェ」に集う人々をめぐる3つのドラマから考えます。また、それぞれのドラマには専門家によるわかりやすい解説もあり、幅広い場面で活用していただけます。
50	人権教育	一般	自他尊重のコミュニケーションと 職場の人権	DVD	23	この教材では、職場で体験しがちな身近な4つのエピソードを切り取り、それぞれの異なる立場の登場人物にスポットをあて、お互いを尊重するコミュニケーションの大切さを考えていきます。
51	人権教育	一般	ここから歩き始める	DVD	34	この作品は、「認知症を共に生きる」をテーマに、高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点から捉える。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り返される介護をめぐる葛藤とときずなの紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考える。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
52	人権教育	小・中学生以上	明治維新と賤民廃止令シリーズ映像でみる人権の歴史 第4巻	DVD	18	このDVDでは最新の研究をもとに、明治政府が、差別をなくすためではなく、地租改正により税を取る目的で「賤民廃止令」を出したこと、また、壬申戸籍に差別的な記載をすることも政府自身が許可したことなどを、公文書をもとに明らかにし、近代社会においても「部落差別」が存続した構造を浮かび上がらせています。
53	人権教育	小・中学生以上	近代医学の基礎を築いた人々シリーズ映像でみる人権の歴史 第3巻	DVD	17	江戸時代、山脇東洋が日本初の医学解剖を実施し、そののち杉田玄白は「ターヘル・アナトミア」を手で解剖を行い「解体新書」を世に出しました。しかし、実際に臓器を解剖したのは差別を受けていた人々でした。その歴史的背景を紹介しています。
54	人権教育	小・中・高校生・一般	悩まずアタック！ 脱・いじめのスパイラル	DVD	33	この作品は、法務省が主催する全国中学生人権作文コンテストの中で、法務大臣政務官賞を受賞した「いじめのスパイラル」をドラマで映像化したものです。この作文は、実際にいじめにあつて悩み苦しんだ、ある女子中学生が、なんとか周囲の人々に悩みを告白するきっかけをつかみ、いじめ問題を解決していく、一つの手がかりを提示する内容です。
55	人権教育	中学生・高校生・一般	光射す空へ	DVD	46	同和問題、若年性認知症、LGBTをテーマに、「正しい知識と理解」、「多様性の受容と尊重」の大切さを描いたアニメーションです。登場人物の大学生たちの悩みと学びを通じて、誰もが人権を尊重され自分らしく生きていける社会について考える教材です。
56	人権教育	一般	ひとりぼっちは いやだよね ～みんなでなくそう いじめ～	DVD	20	いじめをなくすために、いじめを疑似体験する「ロールプレイ」や、子どもが仲裁役となって問題を解決をする「ピア・メディエーション」を道徳の授業で取り組んでいる様子を描いている
57	人権教育	一般	減らそう！セクシャル・ハラスメント ～職場の風土を変えよう～	DVD	26	ある男性社員が、自分がセクハラ加害者であると指摘されたことをきっかけに、徐々にセクハラについての認識を改めていくドラマです。ストーリーを通して、セクハラに対して、企業としてどのような意識を持ち、どう的確に処置していくべきか学べる内容となっています。
58	人権教育	一般	裁判から学ぶパワー・ハラスメント判例集 職場のパワハラをエスカレートさせないために	DVD	27	パワー・ハラスメントが社会問題として取り上げられるようになり、裁判にまで発展するケースが多くなっています。なぜ問題がこじれて、会社や上司を訴える事態にまで発展してしまうのか。これまでに起こされた象徴的なパワハラ裁判を検証して、争われたポイント、有罪となった根拠について解説します。
59	人権教育	一般	合理的配慮の実践法 ～障害のある者、ない者が共に学ぶ～	DVD	20	学校教育の中での「合理的配慮」について、教職員・保護者向けに、人権・差別の観点からわかりやすく解説した作品です。様々な特性・症状を持った障害児たちが生き生きと学校生活を送るために、どのような配慮をすれば良いか、具体例を挙げて紹介しています。
60	人権教育	一般	ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～ 家族で考えるハンセン病	DVD	56	本教材は、ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、広く一般市民を対象とした啓発現場においても使用できる有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとするものです。
61	人権教育	一般	ワークショップをやってみよう	DVD	18	平成26年度に作成された「ワークショップをはじめよう～参加型の人権教室～」に続き、今回新たにワークショップで活用できる参加者向けの視聴覚教材と、人権擁護委員等がワークショップを企画する際の参考となる実践例を充実させた、より実践的なガイドブックが作成されました。人権教室をはじめ、人権教育・啓発の場においてワークショップを導入する際にお役に立ていただけます。
62	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい28」 夢のために ～闘い続ける家族・中山末男～	DVD	28	九州の久留米に生まれ育った中山末男さん。父は解放運動の先駆者として地元をはじめ全国を飛び回っており、母が38年間、廃品回収で家計を支えました。少年時の生々しい差別体験、結婚差別、そして、長男に降りかかった差別事件。そのような差別との闘いの日々を熱く語っています。
63	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい27」 出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・高田美樹～	DVD	29	高田さんが経験した出会いや差別の実体験をとおして、同和教育・人権教育で大切にしたいことを伝えている教材です。暗く、重く、辛い話題になりがちなテーマについて、明るく、軽く、楽しく伝える話しぶりはこれまでになく、若者にも伝わりやすい内容になっています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
64	アニメーション	小・中学生 以上	ハードル	DVD	84	小学生から中学生へと、成長する主人公にふりかかる「いじめ」。しかし彼は、傷つきながらも、自分の心の壁（ハードル）を乗り越え、また自分が行きっていくために勇気を奮い起こし立ち上がっていきます。本作品は子どもたちに思いやりの心と勇気を与えるメッセージであるとともに、両親や教員など、子どもたちを見守る大人の方々にもご覧いただけます。
65	人権教育	一般	あなたに伝えたいこと	DVD	36	この作品のテーマは「インターネット時代における同和問題」です。インターネットには、その利便性とともに、匿名性に関する誤った理解に基づく差別的な書き込みなど陰の部分があります。その危険性に私たちがどのように向き合っていけばよいかを問い直します。作品の中の主人公の女性の結婚話を中心に、同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを、明るい希望とともに伝えていきます。
66	人権教育	一般	家庭の中の人権 カラフル	DVD	31	本作品は、子どもの就職や結婚といった家庭の中にある人権問題をはじめ、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）に対する思い込みの視点を取り上げ、多様性を認めるカラフルな社会になるよう、一人ひとりが「人権」に対する意識と知識を高められる作品です。家庭内で話し合うきっかけとしてお役立てください。
67	人権教育	中学生以上	imagination (イマジネーション) 想う つながる 一歩ふみだす	DVD	34	本作品は、「人権」を自分の問題として、また、日常の問題として考える機会となるように制作されたものです。子どもの人権～いじめ問題～、同和問題～結婚差別～、障害者の人権～発達障害～の3つのエピソードが収録されており、幅広い場面で活用していただけます。プリントアウトして活用できる紙資料用データも含まれています。
68	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい25」 芸能と差別～ひとり芝居・中西和久～	DVD	23	2015年2月に行われた、第22回部落解放研究滋賀県集会における人権トークとシンポジウム「いま語る『しのだづま考』」の中で、演劇界を揺るがす差別発言事件について、その時のことを振り返りながら語ってくださった中西和久さん。ひとり芝居に込める思いが伝わってくる作品です。
69	人権教育	一般	無関心ではいけない！ 障害者の人権 障害者差別解消法を理解する	DVD	24	国連の「障害者権利条約」批准の要件であった「障害者差別解消法」への理解を深めてもらうための作品です。具体的に、視覚障害者、聴覚障害者、車いすの方の日常を通して、障害を理由にした直接差別、障害を理由にしない間接差別、合理的配慮を怠った場合の差別について考えます。
70	人権教育	一般	新・人権入門	DVD	25	企業の人権担当者から取材した、実際の出来事を16のショートドラマとして構成。視聴者が今見たドラマには一体どんな人権課題が含まれていたのか？もしくは含まれていないのか？自分がそのシーンに遭遇したらどうするのか？視聴者とドラマの出演者が一緒に学び、悩み、考えることのできる教材です。
71	人権教育	小・中学生 以上	東山文化を支えた「差別された人々」 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第1巻	DVD	16	差別を受けていた「河原者」。しかし、差別を受けながらも、世界遺産である銀閣寺や龍安寺の庭園などをつくった偉大な芸術家であったという事実を丁寧に描いています。小学生版と中学生以上版の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
72	人権教育	小・中学生 以上	江戸時代の身分制度と差別された人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第2巻	DVD	15	中世に始まったすべての身分が、江戸時代に「制度化」されたことをわかりやすく解説し、かつての「士農工商えた非人」の図式に代え、新しい図式を提示しています。また、部落差別の学習を通して「いじめ」の問題を考える学習に発展させることもできる教材です。
73	人権教育	高校生以上	セクシュアル・マイノリティ理解のために ～子どもたちの学校生活とこころを守る～	DVD	56	最近テレビ等で聞きすることもあるLGBTI（レズビアン/ゲイ/バイセクシュアル/トランスジェンダー/インターセックス）、人口の5%、学校でいうと教室に1人はいると言われていています。そのことについてもっと知るため、学校でのケアについて考えるため、教育関係者や支援者の方に御活用いただける内容です。
74	アニメーション	小学生以上	みんながHappyになる方法 ～関係をよくする3つの理論～	DVD	24	DVDの3つの短編アニメは、対立を建設的に非暴力で解決するスキルを伝えようというもので、小中学生をメインに大人も楽しめる内容になっています。ブックレットには、大人向けに理論やアニメの授業実践などが紹介されています。【ブックレット】
75	人権教育	中学生以上	あなたが あなたらしく 生きるために	DVD	30	本教材では、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説しています。性的マイノリティ理解の入門編として御活用ください。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
76	人権教育	中学生以上	未来を拓く5つの扉	DVD	46	全国中学生人権作文コンテストでは、次代を担う中学生が、身の周りで起きたいろいろな出来事や自分の体験などから、人権について考えています。この教材では、入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介しています。
77	小学校教材	小学生	ココロ屋	DVD	25	小学生ひろさがココロ屋を通して「やさしいココロ」「すなおなココロ」「あたたかいココロ」というふうには極端なココロの持ちようでは生活をするが、どうしてもうまくいかない。そして最後に見つけたものは何であったのでしょうか？ココロの不思議と大切さを知るようになるお話です。道徳、総合的な学習の時間等でも使用可能です。このDVDは自分のココロを立ち止まって考えてみる良い機会となります。
78	成人教育	一般	秋桜（コスモス）の咲く日	DVD	34	「目に見えにくい違い」の一つである発達障害（アスペルガー症候群）のある介護士直也の生きづらさや痛みを真摯に伝えるとともに、「違い」が生み出すプラスのエネルギーを美しく群生するコスモスの花々と重ね、「ともに生きることの喜びを」を伝えるための教材として制作されています。
79	教育方法	一般	ワークショップをはじめよう	DVD	54	自分が誰かの権利を侵害しないためにも人権について学び、正しくコミュニケーションをとることが必要です。このDVDは、参加者の理解と共感を引き出すためにどうすればよいかということにポイント置き、参加者自身が自分と向き合い、考えや思いを引き出すことのできるワークショップの実施例及びアクティビティ事例集を多く収録しています。
80	同和問題	一般	同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～ 同和問題未来に向けて	DVD	80	我が国固有の人権問題である同和教育に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等さまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめられています。人権教育・啓発担当者向けと一般向けの二つに分かれて収録。
81	成人教育	一般	Coming Out Story カミングアウトストーリー	DVD	60	“ComingOutStory”は、2010年度の日本映画学校の卒業制作として作られ、その年の最優秀監督に贈られる「今村昌平賞」を受賞した。梅沢監督は映画の持つ「問い」に未だ、確固たる回答を出していないと感じ、卒業後、ひとり再編集を開始しました。完成した本作品は「第20回東京国際レズビアン&ゲイ映画祭」で上映されるなど、多くの反響を呼んだ作品です。
82	人権教育	一般	ヒーロー	DVD	34	近年、社会から孤立する人が増えてきており、孤独死などが大きな社会問題となっています。つまり血縁や地縁、社縁の希薄化によって引き起こされる問題です。こうした「無縁社会」と呼ばれる社会状況に対し、一人ひとりが何が出来るかを、主人公行男の行動を通して新たな地域のつながりを結んでいく大切さを提起しています。
83	人権教育	中学生以上・一般	人権は小さな気づきから 身近な人権問題	DVD	34	人権学習を8つの観点（「いじめ問題」「子どもの人権」「障がい者の人権」「風評被害の問題」「虐待問題」「女性の人権」「高齢者の人権」「病気を患った人権」）から、その気づきをわかりやすく紹介しています。
84	人権教育	小学生以上	いじめと戦おう！ 小学生篇 ～私たちにできること～	DVD	21	いじめはどのようにして起こり、どうすれば防げるのかを知っておくことは、現代に生きる小学生児童にとって必要な事です。本教材は鑑賞した児童がいじめの・当事者、加害者、傍観者の立場を理解し、考えることができるドラマ形式の教材です。大多数の傍観者が如何にして「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全般について話し合う場面で活用できます。
85	同和問題	一般	「部落の心を伝えたい22」 心の窓を拓いて －明石一朗－	DVD	30	明石一朗氏は小学校教師、全国同和教育研究協議会、大阪府教育委員会等を通じ人権教育に深く携わっています。「読み書き計算・ボケ・ツッコミ」「ぐっすり・しっかりと・すっきり」と言うように明快さが信条です。そして人権力を育むのは「好感・共感・親近感」と言っています。差別解消の見通しを具体的に示す講演は学校・家庭・地域コミュニケーション・職場に元気と勇気を与えています。
86	人権教育	一般	わたしたちの声 3人の物語	DVD	45	このビデオは、「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の作者の中学生が、日常生活の中で「人権」について理解を深めていった「気づき」のプロセスを描いています。「いじめ」、「風評による偏見や差別」、「震災と人権」、「お互いをリスペクト（尊重）すること」をテーマにした3篇のドラマを通して、視聴者に、身近なところから「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」といった、人権への「気づき」を促すことを目的としています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和7年度）

令和8年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
87	人権教育	企業 一般	職場の日常から考える パワーハラスメント	DVD	28	ある会社で起こる様々な出来事を一本のドラマで描き、多様化する「職場のパワーハラスメント」の問題に切り込んだ作品です。本ドラマでは、暴力や暴言といった従来型のパワハラは取り上げていません。むしろパワハラなのかそうではないのか、線引きが難しい事例を中心に描いています。より働きやすい職場をつくるために、働く人がそれぞれの立場から、「職場のパワーハラスメント」をなくすためにどうすればいいのか、学んでいただける内容です。
88	人権教育	企業 一般	どう守る女性の人権	DVD	24	未だに職場に根強く残る女性への権利侵害の現状を再現ドラマで描き、2007年時の男女雇用機会均等法の改正点を紹介していくことによって、なぜ法があっても女性への権利侵害が起こるのか、その原因と対処法を具体的に説明していきます。（※文部科学省選定作品）
89	人権教育	企業 一般	それぞれの立場それぞれのきもち	DVD	28	職場では多様な人々が働き、年代・役職・家庭環境など社会的立場も様々です。それぞれの立場ゆえにすれ違うこともあります。相手の気持ちを考えることで乗り越えていき、多様な仲間を受け入れていく過程をドラマで描きます。【2012年教育映像祭優秀作品賞】
90	人権教育	中学生 以上・ 一般	いじめと戦おう！ 中学生篇 ～もしもあの日に戻れたら～	DVD	23	いじめはどのように起こり、どうすれば防げるのかは保護者や教員にとって大きなテーマともいえます。本教材は、鑑賞した生徒がいじめのメカニズムや対策を自分の身に置き換えて考えることができるドラマ形式の教材です。いじめられっ子の立場だけでなく、傍観してしまっている生徒たちがいかにして、クラスの「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全体について話し合うために活用できます。
91	人権教育	一般	ほんとの空	DVD	36	誤解や偏見に気づき人と深く向き合うこと、他者の気持ちを我がこととして思うこと、すべての人権課題を自分に関わることとしてとらえ、日常の行動につなげてもらうために、このドラマを制作しました。～パンフレットより抜粋～
92	人権教育	一般	家庭の中の人権 生まれ来る子へ	DVD	25	このドラマでは、「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにおける人権問題をクローズアップしました。家庭の中で人権の尊さについて語り合い、伝えていくことは、すべての「いのち」を大切にすることでもあり、気づくこと、そして行動することの大切さを描きます。
93	人権教育	中学生・ 高校生・ 青年・ 一般	ふたりがよりよい関係をつくる ために ～デートDVってなに？～	DVD	23	このDVDは、DV防止の意識啓発のみならず、相手を思いやる気持ちと自立の意識を育み、互いに尊重する関係を築くことを学習する教材です。特に若年層の男女交際の問題を取り上げることで、より多くの若い世代が、DVを理解し、また、対等な人間関係を築いていくことの大切さを学習できるよう作成されています。より効果的な学習ができるように「指導のてびき」もあります。
94	人権教育	一般	虐待防止シリーズ	DVD	26	このビデオは、「児童虐待」「高齢者虐待」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を取り上げ、子どもや高齢者、配偶者に対する虐待の事例をドラマで描くとともに、問題点や第三者としての関わり方について専門家のコメントを紹介しています。ドラマを通して、虐待を他人事ではなく、身近な問題として捉え、虐待の防止・解決について考えていくことを目的としています。

無料
要予約

人権啓発資材 貸し出します！



滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー

「人権」をテーマにした各種研修やイベントを予定されている皆様必見!!

県では、人権啓発を実施するため、様々な啓発資材を制作しています。これらの啓発資材は、**無料**で貸し出していますので、「人権」をテーマにした研修会やイベントなど、様々な機会でご活用ください。

貸出し期間は、原則7日以内ですが、貸出し状況によってご相談に応じます。

また、貸出資材以外にも啓発教材（パンフレット等）も多数用意していますので、お気軽にお問い合わせください。

活用いただいた方の感想

着ぐるみ
&
パペット



子どもをはじめ多数の人に、親しみと興味関心を持って接してもらい、効果的に啓発をすることができました。

紙芝居

ジンケンダーと
ともちゃん



園児たちに、なかま・ともだちの大切さについて理解を深めてもらうことができました。

貸出資材の一覧

	<ul style="list-style-type: none"> ・ジンケンダー着ぐるみ ・ジンケンダーおよびモラルン パペット ・ジンケンダーボード ・「人権に関する県民意識調査」啓発パネル〔A1サイズ 12枚〕 ・滋賀県政 150 周年記念じんけん啓発パネル〔A1 サイズ 13枚〕 ・「SDGsと人権」パネル〔A1 サイズ 2枚〕 ・人権メッセージ（著名人サイン）パネル 	
ジンケンダー クイズ等	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんクイズラリー（子ども用） ・じんけんクイズラリー（大人用） ・じんけん ×クイズ ・じんけん紙芝居クイズ ・ジンケンダーの間違いさがし〔5種類〕 ・ジンケンダーパズル〔5種類〕 	
紙芝居	<ul style="list-style-type: none"> ・ジンケンダーとくだもの村 ・ジンケンダーとにこにこともちゃん ・みんなともだち ・あらたいへん！きみはどうするかな？ ・ジンケンダーのおんがくでへんしん ・ペットは家族 命を大切に ・楽しい運動会 ・ぼくスマホが欲しい！ 	
D V D 等	<ul style="list-style-type: none"> ・響け大地に、人の心に ・湖国ふれあい紀行 ～滋賀じんけんゆかりの地を訪ねて～ ・教えて!!ジンケンダー ・テレビスポット広告 ・ジンケンダーの絵描き歌 ・ジンケンダー体操 	

インターネット（しがネット受付サービス）でも貸出申請ができます！

▼貸出申請は
こちら

▼資材の詳しい情報は
こちら（県ホームページ）



滋賀 人権啓発資材

検索



一人ひとりの人権を
大切にすることについて、
みんなと一緒に考えるのダー！

【お問い合わせ先】

滋賀県 総合企画部 人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3533 ファクシミリ 077-528-4852

E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



【送付先】 滋賀県庁 人権施策推進課 あて

ファクシミリ 077-528-4852 / E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp
(郵送も受け付けています。)

様式第1号

人権啓発資材貸出申請書

年 月 日

滋賀県人権施策推進課長

(申請者)
住 所 〒

団体名

代表者名

担当者名

電話番号

下記のとおり人権啓発資材の貸出しを申込みます。人権啓発資材の借受け、使用にあたっては、県が定める滋賀県人権啓発資材貸出要領を遵守します。

記

使用資材名	
貸出希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使用目的 および使用予定日	
貸出方法	・ 持ち帰り ・ 郵送 (着払)
返却方法	・ 来庁 ・ 郵送
備考	

※ 資材の貸出期間は原則として7日以内です。
※ 郵送による貸出・返却は、一部資材のみとします。

ひとりで悩んで いませんか？

いじめやセクハラ、パワハラなど、
人権に関する問題で悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに、専門の機関に相談してください。
秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

あなたのお話を
お聞きします。

どの機関にご相談いただいても
必要な専門窓口をご紹介します。

「誰もが幸せに暮らしたい」
これは、私たち
みんなの願いです。



滋賀県人権相談ネットワーク協議会

滋賀県では、さまざまな人権に関する悩みに対して、的確に対応できるよう、国や県などの専門の相談機関が「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織して、連携を図っています。

滋賀 人権相談

検索

県ホームページでもご覧いただけます。



人権に関する相談窓口

(令和7年6月現在)

ひとりで悩まずに相談してください。
秘密はたかく守ります。安心してご相談ください。

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等	
人権全般 部差差別・LGBT等 (性)	人権全般に関する相談	大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (みんなの人権110番) (全国共通) (最寄りの法務局 又は支局につな がります)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※インターネットでも 受け付けています。 「法務省インターネット 人権相談受付窓口」 ※LINEでも受け付けています。 「法務局LINEじんけん相談」	
		大津地方法務局甲賀支局				
		大津地方法務局彦根支局				
		大津地方法務局長浜支局				
	人権相談室 (公財)滋賀県人権センター)	077-527-3885	077-527-3885	月、火、水、金(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 ※メール相談も受け付けて います。 jinken-soudan@dream.jp		
LGBT等に関する相談	LGBTQ電話相談 (公財)滋賀県人権センター	090-3188-2255		第2木曜、第4金曜 18:00～21:00(最終受付 20:30)		
えせ同和行為に関する相談	滋賀県人権施策推進課	077-528-3531	077-528-4852	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15		
女性 性別問わず相談可	女性に対する暴力等に 関する相談	女性の人権ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-070-810 (全国共通)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※令和7年10月1日からは「みんなの人権 110番」(Tel.0570-003-110)へ統合	
	性別による差別、 夫婦・家族間の 問題等に関する相談	滋賀県立男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	0748-37-8739		火、水、金、土、日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00 (祝日の翌日・年末年始・ 施設点検日等を除く) ※LINE相談も受け付けています。 「こころのサボーツしが」 毎日16:00～22:00	
	思いがけない妊娠に 関する相談	滋賀県子育て支援課 (にんしんSOS滋賀)	090-8810-2499		月、水、金 18:00～20:00 日 14:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※メール、LINEでも相談 を受け付けています。	
	職場でのセクシュアル・ハ ラスメント等に関する相談	雇用環境・均等室(滋賀労働局)	077-523-1190	077-527-3277	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
	夫婦、家族間の問題等	中央子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 彦根子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	077-564-7867 0749-24-3741		祝日、年末年始を含む毎日 8:30～22:00 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
子ども	いじめ等子どもに関する相談	こどもの人権110番 (大津地方法務局人権擁護課内)	0120-007-110 (全国共通)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
	育児、虐待、いじめ等 あらゆる相談	子ども・子育て応援センター (こころんだいやる)	077-524-2030	077-528-4855	祝日を含む毎日9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)	
	いじめ等の悩み24時間 電話相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (全国共通)		祝日を含む毎日24時間 ※9:00～21:00に県内からかけた場合は上記 の「こころんだいやる」につながります。	
	養育上の悩み、非行・虐待等 に関する相談	中央子ども家庭相談センター	077-562-1121	077-565-7235	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
		彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	0749-24-7464		
		大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768	077-548-7769		
		日野子ども家庭相談センター	0748-36-1201	0748-36-1202		
	児童虐待の通告	虐待ホットライン (中央子ども家庭相談センター内) オペレータまたは最寄り子ども 家庭相談センターへつながります	077-562-8996	077-562-8996	189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)	祝日、年末年始を含む毎日24時間
	子どもとその家庭に関する 相談	東近江子ども家庭相談室 (健康福祉事務所(東近江保健所)) 湖東子ども家庭相談室 (健康福祉事務所(彦根保健所))	0748-22-1300 0749-21-0281	0748-22-1617 0749-26-7540	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:15～16:00	
	子ども・若者に関する 総合相談	滋賀県子ども・若者総合相談窓口 (滋賀県立精神保健福祉センター)	077-567-5058	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00	
思春期精神保健福祉に関する相談 (摂食障害や症状に関するご心配)	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00		
不登校・行きしぶりに関する 相談	滋賀県心の教育相談センター	077-586-8125		月～金(祝日、年末年始等を除く) 10:30～12:30、13:30～16:30 (来所相談の予約は9:30～17:00)		
特別支援教育相談	滋賀県総合教育センター (教育相談専用電話)	077-588-2505	077-586-0011	月～金(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:30、13:30～16:30		
子どもの問題行動等に関する 相談	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15		

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
子ども	ひとり親家庭等の相談	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	077-521-5082	月～金および毎月第1・3土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※メール相談も受け付けています。 support@nozomi-kai.com
	介護や虐待・権利擁護に関する相談	各市町地域包括支援センター	地域包括支援センター一覧(県ホームページ)をご覧ください。		
障害者	権利擁護に関する相談	障害者110番	077-566-0110	077-566-3581	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	障害者差別・虐待に関する通報・相談	滋賀県障害者権利擁護センター	077-521-1175	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	身体に障害のある方の相談(補装具・更生医療)	滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談係	077-567-7221	077-567-7222	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※メール相談も受け付けています。 eg3002@pref.shiga.lg.jp
	知的発達に障害のある方の相談	知的障害者更生相談所(滋賀県立精神保健福祉センター)	077-563-8448	077-562-4334	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	身体障害者補助犬に関すること	身体障害者補助犬苦情・相談窓口(滋賀県障害福祉課)	077-528-3540	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
外国人	外国人のための人権相談	外国人権相談ダイヤル(大津地方法務局人権保護課内)	0570-090911 (この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、最寄りの法務局につながります。)		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 対応言語は英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語およびタイ語
	外国人の生活相談	しが外国人相談センター((公財)滋賀県国際協会)	077-523-5646	077-510-0601	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語を含む20言語で対応(コールセンターによる通訳を含む) ※メールでも受け付けています。 mimitaro@s-i.a.or.jp
患者等	エイズに関する相談	HIV相談専用電話(滋賀県健康危機管理課)	077-524-0051	077-528-4866	月、水(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00
	ハンセン病に関する相談	滋賀県健康しが推進課	077-528-3655	077-528-4857	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	がんに関する相談	・各がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・がん診療連携支援病院	がん相談支援センター・がん相談窓口一覧(県ホームページ)をご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/live/		
	医療に関する患者や家族の相談	医療安全相談室(滋賀県医療政策課)	077-528-4980		月～金(祝日、年末年始、閉庁日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
		大津市医療安全支援センター(大津市保健所保健総務課内)	077-511-9671	077-525-6161	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
患者等	難病患者の方の生活や就労に関する相談	滋賀県難病相談支援センター	077-526-0171	077-526-0172	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00 ※メール相談も受け付けています。 sigananbyo@ex.biwa.ne.jp
	難病患者の方の医療や療養生活に関する相談	滋賀県難病医療連携協議会(滋賀医科大学医学部附属病院内)	077-548-3674	077-548-2815	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～15:30 ※メール相談も受け付けています。 nanbyo@belle.shiga-med.ac.jp
	・精神保健福祉に関する相談(依存症、自殺未遂の相談を含む) ・こころのケア関連(PTSD等)	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	障害が特定していないなど、どこに相談してよいかわからない場合の相談	医療福祉相談モール ワンストップ相談受付(滋賀県立精神保健福祉センター内)	077-569-5955		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
		南部健康福祉事務所(草津保健所)	077-562-3534	077-562-3533	
		甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	0748-63-6148	0748-63-6142	
		東近江健康福祉事務所(東近江保健所)	0748-22-1300	0748-22-1617	
・精神保健福祉に関する相談(ひきこもり、依存症、自殺未遂の相談を含む) ・難病患者の方の生活や介護に関する相談*	湖東健康福祉事務所(彦根保健所)	0749-21-0281	0749-26-7540	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00	
	湖北健康福祉事務所(長浜保健所)	0749-65-6610	0749-63-2989		
	高島健康福祉事務所(高島保健所)	0740-22-2419	0740-22-5693		
	大津市保健所	077-522-6766	077-525-6161	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
患者等	こころの悩みについての相談	こころの電話相談	077-567-5560		月～日（年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～21:00
	精神科救急医療に関する相談	精神科救急医療電話相談	077-566-1190		月～金 17:15～21:30 土・日・祝 9:30～12:00、 13:00～21:30
ひきこもり	ひきこもりに関する相談	滋賀県ひきこもり支援センター （滋賀県立精神保健福祉センター）	077-567-5058 077-567-5010	077-566-5370	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:00
		ひきこもり電話相談 （滋賀県社会福祉協議会）	077-526-7031	077-567-5160	毎週木曜（祝日、年末年始を除く） 13:00～17:00
犯罪被害者等	犯罪被害等に関する相談	警察総合相談電話 「県民の声110番」	077-525-0110 （短縮ダイヤル#9110）		月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～16:30
		性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖（SATOCO）	090-2599-3105 （全国共通短縮番号 #8891）		24時間365日 ※メール相談も受け付けています。 satoco3105biwako@gmail.com
		滋賀県犯罪被害者総合窓口 おろみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	077-525-8103	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00 ※ホームページに相談 フォームがあります
消費生活	消費生活に関する相談 （商品の購入・サービスの利用 に関する困りごと、契約・解約 に関するトラブルなど）	滋賀県消費生活センター	0749-23-0999	0749-23-9030	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:15～16:00 ※インターネットでも受け 付けています。 「滋賀県インターネット 消費生活相談」
		消費者ホットライン （最寄りの市町消費生活相談窓口 または滋賀県消費生活センターに つながります）	188 （全国共通）		各窓口の受付時間となります。
労働	労働に関する相談 （職場でのいじめ、嫌がらせ を含む）	滋賀労働局 総合労働相談コーナー	077-522-6648	077-527-3277	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～16:30
	労働に関する疑問、 トラブル	滋賀県労働相談所	0120-967164 （通話料無料、県 内固定電話から のみ利用可能） 077-511-1402 （通話料有料）		月～金（平日）12:00～16:00 年末年始を除く

市町人権相談ネットワーク協議会担当窓口

市町名	部・課名	電話番号	FAX番号	市町名	部・課名	電話番号	FAX番号
大津市	政策調整部 人権・男女共同参画課	077-528-2791	077-527-6288	湖南市	総務部人権擁護課	0748-71-2322	0748-72-3788
	保健所保健総務課	077-522-6756	077-525-6161	高島市	市民生活部人権施策課	0740-25-8524	0740-25-8102
彦根市	企画振興部人権政策課	0749-30-6115	0749-24-8577	東近江市	市民部 人権・男女共同参画課	0748-24-5620	0748-24-0217
長浜市	市民協働部 人権施策推進課	0749-65-6560	0749-65-6571	米原市	総務部人権政策課	0749-53-5167	0749-53-5148
近江八幡市	市民部 人権・市民生活課	0748-36-5881	0748-36-5882	日野町	企画振興課	0748-52-6552	0748-52-2043
草津市	草津市立人権センター	077-563-1660	077-563-7070	竜王町	未来創造課	0748-58-3701	0748-58-1388
守山市	総合政策部人権政策課	077-582-1116	077-582-0539	愛荘町	人権政策課	0749-42-7696	0749-42-7698
栗東市	市民部人権擁護課	077-551-0108	077-552-5544	豊郷町	人権政策課	0749-35-8113	0749-35-4575
甲賀市	市民環境部人権推進課	0748-69-2148	0748-63-4554	甲良町	住民人権課	0749-38-5063	0749-38-5072
野洲市	人権センター	077-587-4533	077-518-1860	多賀町	総務課	0749-48-8121	0749-48-0157

※各市町にも様々な分野の相談窓口が設置されていますので、詳しくは各市町の担当窓口へお問い合わせください。

令和7年6月発行

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課あて (FAX:077-528-4962)

下記資料を活用いただけましたら、この用紙に御記入後下記まで送付いただけると幸いです。
右の二次元コードを読み取り、滋賀ネット受付サービスにて、御回答いただくことも可能です。

社会教育における人権学習の手引「波紋 No.45」活用報告書

人権学習会・懇談会で下記のとおり活用しましたので報告します。

記



しがネット受付サービスでの
回答フォームはこちら

人権学習会・懇談会の名称	
実施市町、自治会名	
報告者 職・氏名	・
連絡先	
実施日時	令和 年 月 日() : ~ :
実施会場	
参加対象・人数	人
テーマ・人権問題 <small>該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)</small>	①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤部落差別(同和問題) ⑥外国人 ⑦患者 ⑧犯罪被害者等 ⑨刑を終えた人・保護観察中の人等 ⑩性的指向・ジェンダーアイデンティティ ⑪インターネット上の人権被害 ⑫新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等) ⑬ヘイトスピーチ ⑭ハラスメント ⑮災害発生時の人権問題 ⑯人身取引(性的サービスや労働の強要等) ⑰アイヌの人々 ⑱拉致被害者等 ⑲個人情報の保護 ⑳その他の人権に関わる諸問題()
学習形態 <small>該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)</small>	①講演 ②ワークショップ ③グループ討議 ④展示 ⑤その他()
使用教材名	波紋・手引 その他()
内容・感想等	

御協力ありがとうございました。

※ご不明な点等ございましたら、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課まで御連絡ください。

TEL:077-528-4654

「波紋」とは…

表題「波紋」は、現代の矛盾や偏見、差別を掘り起こし、みんなの人権に関する課題として取り上げ、正しく認識して、その課題が「波紋」のように、人々の間に幾重にも広がり、解決されていくことを願って名づけました。

様々な人権問題について
正しい認識と理解を
深めましょう!



滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

「波紋」シリーズ No.45

令和8年(2026年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4654

URL <https://www.nionet.jp/>

